

余建内宿祢。白恐我大神。坐其神腹之御子。何子歟。答詔男子也。余其請之。今如此言教之大神者。欲知其御名。即答詔。是天照大御神之御心者。乃底箇「箇」男。中箇「箇」男。上箇「箇」男。三柱大神者也。此時其三柱大神也「之」今寔思求其國者。於天神地祇。乃山神。及河海之諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上而。真木灰納氣。乃着「箸」及「比羅傳」此三字以音多作。皆皆設浮大海以可度。故備如教覺。整「整」軍雙船。度幸之時。海原之魚不問大小。悉負御船而渡。余順風大起。御船從浪。故其御船之波瀾。押騰新羅之國。既到半國。於是其國王畏惶奏言。自今以後。隨天皇命而。爲御馬甘。每年雙船。不乾船腹。不乾船楫。共与天地。無退仕奉。故是以新羅國者。定御馬甘。百濟國者。定渡屯家。余以其御杖。衝立新羅國主「王」之門。即以墨江大神之葦御魂。爲國守神而。祭鎮。遷渡也。故其政未竟之間。其懷妊臨產。即爲鎮御腹。取石以。纏御裳之誓而。渡登「筑」紫國。其御子者阿礼坐。阿礼二字以音故号其御子生地。謂宇美也。乃所纏其御裳之石者。在筑紫國之伊計「斗」村也。乃到坐筑紫末羅縣之玉嶋里而。御食其河邊之時。當四月之上旬。余坐其河中之磯。拔取

御裳之糸。以飯粒爲緝「緝」。釣其河之年魚。其河名謂小河。其磯名謂勝門比賣也。故四月上旬之時。女人拔裳糸。以粒爲餌。釣年魚。至子今不絶也。

爾、建内宿祢「恐し、我が大神、其の神の腹に坐す御子は、何の子ぞ」と白せば、「男子ぞ」と答詔たまひき。爾、具に請ひまつりけらく、今如此言教へたまふ大神は、其の御名を知らまく欲し。」とまをせば、答詔へたまひつらく、「是は天照大神の御心なり。亦、底箇男、中箇男、上箇男三柱大神なり。（此の時、其の三柱の大神の御名は顯はれたまへる）今寔に其の國を求めむと思さば、天神、地祇、亦山の神、河海の諸神に、悉に幣帛奉り、我が御魂を、船上に坐せて、眞木炭を楫に納れ、亦箸と比羅傳（此の三字音を以るる）を多に作りて、皆皆大海に散らし浮けて、度ります可し。」とのりたまひき。故、備に教へ覺したまへる如くして、軍を整へ船を雙めて度幸ます時に、海原の魚ども大小不問、悉に御船を負ひて遮りき。爾に、順風大に起きて、御船浪の從にゆきつ。故、其の御船の波瀾、新羅の國に押騰りて、既に國半まで到りき。於是、其の國王畏惶みて奏言しけらく、「自今以後、天皇の命の隨に、御馬甘と爲て、毎年船雙めて、船腹乾さず、船楫乾さず、天地の共與無退に仕へ奉らむ。」とまをしき。故、是を以て、新羅國をば御馬甘と定めたまひ、百濟國をば渡屯家と定めたまひき。爾に、其の御杖を新羅の國王の門に衝立てたまひき。即ち墨江大神の荒御魂を、國守ります神と祭鎮りて、還り渡りましき。故、其の政、未だ竟へたま

はざる間に、懐妊せるみこ、産れまらむと臨つ。即、御腹を鑑ひたまはむ爲めに、石を取らして御腰の腰に纏して、筑紫國に渡りましまして其の御子は阿禮坐しける。(阿禮の二字音を以ふる)故、其の御子生みたまへる地を宇美とぞ謂ける。亦其の御裳に纏せりし石は、筑紫國の伊斗村にも在る。亦筑紫の末羅縣の玉籠里に到坐して、其の河邊に御食せず時、四月の上旬なりしかば、其の河中の磯に坐して、御裳の糸を抜き取り、飯粒を餌に爲て、其の河の年魚をなも釣しける。(其の河の名を小河と謂ふ。亦其の磯の名を勝門比賣と謂ふ)故、四月の上旬の時、女人裳の糸を抜き、粒を餌に爲て年魚釣ること今に絶えず。

於是息長帶白「日」賣命於倭還上之時。固「因」疑「人心」一「具喪船」御子載其喪船。先令言漏之御子既崩。如此上幸之時。香坂王忍熊王聞而。思將待取。進出(於)斗賀野。爲宇氣比獨也。余香坂王。騰坐歷木。而是見カ。大怒猪出。堀其歷木。即昨食其香坂王。其弟忍熊王不長其態。與軍。待向之時。赴喪船。將政「攻」空船。余自其喪船。下軍相戰。此時忍熊王。以難波吉師部之祖伊佐比宿祢。爲將軍。太子御方者。以丸迹臣之祖難波根子建振熊命。爲將軍。故追退。到山代之時。還立。各不退相戰。余建振熊命權而。令云。息長帶日賣命者。既崩故。無可更戰。即絶弓絃。欺陽歸服。於「於」是其將軍既信詐。弭弓藏兵。余自頂髮中探出設弦。御本一名云宇更根追

擊。故逃退逢坂。對立烈戰。余追迫敗。出沙々那美。悉斬其軍。於退是其忍能熊王与伊佐比宿祢。共被追迫。無「乘」船浮海。歌曰。

伊香阿藝。布流玖麻賀。伊多豆於波受波。迹本梯理能。阿布美能宇美迹。迦豆岐藝「勢」那和。

即入海。共死也。

於是、息長帶日賣命、倭に還り上ります時に、人の心疑はしきに因りて、喪船を一つ具へて、御子を其の喪船に載せまつりて、先づ御子は既く崩りましたと言ひ漏さしめたまひき。如此して上り幸ます時に、香坂王、忍熊王聞きて待ち取らむと思して、斗賀野に進み出で、宇氣比獨爲たまひき。爾に香坂王、歷木に臨り坐して是(見カ)たまふに、大なる怒猪出でて、其の歷木を堀り即ち其の香坂王を昨食つ。其の弟忍熊王、其の態を畏ますで、軍を興し待ち向へたまふ時に、喪船に赴ひて空船を攻めたまはむとす。爾其の喪船より軍を下して相戦ひき。此の時忍熊王は難波の吉師部の祖、伊佐比宿祢を將軍と爲たまひ、太子の御方には、丸迹臣の祖、難波根子建振熊命を將軍と爲たまひける。故、追退けて山代に到れる時に、還り立ちて、各退かずに相戦ひき。爾に、建振熊命權りて、息長帶日賣命は既く崩りましたれば、更に戦ふべきこと無しと云はしめて、弓絃を絶ちて欺陽りて歸服ひぬ。於是、其の將軍既に詐を信みて、弓

を弭し、兵を藏めてき。爾に頂髪の中より設けたる弦(一名は宇佐由留と云ふ)を採り出でて、更に張りて追撃ちき。故、逢坂に逃げ退きて、對き立ちて亦戦ひけるを、追ひ迫め敗りて沙那美に出でてなも、悉に其の軍を斬りける。於是、其の忍熊王、伊佐比宿禰と共に追ひ迫めらえて、船に乗り海に浮びて歌ひたまはく、

いざあぎ、ふるくまが、いたでおはずば、にほとりの、あふみのうみに、かづきせなわ。

吾君 振熊 痛手不負 鳩鳥 淡海海 潜將爲吾

とうたひて、即ち海に入りて、共に死せたまひぬ。

故建内宿禰命其太子。爲將禊而。經歷淡海及若狹國之時。於高志前之角康造假宮而坐。余坐其地伊奢沙和氣大神已「之」命。見於夜夢。云以吾名欲易御子之御名。余言禱。白之。恐隨命易奉。亦其神詔。明日之日。應幸於濱。獸易名之幣。故其曰。幸行于濱之時。毀鼻入鹿魚。既依一浦。於是御子令白于神云。於我給御食之魚。故多稱其(御)名。號御食津大神。故於今謂氣比大神也。亦其入鹿魚之鼻而御本。故号其浦。謂血浦。今謂都奴賀也。

故、建内宿禰命、其の太子を率てまつりて、觀せむと爲て、淡海及若狹國を經歷し時に、高志前の

角康に假宮を造りて坐せまつりき。爾、其地に坐す伊奢沙和氣大神之命、夜の夢に見えて、「吾が名を御子の御名に易へまく欲し。」と云りたまひき。爾、言禱きて、「恐し。命の隨に易へ奉らむ。」と白しき。亦其の神詔りたまはく、「明日之且、濱に幸ますべし。名易の幣、獻らむ。」とのりたまひき。故、其且濱に幸行せる時に、鼻毀れたる入鹿魚既に一浦に依れり。於是、御子神に白さしめたまはく、「我に御食の魚給へり。」とまをさしめたまひき。故、亦其の御名を稱へて、御食津大神と號す。故、今に氣比大神とも謂す。亦其の入鹿魚の鼻の血鼻かりき。故、其の浦を血浦と謂ひしを、今は都奴賀とぞ謂ふなる。

於是選上坐時。其御祖息長帶日賣命釀待酒以獻。余其御祖御歌曰。

許能差岐波。和賀差岐那良受。久志能加差。登許余迹伊麻濱。伊波多々須。々久那差迦微能。加牟菩岐。本(岐)玖流本斯。登余本岐。本岐母登本斯。麻都理許斯差岐劍「叙」。阿佐受承勢佐々。

如此歌而。獸大御酒。余建内宿禰命爲御子。答歌曰。

許能差岐波。迦差祁牟比登波。曾能都豆差。宇須迹多豆々。宇多比都々。迦(美)祁礼迦母。麻比都々。迦差祁礼加母。許能差岐能。差岐能阿夜迹。宇多隨怒斯佐々。

此者酒樂之歌也。凡帶中津日子天皇之御年伍拾貳歲。壬戌年六月十日。御陵在河内惠賀之長江。

也。皇后御年一百歲崩。葬于

狹城橋別[列]陵也。

於是、還り上り坐せる時に、其の御祖、息長帶日賣命、待酒を醸みて獻らしき。爾其の御祖の御歌、

このみきは、わがみきならず、くしのかみ、とことにいます、いはたす、すくなみかみの、かむはぎ、

此御酒 吾御酒 酒 首長 常世 坐 石立 少名御神 御壽

ほぎくるほし、とよほぎ、ほぎもとほし、まつりこしみきぞ、あさずをせささ。

壽令 狂 豊壽 壽令 廻 獻 來 御酒 不令 潤 飲

如此歌はして大御酒獻らしき。爾に建内宿禰命、御子の爲に答へ奉れる歌、

このみきを、かみけむひとは、そのつづみ、うすにたてて、うたひつつ、かみけれかも、まひつつ、かみ

此御酒 釀 入 其 鼓 曰 立 歌 乍 釀 舞 乍 釀

けれかも、このみきの、みきのあやに、うただぬしさを。

此御酒 御酒 樂

樂

此は酒樂の歌なり。

凡て、帶中津日子天皇の御年伍拾貳歲。(壬戌年六月十一日崩りまじき)御陵は河内惠賀之長江に

在り。(皇后御一百歳にして崩りまじき。狹城の橋列の陵に葬めまつりき)

品陀和氣命坐 輕嶋之明宮。治天下也。此天皇娶品陀[陀]真若王[品陀]之女王三柱女王。

一名。高木之入日賣命。次中日賣命。次弟日賣命。此女王等之父品陀王[品陀]真若王者。五百木之入日子命

也。故高木之入日賣(命)之(御)子額田大中日子命。次大山守命。次伊香之真若命。

伊香[伊香]之(御)子。次妹大原郎女。次高目郎女。中日賣命之御子木之意田郎女。次大雀命。次根島

命。弟日賣命之御子阿倍郎女。次阿具[阿具]目[目]知能[此四字]。三腹郎女。次木之菟野郎女。次

三野郎女。又娶丸迹之比布礼能意富妻之女。自比能。名宮主矢阿[河]枝比賣。生御子。

宇遲能和紀郎女[子]。次妹八田若郎女。次女島王。又娶其矢阿[河]枝比賣之弟赤那郎

女。生御子。宇遲之若郎女。又娶咋毛保長日子王之女息長真若中比賣。生御子。若沼

毛二保王。又娶櫻井田部連之祖嶋垂根之女糸井比賣。生御子。速總別命。又娶日

向之泉長比賣。生御子。大羽江王。次小羽江王。次瀨[瀨]日之若郎女。又娶迦具瀨

比賣。生御子。川原田郎女。次玉郎女。次忍坂大中比賣。次登富志郎女。次迦多遲王。

又娶葛城之野伊呂賣。生御子。伊香能麻和連王。此天皇之御子等。并廿六

王。男王十一。此中大雀命者。治天下也。

品陀和氣命、輕嶋之明宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、品陀真若王(品陀の二字首を以る

古事記 中巻

一七九

る)の女、三柱の女王に娶ひませる、一はしらの御名は、高木之入日賣命、次に中日賣命、次に弟日賣命、(此の女王等の父品陀真若王は五百木之入日子命、尾張連祖、建伊那陀宿禰の女、志理都紀斗賣に娶ひて生みませる子なり)故、高木之入日賣命の御子、額田大中日子命、次に大山守命、次に伊奢之眞若命、(伊奢の二字音を以る)次に妹大原耶女、次に高目耶女、(五柱)中日賣命の御子、木之荒田耶女、次に大雀命、次に根鳥命、(三柱)弟日賣命の御子、阿倍耶女、次に阿具知能(此の四字音を以る)三腹耶女、次に木之菟野耶女、次に三野耶女、(五柱)又丸瀬之比布禮能意富美の女、(此より美に至るまで音を以る)名は宮主矢河枝比賣を娶して生みませる御子、宇遲能和紀耶子、次に妹八田若耶女、次に女鳥王、(三柱)又其の矢河枝比賣の弟、雲那辨耶女を娶して生みませる御子、宇遲之若耶女、(一柱)又昨侯長日子王の女、息長眞若中比賣を娶して生みませる御子、若沼毛二侯王、(一柱)又櫻井田部連の祖、嶋垂根の女糸井比賣を娶して生みませる御子、連總別命、(一柱)又日向之泉長比賣を娶して生みませる御子、大羽江王、次に小羽江王、次に幡日之若耶女、(三柱)又迦具漏比賣を娶して生みませる御子、川原田耶女、次に玉郎女、次に忍坂大中比賣、次に登富志耶女、次に迦多遲王、(五柱)又葛城之野伊呂賣、(此の三字音を以る)を娶して生みませる御子、伊奢能麻和遲王、(一柱)此の天皇の御子等、并せて廿六王(男王十一はしら、女王十五はしら)此の中に大雀命は天下治しめしき。

於是天皇。問大山守命。与大雀命。詔汝尊者。孰愛。兒子(與)弟子。天皇所問以發是問者。宇遲

能和紀郎子有命。余大山守命。白愛兒子。次大雀命。知天皇所問賜之大雀情而白。兒子治天下之心也。

者。既成人。是無愆。悒。弟子者。未成人是愛。余天皇詔。佐耶岐阿藝之言。自佐至藝。如我所思。即詔別者。大山守命爲山海之政。大雀命執食國之岐政。以白賜。宇遲能和紀郎子所知天津日繼也。故大雀命者。勿違天皇之命也。

於是天皇、大山守命と大雀命とに、「汝等は兄なる子と、弟なる子と孰か愛しき。」と問はしたまひき。(天皇の是疑問しける所以は、宇遲能和紀郎子に、天下治しめさしむの心まじつればなり)爾に、大山守守、「兄なる子を愛しき。」と白したまひき。次に大雀命は、天皇の問はし賜ふ大御情を知らして白したまはく、「兄なる子は、既に人と成りつれば、悒きこと無きを、弟なる子は、未人成れば、是ぞ愛しき」とまをしたまひき。爾に天皇詔りたまはく、「佐耶岐阿藝之言(佐より藝に至るまで五字音を以る)ぞ、我が所思すが如くなる。」とのりたまひて、即ち詔り別けたまへらくは、大山守命は海山の政を爲したまへ。大雀命は食國の政執り以ちて白し賜へ。宇遲能和紀郎子は、天津日繼知らせ。とのりわけたまひき。故、大雀命は、天皇の命に違ひまつらざりき。

一時天皇越幸近淡海國之時。御立宇遲野上。望葛野。歌曰。

知婆能。加豆怒未兼礼婆。毛之「毛」知陋流。夜迹彼「波」母兼由。久余能富母兼由。

故別到御本「到」聖木幡村之時。屢屢羞嫌嬖子過過「過」。其道術。余天皇問其嬖子。曰汝者誰子。答曰。丸迹之比布禮能意富美之女。名宮主矢阿河枝比賣。天皇。即詔其嬖子。吾明日遷幸之時。入聖汝家。故矢阿河枝比賣。委曲語其父。於是父答曰。是者天皇聖那理。此二字以音。恐之。我子仕奉云而。嚴飭其家。候待者。明日入聖。故獻大御酒之時。其女矢阿河枝比賣命合令。取大御酒蓋而獻。於是天皇任令取其大御酒蓋而。御歌曰。

許能迦迹夜。伊豆久能迦迹。毛々豆多布。都奴賀能迦迹。余許佐良布。伊豆久迹伊多流。伊知遲志麻。美志麻迹斗岐。美本梯理能。迦豆伎伊岐豆岐。志那施由布。佐々那美遲來。酒久酒久登。和賀伊麻勢婆夜。許波多能美知迹。阿波志那承登賣。宇斯呂傳波。素隨呂迦母。波那美波。志比比斯那瀨。伊知比。素能。和迹佐能迹佐能迹來。波都迹波。々施河阿可良氣美。志波迹波。迹具漏岐由惠。美都具理能。曾能曾能那迦都迹來。加夫都久。麻肥迹波阿豆受。麻用賀岐。許迹加岐多礼。阿彼志那承美那。迦母賀登。和賀美斯古良。迦久母賀登。阿賀美斯古迹。宇多々氣隨迹。牟迦比來流迦母。伊蘇比來流迦母。

如此都合。生御子。宇遲能和紀。自宇下五 郎子也。

一時、天皇、近淡海國に越え幸てます時、宇遲野の上に御立して、葛野を懸けまして、歌はしけらく、

ちばの、かづめをみれば、ももちたる、やにはもみゆ、くにはほもみゆ。葛野を懸けまして、歌はしけらく、

故、木幡村に到り坐せる時に、其の道端に麗美き嬖子過り。爾に天皇、其の嬖子に、「汝は誰子ぞ。」と問

はしければ、答曰さく、「丸迹之比布禮能意富美が女、名は宮主矢阿河枝比賣。」と白しき。天皇其の嬖子に、「吾、明日遷り幸む時、汝の家に入り坐さむ。」と詔りたまひき。故、矢阿河枝比賣委曲に其の父に語りき。於

是、父が答曰けらく、「是は天皇に坐し那理此の二字音を以るる。恐し、我が子、仕へ奉れ。」と云ひて、其の家を嚴飭りて、候ひ待てば、明日入り坐しぬ。故、大御酒を取らしめたる時に、其の女、矢阿河枝比賣命に大御酒を取らしめて、獻りき。於是、天皇、其の大御酒蓋を取らしめながら御歌したまはく、

このかにや、いづくのかに、ももつたふ、つねがのかに、よこさらふ、いづくにいたる、いちぢしま、み

しまにとき、みほとりの、かづきいきづき、しなだゆふ、ささなみちを、すくすくと、わがいませばや、

鳥 速來 鳩 鳥 落 息 佃 階 現 小 浪 路 吾 行 坐

こはたのみちに、あはししを、め、うしろでは、をたてるかも、はなみは、しひひしなす、いちひあの、

わにさのにを、はつには、はだあからけみ、しはには、にぐろきゆえ、みつぐりの、そのなかつにを、か
丸通坂 土 上土 膚赤 下土 丹黒 故 三栗 其中 土 頭
ぶつく、まひにはあてず、まよがき、こにかきたれ、あはししをみな。」かもがと、わがみしこら、かく
もがと、あがみしこに、うただけだに、むかひをるかも、いそひをるかも。
吾 見 兒 宴 酣 向 居 設 副 居 設

如此て、御合まして生みませる御子ぞ、宇遲能和紀(宇より下五字音を以る)郎子にましける。
天皇聞者看日日向國諸縣君之女名髮長比賣。其顔容麗美。將使而。曩上之時。其太子大
雀命見其嬪子泊于難波津而。滅感其姿容之端。即詔告建内宿祢大臣。是自日
向曩上之髮長比賣者。請白天皇之大御所而。令賜於吾。余建内宿祢大臣請太命者。
天皇即以髮長比賣賜于其御子。所賜狀者。天皇聞者看豐明之日。於髮長比賣
令握大酒御柏。賜其太子。余御歌曰。
伊耶古梯母。怒毗流都美迹。比流都美迹。和賀由久美知能。迦具波斯。波那多知婆那波。本
都延波。登理章賀良斯。支支豆延比波。(比)登々理賀良斯。美都具理能。那迦都延
能。本都毛理。阿加良未登賣未。伊耶佐佐婆。余良斯那。

又御歌曰。

美豆多麻流。余佐美能伊氣能。章具比字知。(比斯)賀(良能)。佐斯禰流斯良迹。奴那波
久理。波閉那久斯良迹。和賀許々呂志。伊夜未許迹斯互。伊麻釵(叙)久夜斯岐。
如此歌而賜也。故被賜其嬪子之後。太子歌曰。

美知能斯理。古波庵未登賣未。迦微能基登。岐許延斯迦梯母。阿比麻久良麻久。
又歌曰。

美知能斯理。古波庵未登賣未。阿良菟波受。丑斯久未斯初母。宇流波志美意母布。
天皇日向國諸縣君女、名は髮長比賣、其れ顔容麗美と聞看して、使ひたまはんとして、喚上げたま
ふ時に、其の太子大雀命、其の嬪子の難波津に泊てたるを見たまひて、其の姿容端正きに感でたまひ
て、即ち建内宿祢大臣に詔告へたまはく、「是の日向より喚上げたまへる髮長比賣をば、天皇の大御所に
請白して、吾に賜はしめよ。」とのりたまひき。爾、建内宿祢大臣、大命を請ひしかば、天皇即ち髮長比
賣を其の御子に賜ひき。賜へる状は、天皇豊明聞し看す日、髮長比賣に大御酒の柏を握らしめて、其の
太子に賜ひき。爾に歌したまはく、

いざこども、ぬびるつみに、ひるつみに、わがゆくみちの、かくはし、はなたちばなは、ほつえは、とり
率子等 野蒜摘 蒜摘 吾行道 香細 花橋 上枝 鳥
るがらし、しづえは、ひとりがらし、みつぐりの、なかつえの、ほつもり、あからをとめを、いざささ
房枯 下枝 人取枯 三粟 中枝 赤 藤子 率勝
ば、よらしな、
宜

又御歌曰

みづたまる、よさみのいけの、みぐひうち、ひしがらの、さしけるしらに、ぬなはくり、はへけくしら
水停 依網池 堰杙打 菱 刺 不知 尊 藤 延 不知

に、わがこころしそ、いやをこにして、いまだくやしき。

吾心

今悔

如此歌はして賜ひき。故、其の藤子を賜はりて後に、太子の歌たまへる。

みちのしり、こはだをとめを、かみのごと、きこえしかども、あひまくらまく。

道 後 巨 田 藤 子 神 如 聞 雖 相 枕 藤

又歌曰

みちのしり、こはだをとめは、あらずはず、ねしくをしども、うるはしみおもふ。

道 後 巨 田 藤 子 不 争 藤 思

又吉野之國主等。贈大雀命之所佩御刀。歌曰。

本牟多能。比能差古。意富佐耶岐。意富佐耶岐。波加勢流多知。母登都流藝。酒惠布由。

由御本 布(由) 紀能須。加良賀志多紀能。佐夜々々。

又於吉野之白橋上作横白而。於其横白釀大御酒。獻其大御酒之時。擊三口鼓。爲

伎而。歌曰。

加志能布迹。余久須赤都久理。余久須迹。迦差斯意富差岐。宇麻良余。岐許志母知赤勢。

麻呂賀知。

此歌者。國主等獻大贊之時々。恒至于今。詠之歌者也。

又、吉野の國主等、大雀命の所佩御刀を贈て歌ひけらく。

はむだの、ひのみこ、おほささき。おほささき、はかせるたち、もとつるぎ、すあふゆ、ふゆきのす、か

品陀 日 御子 大雀 大雀 所佩 太刀 本劍 末振 多木如 枯

らがしたきの、さやさや。

下 樹 亮 亮

又、吉野の白橋上に、横白を作りて、其の横白に大御酒を釀みて、其の大御酒を獻る時に、口鼓を撃ち、

俊を爲して歌ひけらく、

かしのふに、よくすをつくり、よくすに、かみしおほみき、うまらに、きこしもちをせ、まろがち。

白 橋生 續曰 作 釀 大御酒 美味 所聞 以食 吾君

此の歌は、國主等、大饗獻る時時、恒に今に至るまで詠ふ歌なり。

此之御世定、賜海部山部山守部伊勢部也。亦作釀池。亦新羅人參渡來。是以建内宿祢命升筆。爲渡〔役〕之堤池而。作百濟池。亦百濟國主〔王〕照古王以鞋馬壹返〔疋〕。牝馬壹返〔疋〕。付阿知寺〔吉〕師以貢上。此阿知吉師者。阿直史等祖。亦貢上橫刀及大鏡。又科賜百濟國。若有賢人者貢上。故受命以貢上人。名和述〔吉〕師。即論語十卷。千字文一卷。并十卷。付是人。即貢進。此和今吉師者。又貢上〔人手〕人韓鍛。名卓素。亦吳服西素二人也。又參造之祖。漢直之祖。及知釀酒人。名仁審。亦名漢々許理等。參渡來也。故是漢々許理。釀大御酒以獻。於是天皇。字羅宜是所獻之大御酒。而。字羅宜三。御歌曰。漢々許理賀。迦婆斯婆岐途。和礼惠比途祁理。許登那具志。惠具志余。和礼惠比途祁理。如此之歌。幸行時。以御杖打大坂道中之大石者。其石走避。故諺。曰堅石避醉人也。

此の御世に、海部山部山守部伊勢部を定めたまふ。亦釀池を作る。亦新羅人參渡り來つ。是を以て建内宿祢命引率て、堤池に爲役て、百濟池を作る。亦百濟國王照古王、牡馬壹疋、牝馬壹疋を阿知吉師に付けて貢上りき。(此の阿知吉師は、阿直史等が祖)亦横刀及大鏡とを貢上りき。又百濟國に若賢人有らば、貢上れと科せ賜ふ。故、命を受けて貢上れる人、名は和述吉師、即ち論語十卷、千字文一卷、并せて十一卷を是の人に付けて貢進りき。(此の和述吉師は文首等が祖)又手人韓鍛名は卓素。亦吳服西素、二人を貢上りき。又參造の祖、漢直の祖、及酒を釀むことを知れる人、名は仁審。亦の名は須須許理等、參渡り來つ。故、是の須須許理、大御酒を釀みて獻りき。於是、天皇、是の所獻大御酒に字羅宜て(字羅宜の三字音を以る)御歌うたはしけらく、

すすこりが、かみしみきに、われまひにけり。ことなくし、まぐしに、われまひにけり。

須須許理 釀 大御酒 吾 醉 事 和 酒 吟 酒 吾 醉

如此歌はしつ々幸行ませる時に、御杖以ちて大坂の道中なる大石を打ちたまひしかば、其の石走り避りぬ。故、諺に、「堅石も醉人を避くる。」とぞ曰ふなる。

故天皇崩之役。大雀命者。從天皇之命。以天下。讓字遲能和紀郎子。於是大山守命者。違天皇之命。猶欲獲天下。有敏其弟皇子之情。竊設兵將攻。余大雀命聞其兒備兵。即遣使者。令告字遲能和紀郎子。故聞焉。以兵伏阿河邊。亦其山之上張羅垣。立帷

幕。詐以舍人為王。露坐吳床。百官恭敬往來之狀。既如王子之坐所而。更為其兄王渡河之時。具傍船織者。亦「亦カ」春佐那此二字。葛之根。取其汁滑而。塗其船中之簀。其椅。設踏應。仆而。其王子者。服布衣禪。既為賤人之形。執織立（船）。

故。天皇崩りまして後に、大雀命は天皇之命の從に、天下を宇遲能和紀郎子に譲りたまひき。於是、大山守命は天皇之命に違ひて、猶天下を獲むと欲て、其の弟皇子を殺さむの情有りて、竊に兵を設けて攻めむとしたまひき。爾に大雀命、其の兄の兵を備へたまふことを聞かして、即ち使者を遣りて宇遲能和紀郎子に告げしめたまひき。故、聞き驚かして、兵を河邊に伏し、亦其の山の上に龜垣を張り、帷幕を立てて詐りて舍人を王に爲して、露に吳床に坐せて、百官恭敬往來之狀、既に王子の坐す所の如して、更に其の兄王の河を渡りたまむ時の爲めに、船楫を具へ飾り、亦、佐那（此の二字音を以る）葛の根を舂き、其の汁の滑を取りて、其の船の中の簀椅に塗りて、踏みて仆るべく設けて、其の王子は布の衣禪を服て、既に賤人の形に爲りて、櫓を執りて船に立ちませり。

於是其兄王。隱伏兵士。衣中服。到於河邊。將無（乘）船時。望其嚴飭之屢。以爲弟王坐其吳床。都不知。執織而立。船。即問其執織者曰。傳聞茲山有忿怒之大猪。吾欲取其猪。若獲其猪乎。余執織者答曰不能也。亦問曰。何由。答曰。時々也往々

也。雖爲取而不得。是以白不能也。渡到河中之時。令傾（傾）其船。墮入水中。余

今乃浮出。隨水流下。即流歌曰。

知波夜夫流。宇遲能和多理迹。佐末斗理迹。波夜祁牟比登斯。和賀毛古迹許牟。

於是、其の兄王、兵士を隱伏し、鎧を衣の中に服せて、河邊に到りて、船に乗り坐さむとする時に、其の嚴飭れる處を望りて、弟王を其の吳床に坐すと以爲して、櫓を執りて、船に立ちませることをば都て知らずて、即ち其の機執れる者に問曰たまはく、「茲の山に、忿怒れる大猪有り」と傳に聞けり。吾其の猪を取らむと欲ふを、若其の猪獲てむや。」ととひたまへば、機執れる者、「不能」と答曰は、「亦何由は」と問ひたまへば、「時時、往往にして取らむと爲れども不得す。是を以て不能と白すなり。」と答曰き。渡りて河中に到れる時に、其の船を傾けしめて、水の中に墮し入れき。爾に乃ち浮出でて、水の隨に流れ下りたまひき。即ち流れつつ歌曰ひたまはく、

ちはやぶる、うぢのわたりに、さをとり、はやけむひとし、わがもこにこむ。

最速 振 宇遲 渡 掉 取 將速 人 吾 來

於是伏隱河邊之兵。彼廂此廂。一時共與矢刺而流。故到訶和羅之前而。沉入。訶和羅三字以音。故以鈎。探其沉處者。繫其夜〔衣〕中甲而。訶和羅鳴。故号其地。謂訶和羅前也。

余播出其骨之時。弟王歌曰。知波表比登。字遲能和多理迹。和多理是迹多互流。阿豆佐由姜麻由姜。伊岐良牟登。許々呂波母閉梯。伊斗良牟登。許々呂波母閉梯。母登幣波。岐姜未於母比傳。湏惠幣波。伊毛未於母比傳。伊良那那久。曾許余於母比傳。加那志那久。許々余於母比傳。伊岐良受曾久流。阿豆佐由姜麻由姜。

故其大山守命之骨者。莖〔菲〕于那良山也。是圖大山守命者。王〔土〕形君。幣岐君。藤原君等之祖。

於是、河邊に伏隠れたる兵、彼爾此爾一時共に興りて、矢刺して流しき。故、阿和羅之前に到りて沉入りたまひぬ。阿和羅の三字音を以て其の沈みたまひし處を標ししかば、其の衣の中なる甲に穿りて阿和羅と鳴りき。故、其地の號を阿和羅前とは謂ふなり。圖に、其の骨を標出せる時に、弟王の歌、

ちはやびと、うちのおたりに、わたりせにたてる、あづさゆみまゆみ、いさらむと、ころはもへど、最速人 宇治波 渡 瀬立 梓 弓 檜弓 將射發 心 離思
いとらむと、ころはもへど、もとへは、きみをおもひで、すまへは、いもをおもひで、いらなけく、
取 本方 君 思 出 末方 妹 思 出 新入 廣

そこにおもひで、かなしけく、ここにおもひで、いさらずぞくる、あづさゆみまゆみ。

其 思 出 悲 此 思 出 不射放 歸 梓 弓 檜弓

故、其の大山守命の骨をば、那良山に葬しき。是の大山守命は、一土形君、幣岐君、藤原君等が祖なり。於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱。各讓天下之間。海人貢大寶。余兄辭。令貢於弟。々辭。令貢於兄。相讓之間。既經多日。如此相讓。非一二時故。海人既疲往還而泣也。故諺。曰海人乎。因己物而泣也。然宇遲能和紀郎子者早崩。故大雀命治天下也。

於是、大雀命、宇遲能和紀郎子と二柱、天下を各讓りたまふ間に、海人、大寶を買ひ、爾、兄は辭みて弟に買らしめたまひき、弟はまた兄に買らしめて、相讓りたまふ間に、既に多日經ぬ。如此相讓りたまふこと一二時に非ざりければ、海人は既に往還に疲れて泣きけり。故、諺に「海人なれや、己が物から泣く。」とぞ曰ふ。然るに、宇遲能和紀郎子は早く崩りましぬ。故、大雀命、そ天下治しめしける。

又昔有新羅國王之子。名謂天之日弟〔才〕。是人參渡來也。所以參渡來者。新羅國有二一諺〔沼〕。名謂阿具奴摩。自阿下四字以音。此沼之邊一賤女畫〔畫〕。於是日耀〔輝〕如虹。指其

陰上。亦有一賤夫。思異其狀。恒伺其女人之行。故是女人。自其晝寢時。妊身。生。赤玉。余其所伺賤夫。乞取其玉。恒畏着腰。此入營田。於山谷之間。故耕。耕人等之飲食。負一牛。而。入山谷之中。遇逢其國主「王」之子。天之日矛。余問其人。曰。何汝飲食負牛。入山谷。汝女欲必殺。食是牛。即捕其人。將入獄國。囚其人。曰。吾非欲飲牛。唯送田人之食耳。然猶不赦。余解其腰之玉。幣其國王之子。故赦其賤夫。將來其玉。置於床邊。即化。羨麗嬪子。仍婚爲嫡妻。余其嬪子常設種々之珍味。恒食其夫。故其國主「王」之子。心奢。嘗妻其女人。言。凡吾者。非應爲汝妻之女。將行吾祖之國。即乘小船。逃。新度來。習。于難波。此者。難波之比賣。其曾祖也。謂阿加流比賣。神者也。

又、昔新羅國王の子有り。名は天之日矛と謂ふ。是の人參渡來りけり。參渡來りける所以は、新羅國に一つの沼有り。名を阿具奴摩と謂ふ。(阿より下四字音を以る) 此の沼の邊に一賤女晝寢したりき。於是、日の輝虹の如、其の陰上を指したるを、亦一賤夫其の狀を異と思ひて、恒に其の女人の行を伺ひけり。故、是の女人、其の晝寢したりし時より妊身。赤玉をなも生みける。爾に、其の所伺賤夫、其の玉を乞ひ取りて、恒に裏みて腰に着けたりき。此の人山谷間に田を營れりければ、耕人等の飲食を一牛に負せて、山

谷の中に入りけるに、其の國王の子。天之日矛。遇逢り。爾、其の人に問ひけらく、「何、汝飲食を牛に負せて山谷へは入るぞ、汝必ず是の牛を殺して食ふならむ。」と曰ひて、即ち其の人を捕へて、獄囚に入れむとすれば、其の人答曰へけらく、「吾、牛を殺さむとは非ず。唯だ田人の食を送るにこそあれ」といふ。然れども猶赦さざりければ、其の腰なる玉を解きて、其の國王の子に幣しつ。故、其の賤夫を赦して、其の玉を將來て床邊に置けりしかば、即ち羨麗き嬪子に化りぬ。仍、婚ひして嫡妻と爲たりき。爾に、其の嬪子、常に種種の珍味を設けて、恒、其の夫に食めき。故、其の國王の子心奢りて、妻を嘗れば、其の女人、「凡、吾は汝の妻と爲るべき女に非ず。吾が祖の國に行なむとす」と言ひて、竊ひて小舟に乗りて、逃遁渡り來て難波になも留りける。(此は難波の比賣。其曾祖に坐す、阿加流比賣と謂す神なり)

於是天之日矛。聞其妻遁。乃追渡來。將到難波之間。其渡之神塞以不入。故更遷泊。多遲摩國。即習其國。而娶多遲摩之僕尾之女。名前津見。生子。多遲摩母呂瀨玖。此之子。多遲摩斐泥。此之子。多遲摩比那良岐。此之尔「子」。多遲麻毛理。次多遲摩比多訶。次清日子。此清日子。娶當摩之咩斐。生子。酢廉之諸男。次妹菅竈。此上。由良度差。此四字。故上云。多遲摩比多訶娶其姪由良度差。生子。葛城之高額比賣命。此者息長帶比賣之御祖。故其天之日矛持。渡來物者。玉津寶云而。珠二貫。又振浪比礼。比礼二字以。切浪比礼。振風比礼。切風比。管(下)敷。此。

礼。又奥津鏡。邊津鏡。并八種也。此者伊豆志之八前大神也。

於是、天之日矛其の妻の通れしことを聞きて、乃ち追ひ渡り來て、難波に到らむとする間に、其の渡之神靈へて入れざりき。故、更に還りて多遲麻國に泊てつ。即ち其の國に留りて、多遲麻之俣尾が女、名は前津見に娶ひて生める子、多遲麻母曰須玖。此が子多遲麻娶泥。此が子多遲麻比那良岐。此が子多遲麻毛理、次に多遲麻比多詞、次に清日子。(三柱) 此の清日子、當麻之昨妻に娶ひて生める子、酢鹿之諸男、次に妹貴上由良度美(此の四字音を以るる) 故、上に云へる多遲麻比多詞、其の姪、由良度美に娶ひて生める子、葛城之高額比賣命。(此は息長帶比賣命の御祖) 故、其の天之日矛の持ち渡り來つる物は、玉津寶と云ひて、珠二貫、又浪振比禮、(比禮の二字音を以るる、下此れに效へ) 浪切比禮、風振比禮、風切比禮、又奥津鏡、邊津鏡、并せて八種なり。(此は伊豆志之八前大神なり)

故茲神之女。名伊豆志未登賣神也。故八十神雜欲得是伊豆志未登賣。皆不得婚。於是其有二三神。兄号秋山之下水社(莊)夫。弟名春山之霞社(莊)夫。故其兄謂其弟。吾雖乞伊豆志未登賣。不得婚。汝得此嬪子乎。答曰易得也。余其兄曰。若汝有得此嬪子者。避上下衣服。量身高而。釀(釀)酒(酒)亦山河之物悉備設。爲字礼豆玖云余。自字至玖以音下效此。余其弟如兒言。具白其母。即其母取布遲葛而。布遲二字一宿之間織縫衣褲及襪袴。亦以音。

作弓矢。令服其衣褲等。令取其弓矢。遺其嬪子之家者。其衣服及弓矢。悉成藤花。於是其春山之霞社(莊)夫。以其弓矢繫嬪子之腕。余伊豆志未登賣思異其花。將來之時。立其嬪子之役。入其屋。即婚。故生一子也。余白其兄曰。吾者得伊豆志未登賣。於是其兄懷懷弟之婚。以。不償其字礼豆玖之物。余愁白其母之時。御祖答曰。我御世之事能許曾。此二字以音。神習。又宇都志岐青人草習乎。不償其物。恨其兒子。乃取其伊豆志河之河嶋之一節竹而。作八目之葦籠。取其河石。合塩而。囊(囊)其竹葉。令詛(言)。(而)此竹葉青。如此竹葉萎而。青萎。又如此塩之盈乾而。盈乾。又如此石之沉(沉)。(而)沉臥。如此令詛。於烟上。是以其兄八年之間。于萎病枯。故其兄患泣。請其御祖者。即令返其詛戶。於是其身如本以安平也。此者神字礼豆玖之言本者也。故、茲の神の女、名は伊豆志未登賣神坐せり。故、八十神、是の伊豆志未登賣を得むとすれども、皆得婚ず。於是、二の神有り。兄を秋山之下水社夫と號ひ、弟を春山之霞社夫と名ひける。故、其の兄、其の弟に謂ひけらく、「吾、伊豆志未登賣を乞へども得婚ず。汝此の嬪子を得てむや。」といへば「易く得てむ。」と曰ふ。爾に、其の兄の曰く、「若、汝此の嬪子を得て有らば、上下の衣服を避り、身の高を量りて斐に酒

を讀み、亦、山河の物を悉に備へ設けて、宇禮豆玖をこそ爲め。」と云ふ。(宇より玖に至るまで音を以る。下此に效へ)爾に、其の弟、兄の言へる如具に其の母に白せば、即ち其の母、布連島を取りて(布連の二字音を以る)一宿の間に衣、襪、履、沓まで織り縫ひ、亦弓矢を作りて、其の衣襪等を服せ、其の弓矢を取らせて、其の嬖子の家に遣りしかば、其の衣服も弓矢も悉に藤花とぞ成れりける。於是、其の春山之靈壯夫、其の弓矢を嬖子の圃に繋けたるを、伊豆志袁登賣其の花を異と思ひて、將來る時に、其の嬖子の後に立ちて、其の屋に入りて、即ち婚しつ。故、一子生みたりき。爾に、其の兄に、「吾は伊豆志袁登賣を得たり。」と白ぶ。於是、其の兄い、弟の婚つることを憤恨みて、其の宇禮豆玖物を償はず。爾、其の母に愁白す時に、御祖の答白らく、「我が御世の事、能許曾(此の二字音を以る)神習はめ。又宇都志岐青人草習へや。其の物償はめ。」といひて、其の兄なる子を恨みて、乃ち其の伊豆志河の河島の一節竹を取りて、八月之荒瀧を作り、其の河の石を取り、鹽に合へて其の竹の葉に裏み詛言はしめけらく、「此の竹葉の青むが如、此の竹葉の萎むが如、青み萎め。又、此の鹽の盈乾が如、盈乾よ。又此の石の沈むが如沈み臥せ。」如此、詛ひて烟上に置かしめき。是を以て、其の兄八年の間干き萎み、病枯しき。故、其の兄思ひ泣きて、其の御祖に請へば、即ち其の詛戸を返さしめき。於是、其の身本の如くに安平きき。(此は神宇禮豆玖と言ふことの本なり)

又此品隨天皇之御子若野毛二候王取(娶)其母弟百師木伊呂弁。亦名弟日賣真若比賣命。生

子。大郎子。亦名意富々梯王。次忍坂之大中津比賣命。次田井己(之)中比賣。次田宮之中

比賣。次藤(藤)原之琴節郎女。次取上賣王。次沙祿王。七故意富々梯王者。三國君。波多君。筑紫之米多君。長坂君。酒人君。息道(長)君。山(道君)。布勢君等之祖也。

又根島王娶庶妹三腹郎女。生子。中日子王。次伊和嶋王。二

又堅石王之子者。久奴王也。凡此品隨天皇御年壹佰參拾歲。甲午年九月九日。御陵在三川内惠賀之

裳伏唄也。

又、此の品隨天皇の御子、若野毛二候王、其の母の弟百師木伊呂辨、亦の名は弟日賣真若比賣命に娶ひて生みませる子、大郎子、亦の名は意富々梯王、次に忍坂之大中津比賣命、次に田井之中比賣、次に田宮之中比賣、次に藤原之琴節郎女、次に取上賣王、次に沙祿王、(七柱)故、意富々梯王は、(三國君、波多君、息長君、筑紫之米多君、長坂君、酒人君、山道君、布勢君等が祖なり)又、根島王、庶妹、三腹郎女に娶ひて生みませる子、中日子王、次に伊和嶋王、(二柱)又堅石王の子は久奴王なり。凡て此の品隨天皇、御年壹佰參拾歲。(甲午年九月九日。御陵は川内惠賀之裳伏唄に在り。)

古事記中卷 [終]

古事記中 廿五丁

執筆金剛資賢 俗老 廿八

本曰、弘安四年五月六日、以兼鹿方宿祢本書寫校合早。

本曰、古記之當卷、世間不流布、鴨院御文庫之外無之云々、爰申請幕府之本、寫加書窓之中、奴「好」文之志、神無納文「受」、不裁「載」日本紀等事、粗以見于此卷、深秘箱底、莫出關外、于時文永弟五之曆、應鑄十七之日、加技跡錄旨趣而已。

通議士卜 在判

本云、此書雜得之由、人以稱之、就中於中卷者、諸家尤之、只在鴨院文庫云々、而不慮得之、好文之至欬、自愛之、于時僅「僕力」煩「瘧」病、宿執之食、予自按之、深納函內、耻莫外見、更弘長三年五月廿七日記之。

正二位行推大納言兼右近衛大將藤原朝臣 在判

文永十年二月十日、被召大殿御前、舞雜談之次、此中卷事、取被出、本自旁持之由申入之條、頗無念之間、年未不齊之趣言上早、而同十二日、以女房奉計、佛香二品、良細物、送下起御奉、紙家門之面目、何事加辦款、神之冥助也、君之高恩也、且爲發見箱古之計、即加技合、同十四日朝、付三品返上早。

正議大夫卜 在判

本云

弘安五年九月一日、申下一條殿御奉書寫早、可二秘藏云々、

祭主 在判

古事記 下卷

起大雀皇豐御食炊屋比賣命凡十九天皇

大集〔雀〕命坐難波之高津宮。治天下也。此天皇娶葛城之曾都毗古之女石之日賣命。大生御子。大江之伊耶本和氣命。次墨江之中津王。次瓊之水齒別命。次男淺津間若子宿祢命。又娶上云日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣。生御子。波多毗能太郎子。自波下四字亦名太日下王。次波多毗能若郎女。亦名長目〔日〕比賣命。亦名若日下部命。又娶庶妹八田〔娶若郎女。又〔娶〕庶妹宇遲能若郎女。此之御子也。凡此太雀天皇之御子等并六王。男王五柱。故伊耶本和氣命者。治天下。次瓊之水齒別命亦。治天下。次男淺津間若子宿祢命亦。治天下也。

大雀命、難波之高津宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、葛城之曾都毗古の女、岩之日賣命〔大后〕に娶ひまして生みませる御子、大江之伊耶本和氣命、次に墨江之中津王、次に瓊之水齒別命、次に男淺津間若子宿祢命。〔四柱〕又上に云へる日向之諸縣君、牛諸が女、髮長比賣を娶して生みませる御子、波多毗能太郎子、〔波より下四字音を以る。下此に效へ〕亦の名は大日下王、次に波多毗能若郎女、

亦の名は、長日比賣命、赤の名は若日下部命。(二柱)又庶妹、入田若郎女に娶ひまし、又庶妹、宇迦能若郎女に娶ひまし。此の(二柱)は御子まささりき。凡て此の大體天皇の御子等、并せて六柱ましき。(男五柱、女王一柱)故、伊耶本和氣命は天下治しめし、次に娘之水御別命も天下治しめし、次に男後津間若子宿禰命も天下治しめしき。

此天皇之御世。爲太后石之日賣命之御名代。定葛城部。亦爲太子伊耶本和氣命之御名代。定壬生部。亦爲水御別命之御名代。定糠部。亦爲大日下王之御名代。定大日下部。爲若日下部王之御名代。定若日下部。又(又)役桑人。作茨田堤及茨田三宅。又作丸迹池。依網池。又堀難波之堀江而。通海。又堀小椅江。又定墨江之津。

此の天皇の御世に、太后、石之日賣命の御名代と爲て、葛城部を定めたまひ、亦太子、伊耶本和氣命の御名代として、壬生部を定めたまひ、亦水御別命の御名代として、糠部を定めたまひ、亦大日下王之御名代と爲て、大日下部を定めたまひ、若日下部王之御名代と爲て、若日下部を定めたまひき。又桑人を使て茨田堤、茨田三宅を作りたまひ、又丸迹池、依網池を作りたまひ、又難波之堀江を掘りて、海に通し、又小椅江を掘り、又墨江之津を定めたまひき。

於是天皇登高山。見四方之國。謂之。於國中。烟不發。國皆貧窮。故自今至三年。志

除人民之課役。是以太殿破壞。志雖雨漏。都勿修理。以禱(城)受其漏雨。漏(遷)。

(遷)于(遷)不漏處。復見國中。於國滿烟。故爲人民富。今科課役。是以百姓之祭。不

苦役使。故稱其御世。謂聖帝(之)世(上)申也。

於是、天皇高山に登りまして、四方の國を見たまひて、詔りたまひつらく、「國中に烟發たず、國皆貧窮。故、今より三年といふまでは、悉に人民の課役を除せ。」とのりたまひき。是を以て大殿破壞れ壞れて、悉に雨漏れども都て修理ひたまはず、城を以ちて其の漏雨を受けて、雨らざる處に遷り避けましき。後に國中を見したまへば、國に烟滿ちたりき。故、人民富めりと爲して、今はと課役料たまひき。是を以て百姓榮えて、使に苦まさりき。故、其の御世を稱へて聖帝の世と謂す。

其太后右(石)之日賣命。甚多嫉妬。故天皇所使之妾者。不得臨官中。言立者。足母阿賀(迦)迹媛(妬)。自母下五命(余)天皇聞者。皆倭海部直之女名黑日賣。其容姿端正。嚴上而

使也。然畏其太后之嫉。逃下奉國。天皇坐高臺。望瞻其黑日賣之離出。浮海以。歌曰。淡岐幣迹波。求夫泥都羅々玖。文(久カ)漏耶夜(岐カ)能。摩佐豆古和藤毛。玖迹幣玖施良頰。

故太后聞是之御歌。大忿。遣人於太浦。追下而。自出〔步〕追去。

其の太后、石之日賣命、甚多嫉妬したまひき。故、天皇の使はす妻たちは、宮中をも得臨かず、言立
てげ足母阿賀迦連嫉妬(母より下五字言を以るる)たまひき。爾に天皇、吉備海部直が女、名は黒日賣、
其れ容貌端正しと聞し看して、喚上げて使ひたまひき。然れども其の太后の嫉ますを畏みて、本國に逃げ下
りにき。天皇、高臺に坐して、其の黒日賣が船出浮海するを望みけまして、歌ひたまはく、
おきべには、をぶねつららく、くろさきの、まさづこわぎも、くにへくだらす。

沖方 小船連 黒崎 吾妹國 下

故、太后、是の御歌を聞かして、大く怒りまして、太浦に人を遣して、追ひ下して歩より追去ひたまひき。
於是天皇戀其黒日賣。欺太后。曰欲見淡道鳴而。幸行之時。坐淡道鳴。遙望歌曰。
決志互流夜。耶〔那〕迹波能佐岐用。伊傳〔傳〕多知互。和賀久迹兼礼婆。阿婆〔波〕志
麻。決能基呂志摩。阿遲麻佐能。(許)志麻母兼由。佐氣都志麻兼由。
乃自其鳴傳而。幸行吉備國。余黒日賣命〔令〕大坐其國之山方地而。獻大御飯。於
是爲妻大御妻〔羹〕。採其地之菘菜時。天皇到坐其嬪子之採菘履歌曰。日暮夜。不
夜麻賀多途。麻祁流河〔阿〕赤那母。岐倫比登々。尊母迹新都米婆。多怒斯久母阿流連。

天皇上幸之時。黒日賣獻御歌曰。

夜麻登弊〔幣〕迹。尔斯布岐阿宜。玖毛婆那礼。曾岐赤理登母。和礼〔和〕濱〔和〕礼未
〔米〕夜。

又歌曰。

夜麻登弊迹。由玖波多賀都麻。許母理定〔豆〕能。志多用波門〔間〕都々。由久波多賀
都麻。

於是、天皇、其の黒日賣を戀ひたまひて、太后を欺かして淡道島見たまはんと曰りたまひて、幸行ませる
時に、淡道島に坐して、遙に望けまして、歌ひたまはく、

おしてるや、なにはのさきよ、いでたちて、わがくにみれば、あはしま、おのころしま、あぢまさの、こ
しまもみゆ、さけつしまみゆ。
難波 埼 自 出 立 朕 國 見 淡 島 淤能基呂島 檣 櫓 小
島 見 佐氣都島

乃ち其の嶋より傳ひて、吉備國に幸行ましき。爾、黒日賣其の國の山方の地に大坐しませしめて、大御飯
獻りき。於是、大御妻を煮むと爲て、其地の菘菜を採る時に、天皇、其の嬪子の菘採む處に到りま

して、歌ひたまはく、

やまがたに、まけるあななも、きびひとと、ともにしつめば、たゆしくもあるか。

山縣 蔭有菘菜 吉備人 共 探 樂 有哉

天皇、上尋ます時に、黒日賣の獻れる御歌曰、

やまとべに、にしふきあけて、くもばなれ、そきをりとも、われわすれめや。

大和方 西 風吹令散雲 離 離 退 居 吾 忘 乎

又歌曰、

やまとべに、ゆくはたがつま、こもりづの、したよはへつつ、ゆくはたがつま。

大和方 往 誰夫 隱 水 從 下 乍 延 往 誰夫

自此後時。太后爲將豐樂而。於探御繼(繼)栢(栢)。幸行木國之間。天皇婚入田若郎女。於是太后御繼栢。積(積)盈御船。還幸之時。所斷使於水取司。吉備國鬼嶋(之)仕丁。是退己國。於難波之太疾(渡)遇所後倉人女之松。乃語云。天皇者。比日婚入(八)田若郎女而。晝夜戲遊。若太后不聞此事乎。靜游幸行。余其倉人女。聞此語言。即追近御松。曰(白)之狀其(具)如仕丁之言。於是太后太恨怒。載其御松。

之御繼栢(栢)者。悉投棄於海。故另其地。謂御津前也。

自此後時。太后豐樂したまはむとて、御繼栢を探りに、木國に幸行せる間に、天皇、八田若郎女に婚ひましつ。於是、太后は御繼栢を御船に積み盈て、還幸す時に、水取司に斷使ゆる吉備國鬼嶋の仕丁、是己が國に退るに、難波之太疾に發れたる倉人女の船遇り。乃ち語云りけらくは、「天皇は、此日八田若郎女に婚ひまして、晝夜戲遊れますを、若、太后は此の事聞し看さわかも、靜に遊幸行ます。」とぞ語りける。爾、其の倉人女、此の語れる言を聞きて、即ち御船に追近きて、仕丁が言ひつる如具に狀を白しき。於是、太后大く恨み怒りまして、其の御船に載せたる、御繼栢をば、悉に海に投げ棄てたまひき。故、其地を御津前とは謂ふなり。

即不入坐宮而。引避其御松。泝(泝)於堀江。隨河而。上幸山代。此時歌曰。

都藤泥布夜。々麻志呂賀波末。迦波能煩理。和賀能煩礼波(婆)。賀波能倍迹。淤斐隨豆流。

流。佐期(斯)夫末。佐斯夫能紀。斯賀斯多迹。淤斐隨豆流。波毗呂。由都麻都婆岐。斯賀波那能。呂理伊麻斯。芝賀婆(波)能。比呂理伊麻瀆波。淤富岐兼呂迦母。

即自山代。週到坐那良山口。歌曰。

都藤泥布夜。々麻斯呂賀波末。晝夜能煩理。和賀能煩礼婆。阿末途余志。那良末瀆疑。兼

施弓。夜麻登未須疑。和賀兼賀本斯久途婆(波)。迦豆良紀多迦兼夜。和藝等(倍)能阿多理。如此歌而送。暫入(聖)國(筒)木韓人。名奴理能兼之家也。

即ち宮に入り坐さずて、其の御船を引き避きて、堀江に派らして、河の隨に山代に上り幸ましき。此の時に歌ひたまはく、

つぎねふや、やましろがはを、かはのぼり、わがのぼれば、かはのべに、おひだてる、さしぶを、さしぶのき、しがしたに、おひだてる、はびろ、ゆつまつばき、しがはなの、てりいまし、しがはの、ひろりい
其下 生 立有 葉廣 五百箇價幣 其花 照坐 其葉 廣 坐
ますは、おほきみろかも。

大君 賦

即ち山代より廻りて、那良の山口に到り坐して歌ひたまはく、

つぎねふや、やましろがはを、みやのぼり、わがのぼれば、あをによし、ならをすぎ、をだて、やまとを
すぎ、わがみがほしくには、かづらきたかみや、わぎ、のあたり。
過 吾 見 欲 國 葛 城 高 宮 吾 家 邊
山城川 川上 吾上 河邊 生立有 鳥草樹
宮上 吾上 青土 奈良過 小橋 大和

如此歌ひて還らして、暫、筒木の韓人、名は奴理能美が家に入り坐しき。

天皇聞者其太居(后)目(自)山代(上)幸(而)使(舍)人名謂(鳥)山人(送)御歌曰。

夜麻斯呂迹。伊斯那登理夜麻。伊斯那伊斯那。阿賀波斯豆麻迹。伊斯岐阿波牟加母。

又續遣(丸)迹臣(口)子(而)。歌曰。

兼母呂能。曾能多迦紀那流。意富章古賀波良。意富章古賀波良迹河(阿)流。岐毛牟加布。

許々(呂)乘(隨)迹賀(迦)。阿比於母波受阿良牟。

又歌曰。

都藝泥布。夜麻志呂賣能。許久波母知。宇知斯於富(泥)。々士漏能。斯漏多隨牟岐。麻迦受那婆許曾。斯良受登母伊波米。

故是(口)子(臣)。白(此)御歌(之)時。大雨。余不(避)其(雨)。參(伏)前(殿)戶(者)。違(出)後(戶)。參(伏)後(殿)戶(者)。違(出)前(戶)。余(初)勿(進)赴。施(跪)于(庭)中(時)。水(潦)至(響)。其(臣)。眼(着)紅(紐)(紐)。青(摺)衣(故)。水(潦)拂(紅)紐(紐)。青(皆)變(紅)色。尔(口)子(臣)之(妹)口(自)比(賣)仕(奉)太(后)。故(是)口(比)賣(歌)曰。

夜麻志呂能。都々紀能兼夜途。母能麻永濱。河〔阿〕賀勢能岐兼波。那美多具麻志母。

尔太后問其所申〔由〕之時。答曰〔白〕。僕之兄口子臣也。

天皇、大后山代より上り幸ましめと聞し看して、會人名は鳥山と云ふ人を使しける時に、送りたまへる御

歌、

やましろに、いしけとりやま、いしけいしけ、あがはしづまに、いしきあはむかも。

山城 及 鳥山 及 吾愛妻 將及遇 賊

又、讀きて丸通限口子を遣して、歌ひたまはく、

みもろの、そのたかきなる、おほむこがはら、おほむこがはらにある、きもむかふ、こころをだにか、あ

御室 其高 城在 大猪子 大猪子 有 肝向 心 不

ひおもはずあらむ。

相思 將有

又歌曰

つぎねふ、やましろめの、こくはもち、うちしおほね、ねじろの、しろただむき、まかすけばこそ、しら

山城女 木鐵持 打 大根根 白 白腕 不繼來 不知

すともいはめ。

幣言

故、是の口子臣、此の御歌を白す時、雨大くふりき。爾に、其の雨をも避けず。前殿戸に参伏せば、還ひて後戸に出でたまひ、後殿戸に参伏せば、還ひて前戸に出でたまふ。爾、而匍進赴ひて庭中に跪居る時に、水浪腰に至けり、其の臣紅紐着けたる賈摺衣服たりければ、水浪、紅紐に拂れて背、皆紅色に變りぬ。爾に、口子臣の妹、口比賣、大后に仕へ奉れり。故、是の口比賣、歌ひけらく、

やましろの、つつきのみやに、ものまをす、あがせのきみは、なみだぐましも。

山城 筒木宮 物申 吾兄君 涙

爾に、大后其の所由を問ひたまふ時に、僕が兄、口子臣なりと答白しき。

於是口子臣、亦其妹口比賣、及奴理能兼。三人議而、令奏天皇云。太后幸行所以者、奴理能兼之所養也。一度爲匍虫、一度爲轂〔殼〕。一度爲飛鳥〔翬〕。有變三種之奇虫。者〔看〕行此虫而、入聖耳。更無異心。如此奏時。天皇、詔然者吾思奇異故。欲見行、自大宮上幸行、入聖奴理能兼之家時、其奴理能兼、己所養之三種虫、獻於太后。尔天皇御云〔立〕其太后所聖殿戸。歌曰。都夢程布。夜麻斯呂賣能。許久波母知。宇知斯意富泥。佐和佐和途。那賀伊弊〔幣〕勢許曾。宇知和多預。夜賀波延那預。岐伊理麻兼久礼。

此天皇与三太后所歌之六歌者。志都歌之返(歌)也。

於是、口子臣亦其の妹口比賣、及奴理能美三人して語りて、天皇に奏さしめけらくは、「大后の幸行せる所
以は、奴理能美が蚤ふ虫、一度は芻虫に爲り、一度は穀に爲り、一度は飛鳥に爲りて、三色に變る奇き虫あ
り。此の虫を看行しに入坐せるにこそあれ。更に異き心は坐さず。」如此奏す時に、天皇、「然らば吾も
奇異と思へば見に行かな。」と詔りたまひて、大宮より上り行幸して、奴理能美が家に入り坐せる時に、其
の奴理能美、己が養へる三種の虫を大后に獻りき。爾、天皇、其の大后の坐せる殿戸に御立して歌はし
けらく、

つぎねふ、やましろめの、こくはもち、うちしおほね、さわさわに、ながいへせこそ、うちわたす、やが

山城女 木織持 打 大根 汝言爲 打渡 爾

はえなす、きいりまひくれ。

木築如 來入 參 來

此の天皇と大后と、歌はしたる六歌は、志都歌の返歌なり。

天皇戀八田若郎女、賜遣御歌、其歌曰。

夜多能。比登母登瀆宜波。古母多受。多知迦阿礼那牟。阿多良瀆賀波良。許登表許曾。瀆

宜波良登伊波米。阿多良瀆賀志賣。

余八田若郎女答歌曰。

夜多能。比登母登瀆宜波。比登理表理登母。意富岐麻斯。与斯登岐許佐婆。比登理表理登母。

故爲三田(若)郎女之御名(代)定三田部也。

天皇、八田若郎女を戀ひたまひて、御歌を遣り賜へる、其の歌、

やたの、ひともとすげは、こもたす、たちかあれなむ、あたらすがはら。ことをこそ、すげは、といは

八田 一本 菅 子不持 立 賊 將 荒 可惜 菅 原 言 菅 原 將 言

め、あたらすがしめ。

可惜 清 女

爾、八田若郎女の答まつる歌、

やたの、ひともとすげは、ひとりをりとも、おほきみし、よしときこそば、ひとりをりとも。

八田 一本 菅 雖 獨 居 大 君 可 爾 雖 獨 居

故、八田若郎女の御名代として、八田部を定めたまひき。

亦天皇以其弟速総別王爲媒而。乞三庚(庶)妹女鳥王。余女鳥王。語速総別王曰。因

大后之媛不治。賜八田若郎女。故思不仕奉。吾爲汝今(命)之妻。即相婚。是以速總別王。不復娶。余天皇。直幸女鳥王之所坐而。坐其殿戶之闕上。於是女鳥王坐機而。織服。余天皇歌曰。

賣杼理能。和賀意富岐差能。於呂瀆波多。他賀多泥呂迦母。
女鳥王答歌曰。

多迦由久夜。波夜夫佐和氣能。差於瀆比賀泥。
故天皇知其情。還入於宮。

亦、天皇、其の弟速總別王を謀と爲て、庶妹女鳥王を乞ひたまひき。爾に、女鳥王、速總別王に誓曰りたまはく、「大后の強きに因りて、八田若郎女をも治め賜はず、故、仕へ奉らじ。吾は汝が命の妻に爲りなむと思ふ。」といひて、即ち相婚ましき。是を以て速總別王復、奏したまはざりき。爾に、天皇、直に女鳥王の坐す所に幸まして、其の殿戸の闕の上に坐しき。於是、女鳥王機に坐して服織らせり。爾、天皇歌曰したまはく、

めどりの、わがおほきみの、おろすはた、たがたわろかも。

女鳥王 答 歌 王 繼 服 誰 料 賦

女鳥王答の歌曰、

たかゆくや、はやぶさわけの、みおすひがね。

高行 速總別 御覽料

故、天皇其の情を知らして、宮に還入りましき。

此時其又(夫)速總別王到来之時。其妻女鳥王歌曰。

比婆理波。阿米速迦氣流。多迦由久夜。波夜夫佐和氣。佐耶岐登良佐泥。

天皇聞此歌。即興軍欲攻(殺)。余速總別王女鳥王共逃退而。騰于倉椅山。於具(是)速總別王歌曰。

波斯多豆能。久良波斯夜麻末。佐賀志差登。伊波迦伎加泥互。和賀且(互)登良瀆母。

又歌曰。

波斯多豆能。久良波斯夜麻波。佐賀斯祁杼。伊毛登能煩礼波。佐賀斯玖母阿良受。

故自其地逃亡。到宇隋之菴途時。御軍追到而。敏也。其將軍山部大楯連。取其女鳥王所纏(御手)之玉釧(釧)而。与己妻。此時之後。將爲豐樂之時。氏々之女等。皆朝奉。余大楯連之妻以其王之玉釧。纏于己手(手)而奉赴。於是大后石(之)日賣命。自取

太御酒柏。賜諸氏々之女等。余太后。見知其玉釧。不賜御酒柏。乃引退。出其夫太
楯連以。詔之。其王等固无礼而。退賜。是者(無)異事耳。夫云(之)奴乎。所種(種)三
己君之御午(手)玉釧。於(庸)熾劍持末。即与己妻。乃給死刑也。

此の時、其の夫速總別王の到來せる時に、其の妻女鳥王歌曰ひたまはく、

ひばりは、あめにかける、たかゆくや、はやぶさわけ、ささきとらさめ。

雲雀 天 翔

鯛 鯛 取

天皇此の歌を聞かして、即ち軍を興して殺りたまはむとす。爾、速總別王、女鳥王共に逃げ退りて、倉橋山
に隠りましき。

於是、速總別王、歌曰ひたまはく、

はしたての、くらはしやまを、さがしみると、いはかきかねて、わがてとらすも。

梯立 倉橋山 嶮

岩 櫃 不得 吾 手取

又歌曰、

はしたての、くらはしやまは、さがしけど、いもとのばれば、さがしくもあらず、

梯立 倉橋山 嶮

與 妹 登 嶮 不有

故、其地より逃じて、宇陀之縣邊に到りませる時に、御軍追ひ到りて殺せまつりき。其の將軍、山部大楯

連、其の女鳥王の御手に懸せる玉釧を取りて、己が妻に與へたりき。此時之後、豐樂爲たまはむとする時
に、氏氏の女等皆朝參す。爾に大楯連が妻、其の王の玉釧を己が手に懸きて參赴れり。於是、大后石之
日賣命自ら大御酒の柏を取らして、諸氏氏の女等に賜ひき。爾、大后其の玉釧を見知りたまひて、御酒
の柏を賜はずて、乃ち引き退けたまひて、其の夫大楯連を召し出でて詔りたまはく、「其の王等、固より無
禮て」古訓本ハ固ヲ因ト有ル本ニ據リテ「無禮に因りて」ト訓メリ「退ひ賜へる、是は異しき事無くこそ。
夫之奴乎、己が君の御手に懸せる玉釧を、爾、燭りきに刺ぎ持ち來て、己が妻に與へたること。」とのりた
まひて、乃ち死刑におこなひ給ひき。

亦一時天皇爲將豐樂而。幸行日女鳴之時。於其鳴處(鷹)生(卵)。(卵)。余古建内宿
祿命。以歌。問(鷹)生(卵)之狀。其歌曰。

多麻岐波流。宇知能阿曾。那許曾波。余能那賀比登。葦良差都。夜麻登能久途余。加理

右(古)牟登岐久夜。

於是建内宿祿以歌語自(白)。

多迦比迦流。比能差古。宇倍(志)許曾。計(斗)比多麻閉。麻許曾途。計(斗)比多麻閉。
阿礼許曾波。余能那賀比登。葦良差都。夜麻登能久途余。加理古牟登。伊麻隨岐加受。

如此自〔白〕而。被給御琴。歌曰。

那賀妻古夜。都毗余〔述〕新良牟登。加理波古牟良斯。

此者本較歌之拜〔片〕歌也。

亦、一時天皇、豐樂爲たまはむとして、日女島に幸行せる時に、其の島に雁卵生みたりき。爾、建内宿禰命を召して、歌以て雁の卵生める狀を問したまへる其の歌、

たまきはる、うちのあそ、なこそは、よのながひと、そらみつ、やまとのくにに、かりこむときくや。

内兄 朝臣 汝

世長 人

日本國

馬子産聞乎

於是、建内宿禰、歌以て語曰さく、

たかひかる、ひのみこ、うべしこそ、とひたまへ、まこそに、とひたまへ、あれこそは、よのながひと、

高光

日皇子 語

問給

世長 人

そらみつ、やまとのくにに、かりこむと、いまだきかず。

日本國

雁子産 未 聞

如此白して、御琴給はりて、歌曰ひけらく、

ながみこや、つひにしらむと、かりはこむらし。

汝 皇子 終 將 知 雁 子産

此は本較歌の片歌なり。

此之御世。兔寸阿〔河〕之西有二高樹。其樹之影當旦日者。還〔述〕淡道嶋。當夕日者。

越高友〔安〕山。故切是樹以。作松。甚捷〔捷〕行之松也。時号其松。謂枯野。故

以是松。旦夕酌淡道嶋之寒泉。獸大御水也。豈〔茲〕松破壞以。燒區。取其燒遺木。

作琴。其首響七里。余歌曰。

加良奴末。志本余夜岐。新賀阿麻理。許登尔都久理。賀岐比久夜。由良勝〔能〕計〔斗〕

能。斗那賀能。伊久理余。布礼多都。那豆能紀能。佐夜佐夜。

此者。志都歌之〔歌返〕歌也。此天皇之御年捌拾參歲丁卯年八月十五日崩也。御陵在毛受云〔之〕

上原也。〔耳上原也〕

此の御世に、免寸河の西に一高樹有りけり。其の樹の影、旦日に當れば淡道嶋に還び、夕日に當れば高安山を越えき。故、是の樹を切りて船に造れるに、甚捷く行く船にぞありける。時に其の船の號を枯野とぞ謂ひける。故、是の船を以て旦夕に淡道嶋の寒泉を酌みて、大御水獸りき。茲の船の破壊れたる以て、鹽を燒き、其の燒遺れる木を取りて、琴に作りたりしに、其の首七里に響えたりき。爾、歌に、

からめを、しほにやき、しがあまり、ことにつくり、かきひくや、ゆらのとの、となかの、いくりに、ふ

枯野 鹽 燒 其餘 琴 造 孤 彈 由良 門 門中 海石 振

れたつ、なづのきの、さやさや。」

立 亮 亮

此は、志都歌の返歌なり。

此の天皇御年捌拾參歲。(丁卯年八月十五日崩りましむ)御陵は毛受之耳上原に在り。

子伊耶本和氣王(命)聖伊波礼上(之)若櫻宮。治天下也。此天皇娶葛城之曾都比古

之子葦田宿祢之女名黒比賣命。生御子。市邊云(之)忍齒王。次御馬王。次妹青海郎女。

亦名飯豊郎女。三本聖難波宮之時。聖太嘗而。爲豊明之時。於大御酒。字良宜而。

大御竊也。余其弟墨江中王欲取天皇以。火着大殿。於是倭漢直之祖阿知直盜出而。乘

御馬。令幸於倭。故到于多遲比野而。竊語此間者何處。余阿知直白。墨江中王火

着大殿。故率逃於倭。余天皇歌曰。

多遲比怒途。泥牟登斯理勢婆。多都恭母々。知母(知)(豆)許豆麻志乎(母)能。泥

牟登斯理勢婆。

刑(到)於波迹賦坂。望見難波宮。其火猶炳。余天皇亦歌曰。

波迹布耶迦。和賀多知兼礼婆。迦羅漏肥能。毛由流伊弊(幣)牟良。都麻賀伊弊(幣)能

阿多理。

故到幸大坂山口之時。遇一女人。其女人白之。持兵人等。多寒(塞)茲山。自當岐麻

道。廻應。越辛。余天皇歌曰。

於富佐迦途。阿布夜末登賣末。兼知計(斗)閉婆。多施途波能良受。當藝麻知兼能流。

故上幸。聖石上神宮也。

伊耶本和氣命、伊波禮之若櫻宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、葛城之曾都比古の子、葦田宿禰の女、名は黒比賣命に娶ひまして生みませる御子、市邊之忍齒王、次に御馬王、次に妹青海郎女、亦の名は、飯豊郎女。(三柱)本難波宮に坐しし時、大嘗に坐して豊明爲す時に、大御酒に字良宜て、大御寢ましき。爾に、其の弟、墨江中王、天皇を取りまつらむとして、大殿に火を置けたりき。於是、倭漢直の祖、阿知直盜み出でて、御馬に乗せまつりて、倭に幸まさしめき。故、多遲比野に到りまして寢めまして、「此間は、何處ぞ。」と詔りたまひき。爾、阿知直白さく、「墨江中王、大殿に火を置けたまへり。故、率て率りて倭に逃げゆくなり。」とまをしき。爾に、天皇歌はしけらく、

たちひぬに、わむとしりせば、たつこもも、もちてこましもの、わむとしりせば。

丹 比野 將疑 知 防 壁 持 來 將疑 知

波瀾坂に到りまして、難波宮を望見りたまへば、其の火猶炳くみえたり。爾、亦歌はしけらく、
はにふざか、わがたちみれば、かざろひの、もゆるいへむら、つまがいへのあたり。

壇生坂 吾立見

所燃 家群 妻 家 邊

故、大坂山口に到り幸せる時に、一女人遇へり。其の女人の白さく、「兵を持る人等、多茲の山を塵きをり。當殿麻道より廻りて越え幸ますべし。」とまをしき。爾、天皇歌はしけらく、

おほさかに、あふやをとめを、みちとへば、ただにはのらず、たぎまぢをのる。

於大坂 遇 處 女 道 間 直 不 告 當 麻 道 告

故、上り幸まして、石上神宮に坐しませしき。

於是其伊呂弟水齒別令〔命〕參赴。令〔々〕謁。余天皇〔令〕詔。吾疑汝命。君〔若〕与墨江中王同心早〔乎〕故。不相言。答曰〔白〕。饒者無穢非〔耶〕心。亦不同墨江中王。亦令詔。然者。今還下而。敏墨江中王而。上来。彼時吾女〔必〕相言。故即還下難波。欺所近習墨江〔中〕王之集〔集〕人。名曾婆加理云。君〔若〕汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣。治天下。那何。曾婆訶理。答曰。隨命。余多祿給其集〔集〕人。曰。然者敏汝王也。於是曾婆訶理。竊伺己王入廁。以弟。刺而敏也。故學曾婆訶理。上幸於。

倭之時。到大坂山口。以爲。曾婆訶理爲吾。雖有大功。既敏己君是不義。然不獲其功。可謂無信。既行其信。還惶其情。故雖報其功。滅〔滅〕其正身。是以詔〔詔〕曾婆訶理。今日誓〔留〕此間而。先給大臣位。明日上幸。誓其山口。即造假宮。忽爲豐樂。及〔乃〕於其集人。賜大臣位。百官令拜。集人歡喜。以爲遂志。余詔其集人。今日与大臣。飲同盞酒。共飲之時。隱而大鏡。盛其進酒。於是王子先飲。集人後飲。故其集人飲時。大鏡覆面。余取出量席下之劍。斬其集人之頸。乃明日上幸。故号其地。謂近飛鳥也。上到于倭。詔之。今日誓此間。爲禊禊而。明日參出。將拜神宮。故考其地。謂遠飛鳥也。故參出石上神宮。令參天皇。攻〔攻〕既于〔平〕訖。參上侍之。余凸入而。相語也。天皇。於是以直阿知直。始任藏官。亦給糧地。亦此御世。於若櫻部臣等。賜若櫻部名。又比賣隨君等。賜姓。謂比賣隨之名〔君〕也。亦定伊波礼部也。天皇之御年。陸拾肆歲。壬申年正月三日崩。御陵在二毛受也。

王と同心にもあらず。」と答白したまひき。亦詔らしめたまはく、「然らば、今還り下りて、墨江中王を殺して、上り來ませ、彼の時にこそ吾必ず相言はめ。」とのらしめたまひき。故、即ち難波に還り下りまして、墨江中王に近く習へまつる隼人、名は曾婆加理を欺きて、「若、汝吾言ふことを従かば、吾天皇と爲り、汝を大臣に作して、天下を治さむとす。那何に。」と云りたまひき。曾婆加理、「命の隨」と答白しき。爾、其の隼人に謀多に給ひて、「然らば、汝の王を殺りまつれ。」と曰りたまひき。於是、曾婆加理、己が王の副に入りませるを竊伺ひて、矛以ちて刺して殺せまつりき。故、曾婆加理を率て倭に上り到ます時に、大坂山口に到りまして以爲さくは、曾婆加理吾が爲めに大功有れども、既に己が君を殺せまつれるは、是不義なり。然れども其の功を賞いずば、信なしと謂はまし。既に、信りしこと行なはば、還りて其の情こそ惶けれ。故、其の功は報ゆとも、其の正身をば滅してむとぞおもほしける。是を以て曾婆加理に詔りたまはく、「今日は此間に留りて、先づ大臣の位を給ひて、明日上幸さむ。」とのりたまひて、其の山口に留りまして、即ち假宮を造りて、忽ち樂爲して、乃ち其の隼人に大臣の位を賜ひて、百官をして拜ましめたまふに、隼人歡喜ひて、志遂げぬとぞ以爲ひける。爾に其の隼人に、「今日大臣と同じ盡の酒を飲みてむとす。」と詔りたまひて、共に飲ます時に、而を隠す大鏡に、其の進むる酒を盛りたり。於是、王子先づ飲みたまひて、隼人後に飲む。故、其の隼人、飲む時に、大鏡面を覆ひたりき。爾、席の下に置かせる劍を取り出でて、其の隼人が頸を斬りたまひき。乃して明日ぞ上り幸ましける。故、其地を近飛鳥と謂く。倭に上り

到りまして詔りたまはく、「今日は此間に留りて、賦歎して明日參出て神宮を拜まむとす。」とのりたまひき。故、其地を遠飛鳥と謂けき。故、石上神宮に參出て、天皇に「政、既に平け訖へて參上りて侍ふ。」と奏さしめ給ひき。爾、召し入れて相語ひたまひき。天皇、於是、阿知直を始めて藏官に任したまひ、亦豫地をも給ひき。亦此の御世に、若櫻部臣等に、若櫻部と云ふ名を賜ひ、又比賣陀君等に、比賣陀之君謂ふ姓を賜ひき。亦伊波禮部を定めたまひき。この天皇の御年陸拾肆歳。(壬申年正月三日崩りたましめ)御陵は毛受に在り。

弟 水筒別今(命) 坐多治比之柴垣宮。治天下也。(此)天皇御身之長。九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等磨(齊)。既如貫珠。天皇娶丸迹之許恭登臣之女都怒郎女。生御子。甲斐郎女。次都夫良郎女。二柱。又娶同臣之女弟比賣。生御子。財王。次多訶弁郎女。并四王也。天皇(之)御年陸拾肆歳。丁丑年七月崩。御陵在毛受野(置)也。

水筒別命、多治比之柴垣宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、御身之長九尺二寸半、御齒長一寸、廣二分、上下等磨(齊)ひて、既に珠を貫けるが如くなりき。天皇、丸迹之許恭登臣の女、都怒郎女を娶して生みませる御子、甲斐郎女。次に都夫良郎女。(二柱)又同臣の女、弟比賣を娶して生みませる御子、財王。次に多訶弁郎女、并せて四柱ましき。この天皇の御年陸拾肆歳。(丁丑年七月に崩り

ましめ) 御陵は毛受野に在り。

弟 男淺津間君 (若) 子宿祿王 (命)。皇 遷飛鳥宮。治天下也。此天皇娶意富大 (本) 杼王之妹。忍坂之太中津比賣命。生御子。木梨云 (之) 輕王。次長田太郎女。次境之墨 (黒) 日子王。次穴穗命。次輕大郎女。亦名衣通郎女。御名所以負衣通王者。其身之先 (光) 自衣通出也。次入 (八) 菰之白

日子王。次太長父口 (谷) 命。次橘大郎女。次酒見郎女。九 凡天皇之御子等九柱。男王五。

女王。此九王之中。穴穗命者。治天下也。次大長谷命。(亦) 治天下也。天皇初爲將

所知天津日經之時。天皇辭而 謂之。我者。有 (一) 長病。不得所知日經。然太后始而。諸卿等目 (因) 堅奏 (西) 而乃。治天下。此時新良國王真進御調八十一艘。余御調

之大使名云金波鎮漢紀武。此人深 知樂方。故治差帝皇之御病。於是天皇怒天下氏々名々人才 (等) 之氏姓 (忤) 過而。於味白櫛之言八十禍津日前。居 玖訶先 (覺) 而。玖訶二字以音。

定 賜天下之八下 (十) 友緒氏姓也。又爲木梨之輕太子御名代。定 派部。馬 (爲) 太后御名代。定 刑部。爲 太后之弟田井中比賣御名代。定 河部也。天皇御年 柒拾捌歲。甲午年正月十五日

御陵在河内之惠賀長枝也。

男淺津間君子宿祿命。遷飛鳥宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、意富本杼王の妹、忍坂之太中津比賣命に娶ひまして生みませる御子、木梨之輕王、次に長田大郎女、次に境之黒日子王、次に穴穗命、次に輕大郎女、亦の名は衣通郎女 (御名を衣通王と負はせる所以は、其の身の光、衣より通り出でつればなり) 次に八菰之由日子王、次に大長谷命、次に 橘 大郎女、次に酒見郎女。(九柱) 凡てこの天皇の御子等九柱ましき。(男王五はしら、女王四はしら) 此の九王の中に、穴穗命は、天下治しめしき。次に大長谷命も、天下治しめしき。

天皇、初天津日經所知しめさむと爲し時に、天皇辭まして、「我は、一長病し有れば、日經得知らさじ。」と詔りたまひき。然れども大后を始め、諸卿等堅く奏したまへるに因りてぞ天下治しめしける。此の時、新良の國王、御調八十一艘貢進りき。爾に、御調の大使、名は金波鎮漢紀武とぞ云ひける。此の人衆の方を深く知りき。故、帝皇が御病を治差めまつりき。於是、天皇、天下の氏氏名名の人等の、氏姓の忤ひ過てることを怒ひまして、味白櫛之言八十禍津日前に、玖訶先を居きて、(玖訶の二字音を以る) 天下の八十友緒の氏姓を定め賜ひき。又木梨之輕太子の御名代と爲て、河部を定めたまひ、大后の御名代と爲て、刑部を定めたまひ、太后の弟、田井中比賣の御名代と爲て、河部を定めたまひき。この天皇御年 柒拾捌歲。(甲午年正月十五日崩りましめ) 御陵は河内の惠賀長枝に在り。

天皇崩之役。定木梨之帳太子所。知日縫。未即位之間。許其伊呂妹輕太郎女而。歌曰。河〔阿〕志比紀能。夜麻陀乘豆久理。夜麻陀加兼。斯多倫乘和志勢。志多孖比余。和賀登布伊毛乘。斯多郎岐余。和賀那久都麻乘。許存〔布カ〕許曾波。夜須久波隨布礼。

此者志良宜歌也。又歌同〔曰〕。佐々〔能〕波余。宇都夜阿良礼能。多志隨志余。韋佐〔泥〕互牟能知波。比登波加由登母。宇流波斯登。佐涅斯佐涅互婆。加理許母能。兼隨礼婆兼隨礼。佐涅斯佐涅〔互〕婆。此者夷振之上歌也。

天皇崩りまして後、木梨之輕太子、日繼知しめすに定まれるを、未だ位に即きたまはざりし間に、其の伊呂妹、輕太郎女に許けて歌したまはく、

あしひきの、やまだをつくり、やまだかみ、したびをわしせ、したどひに、わがとふいもを、したなきに、わがなくつまを、こふこそは、やすくはだふれ。

吾泣妻 今日 易肌觸
此は志良宜歌なり。又歌曰、

ささのほに、うつやあられの、たしたしに、あねてむのちは、ひとはかゆとも。うるはしと、さねしき小竹葉 打 露 櫛 櫛 率 率 後 入 難 被 讀 愛 眞 寢 眞 寢
ねてば、かりこもの、みだればみだれ、さねしさわてば。

寢 刈 蔭 亂 亂 眞 寢 眞 寢
此は夷振之上歌なり。

是以百官。及天下人等。皆〔背〕輕太子而。歸穴穗御子。余輕〔太〕子畏而。逃入大前小前宿祢大臣之家而。備作兵器。

余時所作矢者。銅其箭之同〔内〕。穴穗王子亦作兵器。此王子所也。是謂穴穗御子也。於是穴穗御子與軍〔軍〕。圍大前小前宿祢之家。余到其門時。零大水〔氷〕雨。故歌曰。

意富麻弊。兼麻弊酒人〔久〕泥賀。加那計〔斗〕加宜。加久余理許泥。阿未〔米〕多知夜珠〔米〕牟。

余其大前小前宿祢舉午〔手〕打膝。儼訓那傳〔傳〕自詞下三。歌。奈米。其歌曰。夜比登能。阿由比能右〔古〕瀆文。淤知余岐登。兼夜比登々余牟。佐計〔斗〕兼登母由珠〔米〕。

此歌者宮人振也。如此歌。泰歸白之。我天皇之御子於伊呂見王无及兵。君(若)及兵者。必人矣。僕捕以貢進。余解兵退坐。故大前小前宿禰捕其輕太子。舉參出以。貢進。其太子。被捕歌曰。

阿麻陀牟。加流乃赤登賣。伊多那加婆。比登斯理奴倍志。波佐能夜麻能波計(斗)能。斯多那岐余那久。

又歌曰。

阿麻陀牟。加流未登賣。志多多余母。余理泥互登富礼。加流未登賣杼母。

是を以て百官及天下の人等、輕太子に背きて、穴穗御子に歸りぬ。爾、輕太子畏みて、大前小前宿禰大臣の家に逃げ入りて、兵器を備へ作りたまひき。(爾の時に作れる矢は其の箭の内を鋼にしたり。故、其の矢を輕箭と謂ふ) 穴穗王子も兵器を作りたまふ。(此の王子の作らせる矢は、即ち今時の矢なり。是れを穴穗箭と謂ふ) 於是、穴穗御子軍を興して、大前小前宿禰の家を圍みたまふ。爾、其の門に到りませる時に、大氷雨零りき。故、歌ひたまはく、

おほまへ、をま、すくねが、かなどかけ、かくよりこね、あめたちやめむ。

大前 小前 宿禰 金 門 陰 如此倚 來 雨 立 止

爾に、其の大前小前宿禰、手を擧げ膝を打ち、儼ひ詞那傳、(詞より下三字音を以る) 歌ひ參來。其の歌は、

みやびとの、あゆひのこすす、おちにきと、みやびととよむ、さとびともゆめ。

宮人 脚 帶 小鈴 落去 宮人 響 助 里 人 謹

此の歌は宮人振なり。如此歌ひつつ參歸て白しけらく、「我が天皇の御子、伊呂見王を及兵たまふな。若、及兵たまはば、必ず人矣はむ。僕捕へて貢進らむ。」とまをしき。爾、兵を解めて退り坐しき。故、大前小前宿禰、其の輕太子を捕へて、率て參出て貢進りき。その太子捕へらえて歌ひたまはく、

あまだむ、かるのをとめ、いたなかば、ひとしりぬべし、はさのやまのはとの、したなきになく。

天 飛 輕 媛 女 甚 泣 人 知 可 羽 狭 山 鳩 下 泣 泣

又歌曰、

あまだむ、かるをとめ、したたにも、よりねとほれ、かるをとめども。

天 飛 輕 媛 女 下 下 寄 寝 行 去 輕 媛 女 等

故其輕太子者。流於伊余湯也。亦將流之時。歌曰。

阿麻登夫。登理母都加比曾。多豆賀泥能。岐許延牟登岐波。和賀那斗波佐泥。一此三歌者。天田振也。又歌曰。

意富岐美余。斯麻余波夫良婆。布那阿麻理。伊賀弊(理)許牟劔(叙)。和賀多々祿(弥)由米。許登赤許曾。多々美登伊波米。和賀都麻波由米。

此歌者夷振之許(片)下也。其衣通王獻歌。其歌曰。

那都久佐能。阿比混能波麻能。加岐加比余。阿斯布麻濱那。阿加斯互杼富礼。

故後亦不堪戀慕。而。追往時。歌曰。

岐美賀由岐。氣那賀久那理奴。夜麻多豆能。余牟加開永田加牟。麻都余波麻多士。此云山多

豆者。是今造木者也。

故、其の輕太子をば伊余湯に流ちまつりき。亦流たえたまはむとせし時に、歌ひたまはく、

あまとぶ、とりもつかひぞ、たづがねの、きこえむときは、わがなとはさね。

天 飛 鳥 使 鶴 音 將所聞時 吾 名問

此の三歌は天田振なり。又歌ひたまはく、

おほきみを、しまにはぶらば、ふなあまり、いかへりこむぞ、わがたたみゆめ。ことをこそ、たたみと

大 君 鳥 放 船 餘 還 將來 吾 疊 齋 言

いはめ、わがつまはゆめ。

將言 吾 妻 隨

此の歌は、夷振の片下なり。其の衣通王、歌を獻る。其の歌曰、

なつくさの、あひねのはまの、かきがひに、あしふますな、あかしてとほれ。

夏 草 相 寝 漬 蠟 貝 勿 足 踏 令 明 行 去

故、後に亦戀慕不堪て、追ひ往ます時に、歌ひたまはく、

きみがゆき、けながくなりぬ、やまたづの、むかへをゆかむ、まつにはまたし。

君 行 來 經 長 接 骨 木 迎 將 行 待 不 待

(此に山多豆と云へるは、今の造木なり)

故追到之時。待懷而。歌曰。

許母理久能。波都世能夜麻能。意富余余波。々多波理阿互。佐余々余波。々多波[波]理阿互。

意富余余(余)斯。那加佐阿賣流。於母比豆麻阿波礼。都久由美能。許夜流許夜理母。阿豆

佐由美。多互理多互理母。能知母登理美流。意母比豆麻阿波礼。

又歌曰。

許母理久能。波都勢能賀波能。賀美都勢余。伊久比蘇(哀)字知。斯毛都勢余。麻久比表
字知。伊久比余波。加賀美表加氣。麻久比余波。麻多麻表加氣。麻多麻那須。阿賀母布伊
毛。加賀美那須。(阿)賀母布都麻。阿理登伊波婆許曾余(余)。伊弊余母由加米。久余未母
斯怒波米。

如此歌。即共自死。故此二歌者讀歌也。

故、追ひ到りませる時に、待懐ひて歌ひたまはく、

こもりくの、はつせのやまの、おほをには、はたはりだて、さををには、はたはりだて、おほをにし、な

長谷山 大峽 幡張立 眞小峽 幡張立 大峽 汝

がさだめる、おもひづまあはれ。つくゆみの、こやるこやりも、あづさゆみ、たてりたりも、のちも

定 思 妻 何恰 棚弓 伏 伏 梓 弓 立 立 後

とりみる、おもひづまあはれ。

取見 念 妻 何恰

又歌曰、

こもりくの、はつせのかはの、かみつせに、いくひをうち、しもつせに、まくひをうち、いくひには、か

長谷川 上願 棚杵打 下願 眞杵打 棚杵 鏡

がみをかけ、まくひには、またまをかけ、またまなす、あがもふいも、かがみなす、あがもふつま、あり

掛 眞杵 眞玉掛 眞玉如 吾思妹 鏡 如 吾思妻 在

といはばこそ、いへにもゆかめ、くにをもしめばめ。

云 家 將往國 將偲

如此歌ひて、即ち共に自ら死せたまひき。故、此の二歌は讀歌なり。

御子 穴穗御子坐石上之穴穗宮。治天下也。天皇爲伊呂弟大長谷王子而。坂本臣等之
祖根呂(臣)遣大日下王之許。令詔者。汝命之妹若日下王欲婚大(長)谷王子。故下(可)
貢。余大日下王四拜。白之若疑有如此大命。故不出外以置也。是恐。隨大命奉進。然
言以白事。其思无礼。即爲其妹之礼物。令持押木之玉縷而貢獻。根臣。即盜取其礼
物之玉縷。讒太日下王曰。太日下王者。不受勅命。曰己妹早(乎)爲等授(族)之下席
而。取横刀之手上而怒敷。故天皇。大怒(怒)欽太日下王而。取持來其王之嫡妻長田
大郎女。爲皇后。自此以後。天皇坐神林(林)而。奔竊。余語其後曰。汝有所思乎。
答曰。被(又)一天。皇之敦澤。何有所思。於是其太后(之)先子日彥王是年七歲。是王。
當于其時而。遊其殿下。余天皇不知其少王遊殿下以。詔太后言。吾恒有所思。何

者。汝之子自(目)為王。成人之時。知善敬其父王者。選為有邪心乎。於是所遊其殿
下自(目)為土。聞取此言。便歸伺天皇之御寢。取其傍太刀。乃打斬其天皇之頭。逃入
都夫良意(富)姜之家也。天皇御年伍拾陸歲。御陵在菅原之伏見也。

穴理御子、石上之穴理宮に坐しまして、天下治しめしき。天皇、伊弉諾大長谷王子の爲めに、坂本臣等が
祖根臣を、大日下王の許に遣して詔らしめたまへらくは、「汝が命の妹。若日下王を大長谷王子に婚せむと
す。故、買るべし。」とのらしめたまひき。爾に大日下王四たび拜みて白したまはく、「若、如此大命も有
らむかと疑へる故に、外にも出さずて置きつ。是れ恐し。大命の隨に奉進らむ。」と白したまひき。然れど
も言以て白す事は無禮と思はして、即ち其の妹の禮物として、押木之玉纒を持たしめて貢獻りき。根臣即ち
其の禮物之玉纒を盗み取りて、大日下王を誑しまつりけらく、「大日下王は、勅命を受けたまはらずて、「己
が妹や、等族の下席に爲らむ。」といひて、横刀の手上取りしげりて、怒りましたつ。」とまをしき、故、天
皇、大く怒りまして、大日下王を殺して、其の王の嫡妻長田大郎女を取り持ち來て皇后と爲たまひき。自此
以後に天皇神林に坐しまして養育ましき。爾、其の后と語らひて、「汝、思はず所有りや。」と曰りたまひけ
れば、「わが天皇の教澤を被れば、何の思ふ所か有らむ。」と答白したまひき。於是、其の皇后の先の子、
目野王、是年七歳になりたまへり。是の王當其時、其の殿の下に遊びませりき。爾、天皇、其の少き王

の殿の下に遊びませることを知しめさせ、太后に詔言たまはく、「吾は、恒に所思有り。何ぞといへば、
汝の子、目野王と成りたらむ時、吾が其の父王を殺せし事を知りなば、還して邪心有らむか。」とのりた
まひき。於是、其の殿の下に遊びませる目野王、此の言を聞き取りて、便ち天皇の御寢ませるを窺ひ
て、其の傍なる大刀を取りて、其の天皇の頭を打斬りまつりて、都夫良意富美が家に逃げ入りましき。この
天皇、御年伍拾陸。御陵は菅原之伏見に在り。

余大長谷王子當時童男。即聞此事以。慄、憤、怒(忿)怒。乃到其(目)兒里(黑)日子王
之許。曰。人取天皇。爲那何。然其黑日子王。不驚而。有忌緩之心。於是大長
谷王。言其兒。言一爲天皇。爲兄弟何無侍心。聞其兒。不驚而忌早(乎)。即
擲其袴。擲出。拔刀。打斃。亦到其兒白日子王而。告狀如前。緩亦如黑日子
王(即)擲其袴以。別學來。到小治田。堀穴而。隨立埋者。至埋時。兩目走
抜而死。亦興軍。國都夫良意姜之家。余興軍。待戰。射出之矢如葦來(華カ)散
於是大長谷王以矛爲杖。臨其内。詔。我所相言之嫡(嬖)子者。若有此家乎。余都
夫良意姜聞此詔命。自參出。解所佩兵而。八度拜自(白)者。先日所問賜之女子阿良
出賣者侍。亦圖五農之屯宅以獻。所謂五村(處)屯(宅)者。今葛城之五村苑人也。然其正身所(以)不參向者。

自往古至今時。聞臣連隱於主宮。未聞王子隱於臣家。是以思。賤奴意富。雖鳩力戰。更無可勝。然特已入。于隨(賤カ)家之王子者。死而不棄。如此曰(白)而。亦取其兵。選入以戰。余力窮矢盡。白其王子。僕者手悉傷。矢亦盡。今不得戰。如何。其王子答。然者。更無可爲。今敏吾。故以刀。刺敏其王子。乃切己頸。以死也。

爾に、大長谷王子當時童男にましける。此の事を聞かして憤怒りまして、乃ち其の兄黒日子王の許に到して、「人、天皇を取りまつれり。那何に爲まし。」と曰したまひき。然るに、其の黒日子王うちも驚かすて、意緩に心せり。於是、大長谷王其の兄を警りて、「一には天皇にまし、一には兄弟にますを、何も侍心なく、ひとの其の兄を殺りまつれる事を聞きつつ驚きもせず、意におもほせる。」と云て、即ち其の袴を握りて控出でて、刀を抜きて打殺したまひき。亦其の兄白日子王に到して、前の如狀告げまをしたまふに、このみこも亦黒日子の如、緩におもほせりしかば、即ち其の袴を握りて、引率て來て、小治田に到りて穴を掘りて、立ち隨に埋みしかば、腰を埋む時に至りて、兩の目走り抜けてぞ死せたまひぬ。亦軍を興して都夫良意美の家を圍みたまひき。爾、軍を興して待ち戦ひて、射出づる矢意の散り來るが如くなりき。於是、大長谷王子を杖に爲して、其の内を臨みまして詔りたまはく、「我が相言へる嬪女は、

若此の家に有りや。」とのりたまひき。爾に、都夫良意美此の詔命を聞きて、自ら參出て、偏る兵を解きて八度拜みて白しけるは、「先日に向ひ賜へる女子詞良比賣は侍はむ。亦五處の屯宅を圍へて獻らむ。所謂、五處の屯宅は、今の葛城の五村の死人なり。然るに其の正身參向さる所以は、柱古より今に至るまで、臣連の主「王カ」の宮に隱ることは聞けど、王子の臣の家に隱りませることは未だ聞かず。是を以て思ふに、賤奴意富美は、力を竭して戦ふと雖、更にえ勝ちまつらじ。然れども己を待みて、隨家に入り座せる王子は、死ぬとも棄てまつらじ。」如此白して、亦其の兵を取りて還り入りて戦ひき。爾、力窮き、矢も盡きぬれば、其の王子に白しけらく、「僕は手悉傷ひぬ。矢も盡きぬ。今は得戦はじ。如何にせむ。」とまをしければ、其の王子、「然らば更に可爲なし。今は吾を殺せよ。」と答詔たまひき。故刀以て其の王子を刺し殺せまつりて、乃ち己が頸を切りて死せにき。

自茲以後。淡海之佐々紀山君之祖名韓侖自(白)。淡海之久多。此二字。綿之蚊屋野多在猪鹿。其立足者如(莪)原。指鼻角者如(枯松)樹カ。此時相率市邊之忍面王。幸行淡海。到其野者。各異作(假)宮而宿。余明日未日出之時。忍面王以平心。隨(乘)御馬到(立)大長谷王假宮之傍。而。詔其大長谷王子之御伴人。未(寤)坐。早可(白)也。夜既曉訖。可(幸)鴉連。乃進馬。出行。余時(侍)其大長谷王之御所(人)等。白(字)多(豆)

物云王子。宇多豆三字以音也。故應慎。亦宜堅御身。即衣中服甲。取佩弓矢。乘馬出行。饒
 (條)「忽之間。自馬往雙。拔矢。射落其忍齒王。乃亦切其身。入於馬楯。与主等埋。
 於是市邊王之王子等。意(富)郡(祁)王(赤)祁王柱。聞此乱而。逃去。故到山代荻羽井。
 食御糧之時。面黥老人來。奪其糧。余其二王。言不惜糧然。汝者誰人。答曰。我者。
 山代之猪甘也。故逃(渡) (珠) (玖) 須婆之河。至針間國。入其國(々)人。名志自牟
 之家。隱身。假於馬甘。牛甘也。

自茲以後。淡海の佐佐紀山君の祖、名は轉信白さく、「淡海の久多(此の二字音を以る)綿の蚊屋野に猪
 鹿多在り。其の立てる足は我原の如く、指擧げたる角は枯樹の如し。」とまをしき。此の時市邊之忍齒王を
 相率ひて、淡海に幸行して其の野に到りませば、各異に假宮を作りて宿りましき。爾、明日未だ日も出
 でぬ時に、忍齒王、以平心御馬に乘らし隨、大長谷王の假宮の傍に到き立たして、其の大長谷王子の御
 伴人に詔りたまはく、「未だ宿の坐さぬにこそ、早く白すべし。夜は既に曠訖。曠庭に幸すべし。」とのりた
 まひて、乃ち馬を進めて出行しぬ。爾に、大長谷王の御所に侍ふ人等、「宇多豆物云ふ王子なれば、(宇多豆
 の三字音を以る) 應慎御身をも察めたまふべし。」とまをしき。即、衣の中に甲を服まし、弓矢を取り
 佩かして、馬に乘らして出で行まして、條忽之間に馬より往雙はして、矢を抜きて其の忍齒王を射落して、

乃ち亦其の身を切りて、馬楯に入れて土と等く埋みき、於是、市邊王の王子等、意富郡王、赤祁王。(二柱)
 此の亂を聞かして逃げ去りましき。故、山代の荻羽井に到りまして、御糧食しめす時に、面黥る老人來て其
 の糧を奪りき。爾、其の二はしらの王、「糧は惜まぬを、汝は誰人ぞ。」と言りたまへば、「我は山代の猪甘
 なり。」と答白しき。故、玖須婆之河を逃げ渡りて、針間國に至りまし、其の國人名は志自牟が家に入りま
 して、身を隠して馬甘、牛甘にぞ假はえいましける。

大長谷君(若)建命坐長谷朝倉宮。治天下也。天皇娶大日下王之妹若日下部王。无子。又
 娶都夫良意富美之女韓比賣。生御子。白髮命。次妹君(若)帶比賣命。柱。故爲白髮太
 子之御名(代)。定白髮部。又定長谷部舍人。又定河瀬舍人也。此時吳人奈渡(渡)來。
 其吳人安曇於吳原。故号其地。謂吳原也。

大長谷若建命、長谷朝倉宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、大日下王の妹、若日下部王に娶ひ
 ましき。(子无す)又、都夫良意富美が女、韓比賣を娶して生みませる御子、白髮命、次に妹若帶比賣命、
 (二柱)故、白髮太子の御名代と爲て、白髮部を定めたまひ、又長谷部舍人を定めたまひ、又河瀬舍人を
 定めたまひき。此の時に吳人奈渡り來つ。其の吳人を吳原に置きたまひき。故、其地を吳原とは謂ふなり。
 初太后坐日下之時。自日下之直越道。幸行河内。余登三山上。望國內者。有上三堅

兔作舍屋之家。天皇令問其家云。其上堅兔作舍者。誰家。答曰。志饒之大縣主家。余天皇詔者。奴早〔乎〕己家。似天皇之御舍而造。即遣人令燒其家之其時〔時其〕大縣主懼畏。稽首曰。奴有省〔者〕。隨奴不覺而過作。甚畏。故獻能美之御幣物。能美以布繫白犬。着鈴而己。換。名謂番佩人。令取天繩以獻上。故令止其着火。即幸行其君〔若〕日下〔部〕王之許。賜入其犬。令詔。是物者。今自〔日〕得道之奇物。故都麻杼比此四字以音云〔之〕物云而。賜入也。於是若日下部王令奏天皇。背日幸行之事甚恐。故己直乘上而仕奉。是以選上坐於宮之時。行立其山之坂上。歌曰。
 又〔久〕佐加牟〔辨〕能。許知能麻夜〔麻〕登。多々羨許母。弊具理能夜麻能。許知蕃知能。夜麻能賀比余。多知耶加由流。波毗呂久麻加斯。母登〔幣〕余波。伊久羨隨氣於斐。須思弊〔余〕波。多斯羨隨氣於斐。伊久羨波泥受。多斯羨隨氣。多斯余波韋泥受。能知母久羨泥牟。曾能於母比登〔豆〕麻阿波礼。
 即令持此歌而。返使也。

初、太后、日下に坐しける時、日下之直越の道より河内に幸行しき。爾、山の上に登りまして、國內望しければ、堅魚を上げて舍屋を作れる家有り。天皇、其の家を問はしめたまはく、「其の堅魚を上げて作れる會は誰が家ぞ。」と問はしめたまひしかば、「志饒之大縣主が家なり」と答白しき。爾に、天皇、詔りたまへるは、「奴や、己が家を、天皇の御舍に似て造れり。」とのりたまひて、即ち人を遣して其の家を燒かしめたまふ時に、其の大縣主懼畏みて稽首白さく、「奴にあれば、奴隨ら覺らずて過ち作れり。甚畏し。」とまをしき。故、能美之御幣物を獻る。〔能美の二字音を以るる〕白き犬に布を繫けて、鈴を著けて、己が族、名は腰佩と謂ふ人に、犬の繩を取らしめて獻上りき。故、其の火着くることを止めしめたまひき。即ち其の若日下部王の許に幸行して、其の犬を賜ひ入れて詔らしめたまはく、「此の物は、今日道に得つる奇しき物なり。故、都麻杼比〔此の四字音を以るる〕之物」と云ひて賜ひ入れき。於是、若日下部王、天皇に奏さしめたまはく、「日に背きて幸行せる事、甚恐し。故、己直に登りて仕へ奉らむ。」と奏さしめたまひき。是を以て、宮に還り上り坐す時に、其の山の坂の上に行き立たして、歌ひたまはく、

くさかべの、こちのやまと、たたみごも、へぐりのやまの、こちこちの、やまのかひに、たちさかゆる、
 日下部 此方山 疊 鹿 平群山 此方此方 山 峽 立栗
 はびろくまがし、もとへには、いくみだけおひ、すゑへには、たしみだけおひ、いくみだけ、いくみはね
 葉廣熊白楠 本方 隠竹生 末方 繁竹生
 ず、たしみだけ、たしにはみね、のちもくみねむ、そのおもひづまははれ。
 髓 不率宿 後 將寢 其思 要何恰

即ち此の歌を持たしめて、返し使はしき。

亦一時天皇遊行。到於_レ美和河之時。河邊有_二洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問_二其童女。汝者誰子。答曰。己名。謂_二引田部赤猪子。余令_レ詔者。汝不_レ嫁夫。今將_レ曉而。還_レ坐於_レ宮。故其赤猪子。仰_レ待天皇之命。既經_二八十歲。於是赤猪子以爲_二望命之間。已經_二多年。姿體瘦宗女〔妾〕。更無_レ所持。然非_レ顯待情。不忍_レ於_レ施〔恚〕而。令_レ持_二百取之机代物。參出_レ貢獻。然天皇既_レ忘〔忘〕先所_レ命之事。問_二其赤猪子曰。汝者誰老女。何由_レ以_レ參來。余赤猪子答曰。其年其月。被_二天皇之命。仰_レ待太_レ命。至_二今日。經_二八十歲。今容_レ姿既_レ衰。更無_レ所持〔恃〕。然顯_レ自〔白〕己志_レ以。參出_レ耳。於是天皇大驚〔曰〕。吾既_レ先事。然汝守_レ志待_レ命。徒過_二盛年。是甚_レ愛悲。心裏欲_レ婚悼〔憚〕其極老。不得_レ成婚而。賜_二御歌。其歌曰。

羨母呂能。伊都加新賀母登。賀斯〔賀〕母登。由之〔由〕斯伎加母。加志波良乘登賈。又歌曰。

比氣多能。和加久流瀆婆良。和加久閉余。章祿豆麻斯母能。淤伊余邪流加母。

余赤猪子云〔之〕泣淚。悲_レ滿。其所_レ服之丹指袖。答_二其大_レ驚歌。〔而歌〕曰。

羨母呂能。都久夜多麻加岐。都岐阿麻斯。多余加母余良牟。加徽能羨夜比登。又歌曰。

久佐迦延能。伊理延能波知瀆。波那婆知瀆。微能佐加理毗登。々母志岐呂加母。余多_レ祿_レ給_二其老女_レ以。返遣也。故此田〔四〕歌者志都歌也。

亦一時、天皇遊行しつづ、美和河に到りませる時に、河邊に衣洗、童女あり。其れ容姿甚麗かりき。天皇、其の童女に、「汝は誰が子ぞ」と問はしければ、「己が名は、引田部の赤猪子と謂す。」と答白しき。爾、詔らしたまへらくは、「汝、嫁夫すてあれ。今喚してむ。」とのらしめたまひて、宮に還り坐しき。故、其の赤猪子、天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経たりき。於是、赤猪子以爲ひけるは、命を望ぎ待ちつる間に、己に多の年を経て、姿體瘦み萎けてあれば、更に所持無し。然れども待ちつる情を顯しませざるは、愴くて不忍じとおもひて、百取の机代物を持たしめて、參出で貢獻りき。然るに、天皇、先は命りたまへりし事を既く忘らして、其の赤猪子に問はしけらく、「汝は誰やし老女ぞ。何由以參來つる」とはしければ、赤猪子答白しけらく、「其の年の其の月に、天皇の命を被りて、今日まで大命を仰ぎ待ちて、八十歳を経たり。今は答委既に着いて、更に所持なし。然はあれども己が志を顯し白さむとしてこ

子登出つれ。」とまをしき。於是、天皇大く驚きまして、「吾は既に先の事を忘れたり。然るに汝守志に命を待ちて、徒に盛年を過しし事、甚愛悲し。」とのりたまひて、婚さま欲しく心裏せども、其の極く老いぬるに憚りたまひて、得婚さずて、御歌を賜ひき。其の歌、

みもろの、いつかしがもと、かしがもと、ゆゆしきかも、かしはらをとめ。

御諸 殿 白橋本 白橋本 只忌 白橋原媛女

又歌曰、

ひけたの、わかくるすばら、わかへに、ゐねてましも、おいにけるかも。

引田 若栗栖原 若間 率寝 物 老

爾、赤猪子が泣く涙に、其所服る丹摺の袖悉濕れぬ。其の大御歌に答へまつれる歌曰、「

みもろに、つくやたまがき、つきあまし、たにかもよらむ、かみのみやひと。

御諸 齋 靈 齋 齋 誰 將 依 神 宮 人

又歌曰、

くさかえの、いりえのはちす、はなばちす、みのさかりびと、ともしきろかも。

日下江 入江蓮 花蓮 身盛 人 乏 哉

爾、其の老女に膝多に給ひて、返し遣りたまひき。故、此の四歌は志都歌なり。

天皇幸行吉野宮之時。吉野之川の濱有童女。其形姿美麗。故婦是童女而。還坐於宮。彼更亦幸行吉野之時。習其童女之所遇。於其屋立大御吳床而。坐其御吳床。

彈御琴。令爲其嬖其嬖子。余因其嬖子之好。作御歌。其歌曰。

阿具良章能。加微能兼豆母知。比久許登余。麻比湏流永兼那。登許余余母加母。

即幸阿岐豆野而。御鴉〔鴉〕之時。天皇坐御吳床。余頓昨御腕。即騎鈴米。昨其頸而飛。

阿岐豆也。於是作御歌。其歌曰。

兼延斯怒能。兼牟漏賀多氣余。志斯布湏登。多礼曾。意富麻弊余麻永湏。夜湏兼斯志。和賀於富岐兼能。斯志麻都登。阿具良余伊麻志。斯漏多問能。葛豆岐兼那布。多古牟良余。阿牟加岐都岐。曾能阿牟求。阿岐豆波夜具比。加久能恭登。那余。

夜麻登能久余求。阿岐豆志麻登布。

故自其時。号其野。謂阿岐豆野也。

天皇、吉野宮に行幸せる時、吉野川の濱に童女有り。其れ形姿美麗かりき。故、是の童女を婚して宮に還り坐しき。後に更に亦吉野に行幸せる時に、其の童女の遇りし所に留りまして、其處に大御吳床を立てて、

其の御床に坐しまして、御琴を弾かして、其の御子に備爲しめたまひき。爾、其の御子好く備へるに因りて、御歌作したまへる、其の歌

あぐらゐの、かみのみてもち、ひくことに、まひするをみな、とこよにもかも。

吳床座 神 御手以 彈 琴 舞 爲 女 常 世 願

即ち、阿岐豆野に幸まして、御獵せす時に、天皇、御吳床に坐しましてけるに、御腕を咋ひけるを、蜻蛉来て、其の軀を咋ひて、飛びいき。(蜻蛉を訓みて阿岐豆と云ふ) 於是、作御歌したまへる、其の歌、

みえしゆの、をむろがたけに、ししふすと、たれぞ、おほまへにまをす。やすみしし、わがおほきみの、三吉野 小牟瀧 岳 猪鹿伏 誰 大前 奏 吾 大 君

ししまつと、あぐらにいまし、しろたへの、そでこそなふ、たこむらに、あむかきつき、そのあむを、あ猪鹿待 吳床座 白服 袖着具 手排腕 蛇搔着 其蛇 蜻

きづはやくひ、かくのごと、なにおはむと、そらみつ、やまとのくにを、あきつしまとふ。蜻 速 咋 如此 名 將 負 虚空見 大和國 蜻蛉島 云

故、其の時よりぞ、其の野を阿岐豆野とは謂ひける。

又一時天皇登幸葛城之山上。余大猪出。即天皇以鳴鶴射其猪之時。其猪怒而。宇多

被依来。宇多岐三 宇以言也。故天皇畏其宇多岐。登皇樓上。余歌曰。

夜浪義斯志。和賀意富岐差能。阿蘇婆志斯。(志斯)能夜差斯志能。宇多岐加斯古差。和賀余宜能煩理斯。阿理承能。波理能紀能延隨。

又、一時、天皇、葛城の山上に登り幸ましき。爾に、大猪出でたりき。即ち天皇、鳴鶴を以ちて、其の猪を射たまへる時に、其の猪怒りて宇多岐依り来。(宇多岐の三字音を以る) 故、天皇、其の宇多岐を畏みて、樓の上に登りましき。爾、歌曰したまはく、

やすみしし、わがおほきみの、あそはしし、ししのやみししの、うたきかしこみ、わがにげのほりし、あやすみしし、わがおほきみの、あそはしし、ししのやみししの、うたきかしこみ、わがにげのほりし、あ

丘 樅 木 枝 吾 大 君 猪 懶 猪 宇 多 岐 畏 朕 逃 登 在

又一時天皇登幸葛城山之時。百官人等悉給着紅細(紐)之青摺衣服。彼時有其自所

向之山尾登山上人。既等天皇之國(國)簿亦其(束)裝(束)之狀及人衆。相似不傾。

余天皇望令問曰。於茲倭國除吾。亦無王。今誰人。如此而行。即答曰(曰)之狀。

亦如天皇之令(命)。於是天皇。大然而矢刺。百官人等悉矢刺余。其人等亦皆矢刺。故

天皇亦問曰。(然)告其名。余(各)告名而。揮矢。於是答曰。吾先見問。故吾先爲

名告。吾者雖惡事而一言。雖善事而一言々々（之）神。葛城（之）一言主之大神者也。天皇於是惶畏而白。恐我大神。有字都志意美者。自字下五。字以音也。不覺白而。大御刀及弓矢始而。腕（脱）百官人等所服之衣服以。拜獻。余其一言主大神。手打受其奉（捧）物。故天皇之遷幸時。其大神滿（○降カ）山末。於長谷山口送奉。故是一言主之大神者。彼時所顯也。

又、一時、天皇葛城山に登り幸ませる時、百官の人等悉に紅紐着ける青摺の衣を給はりて服たりき。彼の時に、其の所向の山の尾より、山の上に登る人有り。既に天皇の鹵簿に等しく、其の裝束の狀、及人衆も相似て傾れず。爾に、天皇望して問はしめ曰はく、「茲の倭國に、吾を除きて亦王は無きを、今誰人ぞ如此て行く。」とはしめたまひしかば、答へ曰せる狀も、天皇の命の如くなりき。於是、天皇、大く忿らして矢刺したまひ、百官の人等も、悉に矢刺しければ、其の人等も皆矢刺せり。故、天皇、亦問はしめ曰はく、「然らば其の名を告らさね。爾各名を告りて矢彈たん。」とのりたまひき。於是、答曰さく、「吾先づ問はえたれば、吾先づ名告爲む。吾は雖惡事而一言、雖善事而一言、言雖之神、葛城之一言主之大神なり。」と申したまひき。於是天皇、惶畏みて白したまはく、「恐し。我が大神、字都志意美有さむとは（字より下五字音を以るる）驚らざりき。」と白したまひて、大御刀、及弓矢を始めて、百官

の人等の服せる衣服を脱しめて、拜み獻りき。爾、其の一言主大神、手打ちて其の捧物を受けたまひき。故、天皇の遷り幸す時、其の大神山の末を降りまして、長谷の山口に送り奉りき。故、是の一言主之大神は、彼の時にぞ顯れませる。

又天皇婚ニ丸途之佐都紀臣之女表杵比賣。幸行于春日之時。媛女逢道。即見幸行而。逃隠置邊。故作御歌。其歌曰。

未登賣能。伊加久流未加求。（加）那須岐母。伊本知母賀母。須岐波（婆）奴流母能。

故号其置。謂金銀置也。又天皇由（坐）長谷之百（枝）槻下。爲豐樂之時。伊勢國之三重榛指（指）舉大御蓋以獻。余其百枝槻葉落。浮於天（御）蓋。其榛不知落葉浮於蓋。猶獻大御酒（酒）。天皇看行其浮蓋之葉。打伏其榛。以刀刺死（充）其頸。將斬之時。其榛白（天皇）曰。莫（敏）吾身。有應白事。即歌曰。

麻岐牟久能。比志呂乃兼夜波。阿佐比能。比傳流兼夜。由布比能。比賀氣流兼夜。多氣能泥（能）泥。施流兼夜。許能泥能。泥婆布兼夜。々々本尔余志。伊岐豆岐能兼夜。麻紀佐久。比能兼加度。余比那閉夜余。淤斐施流。毛々施流。都紀賀近（延）波。本都延波。阿米未淤弊理。那加都延波。阿豆麻未淤弊理。志豆延波。比那未淤弊理。本都延能。延能

宇良婆波。那加都延余。湊知布良婆閉。那加都延能。延能宇良婆波。斯毛都延余。湊知布良婆閉。斯豆延能。延能宇良婆波。阿理岐奴能。差弊能古賀。佐々賀世流。差豆多麻宇岐奈。宇岐志阿夫良。湊知那豆佐比。差那許承呂許承呂余。許斯母阿夜余加志古志。多加比加流。比能委古。許登能加多理基登母。許未婆。故獻此歌者。赦其罪也。

又、天皇、丸瀧之佐都紀臣が女、衰朽比賣を婚ひに、春日に幸行せる時、嬪女の道に進へる、朝行を見て、欄邊に逃げ隠りき。故、作御歌したまへる、其の御歌、

をとめの、いかくるをかを、かなすきも、いほちもがも、すきばぬるもの。

嬪女 隠 岡 金組 五百箇欲得 組 撥 物

故、其の岡を金組詞とぞ謂けける。又天皇、長谷の百枝樹の下に坐しまして、豊樂爲す時に、伊勢國の三重縣、大御齋を指擧げて、隠りき。爾に、其の百枝樹の葉落ちて、大御齋に浮べりき。其の葉、落葉の齋に浮べるを知りて、猶大御酒獻りけるに、天皇、其の齋に浮べる葉を看行して、其の葉を打伏せ、刀を其の頸に刺充てて、斬りたまはむと將る時に、其の孫天皇に白しけらく、「吾が身をな殺したまひそ。白すべき事あり。」と白して、即ち歌曰ひけらく、

まきむくの、ひしろのみやは、あさひの、ひでるみや、ゆふひの、ひがけるみや、たけのねの、わだるみ
日向 日代 宮 朝日 日照 宮 夕日 日繼 宮 竹 根 根足 宮

や、このねの、ねばふみや、やほによし、いきづきのみや、まささく、ひのみかど、にひなへやに、おひ
木根 根延 宮 八百土 杵築 宮 眞木拆 檜 御門 新堂 屋 生

だてる、ももだる、つきがえは、ほつえは、あめをおへり、なかつえは、あづまをおへり、しづえは、ひ
立有 百足 樹 枝 上 枝 天 覆有 中 枝 東 覆 下 枝 樹

なをおへり、ほつえの、えのうらばは、なかつえに、おちふらばへ、なかつえの、えのうらばは、しもつ
覆 上 枝 枝末 葉 中 枝 落 觸 中 枝 枝末 葉 下

えに、おちふらばへ、しづえの、えのうらばは、ありぎぬの、みへのこが、さがせる、みづたまうき
枝 落 觸 下 枝 枝末 葉 覆 衣 三重子 指擧 瑞玉 盃

に、うきしあぶら、おちなづさひ、みなこをろこをろに、こしもあやにかしこし、たかひかる、ひのみ
浮 脂 落 浸 漬 障 皆 覆 覆 是 甚 恐 高光 日皇

こ、このかたりごとく、こをば、
子事 語 言 此

故、此の歌を獻りしかば、其の罪を赦さえにき。

余太后歌。其歌曰。

夜麻登能。許能多氣知余。古陶加流。伊知能都加佐。余比那閉夜余。淤斐陶豆流。波毗呂。由都麻都婆岐。曾賀婆〔波〕能。比呂理伊麻志。曾能婆〔波〕那能。豆理伊麻湏。多加比加流。比能兼古余。登余兼岐。多豆麻都良勢。許登能加多理基登母。許承婆。即天皇歌曰。

毛々志記能。淤富兼夜比登波。宇豆良登理。比礼登理加氣豆。麻那婆志良。未由岐阿閉。余波湏受米。宇受湏麻理章豆。祁布母加母。佐加兼豆久良斯。多加比加流。比能兼夜比登。許登能加多理基登母。許承婆。

此之〔三〕歌者天語歌也。故於〔此〕豐樂。譽其三重。而給多祿也。是豐樂之日。亦春日之承杼比賣獻大御酒之時。天皇歌曰。

兼那曾斗〔曾〕久。淤兼能兼登賣。本隨理登良湏母。本隨理計〔斗〕〔理〕。加多久〔斗〕良勢。斯多賀多久。夜賀多久計〔斗〕良勢。本隨理計〔斗〕良湏古。

此者宇岐歌也。余承杼比賣獻歌。曰其歌〔日〕。

夜湏兼斯志。和賀淤富岐兼能。阿佐許〔計〕余波。伊余理陶多志。由布計余波。伊余理陶多湏。和岐豆紀賀斯多能。伊多余母賀。阿世求。

此者志都歌也。天皇御年壹佰貳拾肆歲。己巳年八月九日崩也。御陵在河内々〔之一〕多治比高嶋也。爾に、太后歌はしける其の歌。

やまとの、このたけちに、こだかる、いちのつかさ、にひなへやに、おひだてる、はびろ、ゆつまつば
大和 此 高市 小高有市 堆 新嘗屋 生立有 葉廣 五百箇眞赤
き、そがはの、ひろりいまし、そのはなの、てりいます、たかひかる、ひのみこに、とよみき、たてまつ
其葉 廣 坐 其花 照坐 高光 日 皇子 豐 御酒 令 獻
らせ、このかたりごと、こをば、
事 語 言 此

即ち、天皇歌曰はしけらく、

ももしきの、おほみやひとは、うづらとり、ひれとりかけて、まなばしら、をゆきあへ、にはすすめ、う
百礮城 大宮人 鶺鴒 鳥 領巾取掛 鶺鴒 尾行合 庭雀 群
すすまりて、けふもかも、さかみづくらし、たかひかる、ひのみやひと、このかたりごと、こをば、
歌 居 今日 舞 酒 高光 日宮人 事 語 言

此の三歌は天語歌なり。故、此の豊樂に其の三重縁を響めて、祿多に給ひき。是の豊樂の日、亦春日之哀祈比賣が、大御酒獻る時に、天皇歌ひたまへる、

みなそそく、おみのをとめ、ほだりとらすも。ほだりととり、かたくとらせ、したがたく、やがたくとらせ、ほだりとらすこ。

秀禰 取 子

此は宇岐歌なり。爾に哀祈比賣歌を獻れる。其の歌曰、

やすみしし、わがおほきみの、あさけには、いよりだたし、ゆふけには、いよりだたす、わきづきがしたの、いたにもがあせを。

板 吾兄

吾 大 君 朝

倚 立 夕

倚 立 臨 机 下

此は志都歌なり。

天皇御年壹佰貳拾肆歲。(己巳年八月九日崩りましぬ)

御陵は河内の多治比の高嶋に在り。

御子 白髮大倭根子今(命)坐伊波礼之饗栗宮。治天下也。此天皇無皇后。亦無御子。故御名代定白髮部。故天皇崩後。無可治天下之王也。於是問日經所知之王(也)。

市邊忍齒別王之妹忍海郎女。亦名飯豐王。坐葛城忍海之高木角刺宮也。

白髮大倭根子命、伊波禮之饗栗宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、皇后無さず。御子も無さざりき。故、御名代として白髮部を定めたまひき。故、天皇崩りまして後、天下治すべき王無さず。於是、日經所知さむ王を問ふに、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦の名は飯豐王、葛城忍海之高木角刺宮に坐しめしき。

余山部連小碯(楯)。任對間國之宰(宰)時。到其國之人民名志自午(牟)之新室(樂)。於是盛樂酒酣。以次第皆儻。故燒火少子后(二口)。居儻傍。令儻其少子等。余其一少子。曰汝兒先儻。其兒亦。曰汝弟先儻。如此相讓之(時)。其會人等。啖其相讓之狀。余遂兒儻訖。次弟將儻時。爲詠曰。

物部之。我夫子之。取佩。於大刀之手上。丹盡(畫)着。其緒者。載赤幡。立赤幡。見者五十隄。山。三尾之竹矣。(本)訶岐。此三(口)荊。末押廣免箒。如調(八絃)絃(弦)琴。所治賜天下。伊耶本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之奴末。余即小猪(楯)連聞驚而。自床墮轉而。追出其室人等。其二柱。坐左右膝(膝)上。泣悲

而。集人民。作觀宮。坐其假宮而。貢上驛使。於是其姨飯豐王聞歎而。令上於宮。
爾に、山部連小楯針間國の宰に任れる時に、其の國の人民、名は志自牟が新室に到りて樂す。於是、盛
に樂けて酒酣なる時、次第のままに皆備ひぬ。故、燧火少子二口籠の傍に居たる、其の少子等にも備はしむ
るに、其の一の少子、「汝兄、先づ備ひたまへ。」と曰へば、其の兄も、「汝弟、先づ備ひたまへ。」と曰ふ。
如此、相譲る時に、其の會へる人等、其の相譲る狀を咲ひき。爾、遂に兄先づ備ひ訖りて、次第に弟舞はむ
と將る時に、爲詠曰つらく、

物部の、我が夫子が、取り備ける、大刀の手上に、丹書着け、其の緒には、赤幡を敷ち、赤幡立てて、見
れば五十隠る、山の、三尾の竹を、本詞岐(此の二字音を以ふる)刈り、末押摩す魚賣、八岐琴を調べ
たる如、天下を治賜ひし、伊耶本和氣天皇の御子、市邊之押齒王の、奴末。

とのりたまへば、即ち小楯連聞き驚きて、床より墮ち轉びて、其の室なる人等を追ひ出して、其の二柱の王
子を、左右の膝上に坐せまつりて、泣き悲みて、人民を集へて假宮を作りて、其の假宮に坐せまつり置き
て、驛使貢上りき。於是、其の姨飯豐王、聞き歡して、宮に上らしめたまひき。

故將治天下之間。平羣臣之祖名志毗臣立了二歌垣。取其求祁命將婦之妾人手。其娘
〔嬪〕子者。覽〔菟〕田首尊之女名大巢也。余〔衰〕祁命亦立二歌〔々〕垣。於是志毗臣歌曰。

意富美夜能。未登都波多傳。須美加多夫祁理。

如此歌而。乞其歌末之時。未祁命歌曰。

意富多久美。未遲那美許曾。須美加多夫祁礼。

余志毗臣亦歌曰。

意富岐美能。許々呂未由良美。淤美能古能。夜弊能斯婆加岐。伊理多々受阿理。

於是王子亦歌曰。

斯本勢能。那求理未美礼婆。阿菘毗久流。志毗賀波多傳美。都麻多互理美由。

余志毗臣兼怒歌曰。

意富岐美能。美古能志婆加岐。夜有〔布〕士麻理。斯麻理母登本斯。岐礼牟志婆加岐。夜

氣牟志婆加岐。

余王子亦歌曰。

意有〔布〕未余志。斯毗都久阿麻余。斯賀阿礼婆。宇良胡本斯祁牟。志毗都久志毗。

如此歌而。闕〔闕〕明。各退。明日之時。意〔富〕祁今〔命〕。未〔祁〕命〔命〕。議云。九阿連

〔廷〕人等者。且奉起〔赴〕於朝連〔廷〕。盡〔晝〕集於志毗門。且〔爾〕今者志毗必
竊。然其門無人。故非今者。難可謀。即興軍。圍志毗臣之家。〔乃〕敏也。
故、天下治しめさむとせし間、平群臣の祖、名は志毗臣歌垣に立ちて、其の袁祁命の婚さむとする美人の手
を取れり。其の嬖子は菟田首等が女、名は大魚といへり。爾、袁祁命も歌垣に立しき。於是、志毗臣歌ひ
けらく、

おほみやの、をとつはたで、すみかたふけり。
大宮 端手 隅 傾 有

如此歌ひて、其の歌の末を乞ふ時に、袁祁命歌曰ひたまはく、

おほたくみ、をぢなみこそ、すみかたふけれ、
大匠 拙 劣 隅 傾 有

爾、志毗臣、亦歌ひけらく、

おほきみの、こころをゆらみ、おほみのこの、やへのしげがき、いりたたずあり。
大君 心 寛 臣 子 入重 柴 垣 不入 立 有

於是、王子亦歌曰ひたまはく、

しほせの、なをりをみれば、あそびくる、しびがはたでに、つまたりみゆ。
潮 瀾 波 折 見 遊 來 鮪 鮪 手 妻 立 有 所 見

爾、志毗臣、慍怒りて、歌曰ひけらく、

おほきみの、みこのしげがき、やふじまり、しまりもとほし、きれむしげがき、やけむしげがき。
王 柴 垣 入節 結 廻 將 載 柴 垣 將 燒 柴 垣

爾、王子亦歌曰ひたまはく、

おふをよし、しびつくあまよ、しがあれば、うらこほしけむ、しびつくしび。
大 魚 鮪 鮪 海 人 其 有 者 心 裏 戀 鮪 鮪 鮪

如此歌ひて、開明し各退けましめ。明且之時意富祁命、袁祁命二柱、議云たまはく、「凡て朝廷の人等は、
且には朝廷に参赴り、晝は志毗が門に集ふ。爾、今は志毗必ず寝たらむ。其の門に人も無けむ。故、今なら
ずば、謀り難けむ。」とはかりて、即ち軍を興して、志毗臣が家を圍みて殺りたまひき。

於是二柱王子等各相讓天下。意富祁命讓其弟袁祁命曰。住於針間〔間〕志自牟家時、
汝命不顯名者。更非臨天下之君。是既爲汝命之功。故吾雖見。猶汝命先治天下而。
堅讓。故不得辭而。袁祁命先治天下也。

於是二柱の王子等、各に天下を相讓りたまひて、意富祁命、其の弟、袁祁命に譲り曰はく、「針間志自牟

が家に住めりし時に、汝が命を願したまはざらましかば、更に天下臨らさむ君とはならざらましを、是、既に汝が命の功にぞありける。故、吾兄にはあれども、猶汝が命先づ天下を治しめしてよ。」といひて、堅く譲りたまひき。故、得難みたまはずと、哀神命を先づ天下治しめしける。

婆東別王御子市邊忍爾王御子 永祚王 之石巢別命坐近 飛鳥宮 治天下 下捌歲也。

天皇婆 娶石木王之女難波王 兄无子也。此天皇求其父王市邊王之御骨時。在淡海國 賤老媪奈出自白。王子御骨所埋者。專吾能知。亦以亭其御齒可知。御齒者如三枝。押齒坐也。余起民堀土。求其御骨。即獲其御骨而。於其屋野之東山作御陵墓。葬。以。

韓帝令之。子等令守其御陵。然後。持上其御骨也。故還上坐而。占其老媪。譽其不失見貞。置。知其地以。賜名号量目老媪。仍占入宮内。敦廣慈賜。故其老媪所住屋者。近作宮邊。每日必占。故韓歷大殿戶。欲占其老媪之時。必到引。鳴其鐘。余作御歌。其歌曰。

阿佐遲波良。永陋余永須疑互。毛々豆多布。奴互由良久母。淡岐未米。久良斯母。於。是量目老媪。白。篠甚耆老。欲退本國。故隨白退時。天皇見送。歌曰。

意岐米母夜。阿布美能淡岐米。阿須用理波。美夜麻賀久理互。美送受加母。阿。良牟。

哀神之石巢別命、近飛鳥宮に坐しまして、捌歲天下治しめしき。この天皇石木王之女、難波王に娶ひましき。子は無き。此の天皇、其の父王市邊王之御骨を求きたまふ時に、淡海國なる賤しき老媪、奈出自で白しつらく、「王子の御骨を埋みたりし所は、專吾能く知り。亦其の御齒以て知るべし。」とまをしき。(御齒は三枝如押齒坐せりき) 爾、民を起てて土を掘りて、其の御骨を求きて、即ち其の御骨を獲たまひて、其の蚊屋野の東の山に、御陵を作りて葬めまつりき。韓帝が子等に其の御陵を守しめたまひき。然る後に其の御骨を持ち上りたまひき。故、還り上り坐して、其の老媪を召して、其の地を失れず見置きて知りし事を譽めて、置目老媪と號ふ名を賜ひき。仍て宮の内に召し入れて、敦く廣く慈賜ひき。故、其の老媪が住む屋をば宮邊近く作りて、日毎に必ず召しき。故、大殿の戸に鐘を懸けて、其の老媪を召さむとする時は、必ず其の鐘を引き鳴したまひき。爾、御歌作したまへる、其の歌曰、

あさおはら、をだにをすぎて、ももづたふ、わてゆらくも、おくめくらしも。
浅 茅原 小谷 過 百 傳 鐘 搖 置 目 來

於是、置目老媪、「僕甚く耆老にたれば、本國に退らま欲し」とまをしき。故、白せる隨に退りたまふ時に、天皇見送らして歌曰ひたまはく、

おきめもや、あふみのおきめ、あすよりは、みやまがくりて、みえずかもあらむ。
置 目 近 江 置 目 明 日 自 山 隱 不 見 歟 有

初天皇逢難。逃時。求奪其御糧。猶甘老人。是得求。曝上而。斬於飛鳥河之河原。皆斷其族之膝筋〔筋〕。是以王于今。其子孫上於倭之日。必自跛也。故能見志米岐。其老所在。志米岐三字以音。故其地謂志米須也。

初天皇。難に逢ひて逃げましし時に、其の御糧を奪りし、猶飼の老人を求きたまひき。是に求き得たるを啖ひ上げて、飛鳥河の河原に斬りて、皆其の族どもの膝の筋を断ちたまひき。是を以て今に至るまで、其の子孫倭に上る日、必ず自ら跛くなり。故、其の老の所在を能く見志米岐。(志米岐の三字音を以る)故、其地を志米須と謂ふ。

天皇深怨敏其父王之長谷天皇。欲報其喪。故欲髮〔毀〕其大長谷天皇之御陵。而遣人之時。其伊呂兒意(富)祈命奏言。破壞是御陵。不可遣他人。專備自行。如天皇之御心。破壞以參出。余天皇。詔然隨命宜。遂行。是以意(富)祈命自下幸而。少堀其御陵之傍。還上。復參言既堀也。余天皇異其早還上。而詔如何破壞。答曰。自〔白〕。少堀其陵之傍。天皇詔之。欲報父王之仇。必悉破壞其陵。何少堀乎。答曰。所以爲然者。父王之怨欲報其喪。是誠理也。然其大長谷天皇者。雖爲父之怨。還爲我之從父。亦治天下之天皇。是今單取父仇之志。悉破壞天下之天皇陵者。彼人必誹。

謗。唯父王之仇。不可非報。故少堀其陵。既以是取(恥)。是余(示)後世。如此奏者。天皇。答〔答〕。是亦大理。如命可也。故天皇崩。即意富祈命知天津日織〔禮〕。天皇無年參拾捌歲。治天下八歲。御陵在伊〔片〕崗之石坏崗上。也。

天皇、其の父王を殺したまひし、大長谷天皇を深く怨みまつりて、其の靈に報いむと欲しき。故、其の大長谷天皇の御陵を毀らむと欲して、人を遣す時に、其の伊呂兒、意富祈命の奏言したまはく、「是の御陵を破壊らむには、他人を遣すべからず。專、僕自行きて、天皇の御心の如破壊りて參出む。」とまをしままひき。爾、天皇、「然らば、命の隨に幸行ませ。」と詔りたまひき。是を以て意富祈命、自ら下り幸まして、其の御陵の傍を少し堀りて、還り上らして、「既に堀り壞りぬ。」と復奏言たまひき。爾に、天皇、其の早く還り上りませることを異みまして、「如何さまに破壊りたまひしぞ。」と詔りたまへば、「其の御陵の傍の土を少し掘りつ。」と答白したまひき。天皇、詔りたまはく、「父王の仇を報いむと欲ふなれば、必ず其の陵を悉に破壊りてむを、何ぞ少し掘りたまひしぞ。」とのりたまへば、答曰したまはく、「然爲つる所は、父王の怨を、其の靈に報いむと欲はすは、誠に理なり。然れども其の大長谷天皇は、父みこの怨にはあれども、還りては我が從父にまし、亦天下治しめしし天皇に坐すを、今單に父みこの仇といふ志をのみ取りて、天下治しめしし天皇の陵を悉に破壊らば、後、人必ず謗りまつりてむ。唯だ父王の仇は、

報いずばあるべからず。故、其の陸邊を少し廻りつ。既に、是く耻みせまつりてあれば、後の世に示すに
も足なむ。如此奏したまひつれば、天皇、「是も亦大理なり。命の如くて可。」とぞ答詔たまひける。
故、天皇崩りまして、即ち意富命、天津日繼知しめしき。この天皇、御年參拾捌歳。天武天下治しめし
き。御陵は片岡之石坏岡上に在り。

永祚王兄意富祚王「命」坐石上廣高宮治天下也。天皇娶大長谷若建天皇之御子春日
大郎女。王「生」御子。高木郎女。次財郎女。次久須毗郎女。次手白髮郎女。次小長谷君
「若」雀命。次真君「若」王。又娶丸途日爪臣之女糠若子郎女。生御子。春日山田郎女。
此天皇之御子并七柱。此之中小長谷若雀命者。治天下也。

意富命、石上廣高宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、大長谷若建天皇の御子、春日大郎
女に娶ひまして生みませる御子、高木郎女、次に財郎女、次に久須毗郎女、次に手白髮郎女、次に小長谷
若雀命、次に真若王、又丸途日爪臣の女、糠若子郎女を娶して生みませる御子、春日山田郎女。此の天皇
の御子たち、并せて七柱す。此の中に小長谷若雀命は、天下治しめしき。

小長谷若雀命由「坐」長谷之到「列」木宮。治天下捌歳也。此天皇无太子。故爲御子
代。定小長谷部也。御陵在伊「片」岡之石坏岡也。天皇既崩。無可_レ知日續之王。故

品太天皇五世之孫永大「本」梯「杵」今「命」自近淡海國。令上坐而。合於手白髮命。
授奉天下也。

小長谷若雀命、長谷之列木宮に坐しまして、捌歳天下治しめしき。此の天皇、太子無ます。故、御
子代として小長谷部を定めたまひき。御陵は片岡之石坏岡に在り。
この天皇、既に崩りまして、日續知しめすべき王無ます。故、品太天皇の五世の孫、袁本杵命を
近淡海國より上り坐さしめて、手白髮命に合せまつりて、天下を授けまつりき。

品太王五世孫永本梯「杵」命坐伊波礼之玉穗宮。治天下也。天皇取「娶」三尾君等祖
名若比賣。生御子。大郎子。次出雲郎女。柱。又娶三尾根連等之祖九連之妹自「目」子郎

女。生御子。廣國押建金日命。次建小廣國押楯「楯」命。柱。又娶意富祚天皇之御子手白
髮命。是太后
（也）。生御子。天國押波流岐廣達「庭」命。波流岐「庭」命。又娶息長（真）手王之
女麻組郎女。生御子。佐佐（宜）郎女。柱。一。又娶坂田大俣王之女黒比賣。生御子。神前郎
女。次（茨）田郎女。次（馬來）田郎女。（三柱。又娶永田連小望之女。關比賣。生御
子。茨田大郎女。）次白坂活「活」日「目」子郎女。次（小）野郎女。亦名長目比賣。柱。二。三。

又娶三尾君加多夫之妹倭比賣。生御子。太郎女。次丸高王。次耳上王。次赤比賣郎女。
 四。又娶阿倍之波延比賣。生御子。君〔若〕尾郎女。次都夫良郎女。次阿豆王。三。此天
 皇之御子等并十九王。男七。女十二。此之中天國押波流岐廣進〔庭〕命者。治天下。次廣國押建
 金日命治天下。次建小廣國押楯命治天下。次花々宜王者。拜伊勢神宮也。此之御世笠
 〔竺〕紫君石井不從天皇之命。而多无礼。故遣物部意甲之大連。大伴之金村連二人而
 敏石井也。天皇四年肆拾參歲。丁未年四月九日崩也。御陵者三嶋之藍陵也。

真本神命、伊波禮之玉御宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、三尾君等が祖、名は若比賣を娶し
 て生みませる御子、大郎子、次に出雲郎女。(二柱) 又尾張連等が祖、凡連が妹、目子郎女を娶して生み
 ませる御子、廣國押建金日命、次に建小廣國押楯命。(二柱) 又意富那天皇の御子、手白娶命。(是は
 大后にます) に娶まして生みませる御子、天國押波流岐廣進命。(波流岐の三字音を以る。一柱) 又息
 長眞手王の女、麻組郎女を娶して生みませる御子、佐佐宜郎女。(一柱) 又坂田大侯王の女、黒比賣を
 娶して生みませる御子、神前郎女、次に茨田郎女、次に馬來田郎女。(三柱) また茨田連小望が女、隴比賣
 を娶して生みませる御子、茨田大郎女、次に白坂活日郎女、次に小野郎女、亦の名は長目比賣。(三柱) 又
 三尾君、加多夫が妹、倭比賣を娶して生みませる御子、大郎女、次に丸高王、次に耳上王、次に赤比賣郎

女。(四柱) 又阿部之波延比賣を娶して生みませる御子、若屋郎女、次に都夫良郎女、次に阿豆王。(三柱)
 此の天皇の御子等、并せて十九王。(男七はしら、女十二はしら) 此の中に、天國押波流岐廣進命
 は、天下治しめしき。次に廣國押建金日命も、天下治しめしき。次に建小廣國押楯命も、天下治しめし
 き。次に佐佐宜王は伊勢神宮を拜きまつりたまひき。此の御世に、竺紫君、石井、天皇之命に従はずして尤
 體こと多かりき。故、物部意甲之大連、大伴之金村連二人を遣して、石井を殺らしめたまひき。こ
 天皇、御年肆拾參歲。(丁未年四月九日崩りましぬ) 御陵は三嶋之藍にあり。

〔御子〕廣國押建金日王〔命〕。坐句〔勾〕之金築宮。治天下也。此天皇無御子也。乙卯
 月十三日崩。御陵在河内之石〔古〕市高屋村也。

廣國押建金日命、勾之金築宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、御子無さざりき。(乙卯年三
 月十三日崩りましぬ) 御陵は河内の古市の高屋村に在り。

〔弟〕建小廣國押楯〔楯〕命。坐檜柏〔埜〕之廣入野宮。治天下也。天皇娶意〔富〕那天皇
 之御子楯之中比賣命。生御子。石比賣命。(訓)石如。石下效此。次小石比賣命。次倉之若江王。又
 娶爪〔川〕内之若子比賣。生御子。火穗王。次惠波王。此天皇之御子寸〔等〕并五王。

男) 比羅。故火穗王者。志比陀。惠波王者。比君之祖也。比君之祖也。

建小廣國押楯命、檜桐之國人野宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、意富禰天皇の御子、橋之中比賣命に娶ひまして生みませる御子、石比賣命(石を訓こと石の如し。下此れに效へ)次に小石比賣命、次に倉之若江王。又河内之若子比賣を娶して生みませる御子、火穗王、次に惠波王、此の天皇の御子等、并せて五王。(男三はしら、女二はしら) 故、火穗王は、(志比陀君の祖) 惠波王は、(意富禰君、多治比君の祖なり)

弟) 天國押波流岐廣遠天皇坐師木嶋大官。治天下也。天皇娶檜桐天皇之師(御)子。石比賣命。生御子八田次王。次沼名倉大玉敷命。次笠縫(縫)王。又娶其弟小石比賣命。生御子。上王。又娶春日之日爪臣之女糠子郎女。生御子。春日山田郎女。次麻呂古王。次宗賀之倉王。又娶宗賀之稻目宿禰大臣之女岐多斯比賣。生御子。橋之豊日命。次妹石埴王。次足取王。次豊御氣炊屋比賣命。次亦麻呂古王。次大宅王。次伊美賀古王。次山代王。次妹大伴王。次櫻井之玄王。次橋本之若子王。次泥梯(杵)王。又娶岐多志毗賣命之姨小兒比賣。生御子。馬木王。次葛城王。次間人穴大

〔太〕部王。次三枝部穴太部王。亦名須賣伊呂梯(杵)。次長谷部若雀命。凡此天皇之御子等并廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者。治天下。次橋之豊日命。治天下。次豊御氣炊屋比賣命治天下。次長谷部之若雀命治天下。并四王。治天下也。

天國押波流岐廣遠天皇、師木嶋大宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、檜桐天皇の御子、石比賣命に娶ひまして生みませる御子、八田王、次に沼名倉太玉敷命、次に笠縫王。(三柱) 又其の弟、小石比賣命に娶ひまして生みませる御子、上王。(一柱) 又春日之日爪臣の女、糠子郎女を娶して生みませる御子、春日山田郎女。次に麻呂古王。(三柱) 又宗賀之稻目宿禰大臣の女、岐多斯比賣を娶して生みませる御子、橋之豊日命。次に妹石埴王。次に足取王。次に豊御氣炊屋比賣命。次に亦麻呂古王。次に大宅王。次に伊美賀古王。次に山代王。次に妹大伴王。次に櫻井之玄王。次に麻呂王。次に橋本之若子王。次に泥梯(杵泥カ)王。(十三柱) 又岐多志毗賣命の姨、小兒比賣を娶して生みませる御子、馬木王。次に葛城王。次に間人穴太部王。次に三枝部穴太部王。亦の名は須賣伊呂梯。次に長谷部若雀命。(五柱) 凡て此の天皇の御子等、并せて廿五王。此の中に沼名倉太玉敷命は、天下治しめしき。次に橋之豊日命も天下治しめしき。次に豊御氣炊屋比賣命も、天下治しめしき。次に長谷部之若雀命も、天下治しめしき。并せて四王なも天下治しめしける。

〔御子〕高名倉太玉敷命坐他田宮。治天下十四歲也。此天皇取〔娶〕庶妹豐御倉〔食〕炊
 鼠比賣命。生御子。靜具〔貝〕王。亦名具〔貝〕鮪王。次竹田王。亦名小具〔貝〕王。次
 小治田〔王〕。次葛城王。〔次宇毛理王。次小加王。次多米王。〕次多米王。次櫻井玄
 王。^八 又娶伊勢大原首之女小能〔熊〕子郎女。生御子。布汁〔斗〕比賣命。次賣王。亦
 名糠代比賣王。^二 又娶〔息〕長〔眞〕手玉〔王〕之女比呂比〔賣〕命。生御子。忍坂
 日子人太子。亦名麻呂古王。次坂野王。次宇邊〔遲〕王。^三 又娶春日中若子之女老女
 子郎女。生御子。糠波王。次兼田王。次春日〔王〕。次大俣王。^四
 此天皇之御子等并十七王之中。日子人太子娶庶妹田村王。亦名糠代比賣命。生御子。坐
 岡本宮。治天下之天皇。次中津王。次多良王。^三 又娶漢王之妹大俣王。生御子。知奴王。
 次妹兼田王。^二 又娶〔庶妹玄王〕生御子。山代王。次笠織王。^二 并七王。甲辰年四月
 川内計〔科長〕也。^一 御名倉太玉敷命、他田宮に坐しまして、登拾肆歲天下治しめしき。此の天皇、庶妹豐御倉炊鼠比賣命に娶
 ひまして生みませる御子、靜具王、亦の名は貝鮪王、次に竹田王、亦の名は小貝王、次に小治田王、次に葛

城王、次に宇毛理王、次に小張王、次に多米王、次に櫻井玄王。^八 又伊勢大原首の女、小熊子郎
 女を娶して生みませる御子、布斗比賣命、次に賣王。亦の名は糠代比賣王。^二 又息長眞手王の女、
 比呂比賣命に娶ひまして生みませる御子、忍坂日子太子、亦の名は麻呂古王、次に坂野王、次に宇邊
 王。^三 又春日中若子が女、老女子郎女を娶して生みませる御子、糠波王、次に兼田王、次に春日王、
 次に大俣王。^四 此の天皇の御子等、并せて十七王ませる中に、日子人太子、庶妹田村王、亦の名
 は糠代比賣命に娶ひまして生みませる御子、岡本宮に坐しまして天下治しめしき天皇、次に中津王、次に
 多良王。^三 又漢王の妹、大俣王に娶ひまして生みませる御子、知奴王、次に妹兼田王。^二 又庶
 妹、玄王に娶ひまして生みませる御子、山代王、次に笠織王。^二 并せて七王〔甲辰年四月六日
 崩りましき〕御陵は、川内科長に在り。

〔弟〕橘豊日王〔命〕坐池邊宮。治天下三歲。此天皇娶〔宿禰〕大臣之女意呂多志
 比賣。生御子。多末〔米〕王。^一 又娶〔庶妹間人穴〕太郎王。生御子。上宮之殿戸豐聰耳命。
 次久米王。次植粟王。^四 又娶〔當麻之倉首比呂〕之女飯之子王。生御子。當
 麻王。次妹須賀志呂古郎女。此天皇^{丁未年四月十五日崩} 御陵在石寸掖上。〔遷〕科長中陵也。
 橘豊日命、池邊宮に坐しまして、參歲天下治しめしき。此の天皇、宿禰宿禰大臣の女、意呂多志比賣

を娶して生みませる御子、多米王。(一柱)又庶妹、間人穴太部王に娶ひまして生みませる御子、上宮之職戸體聽耳命、次に久米王、次に楯栗王、次に茨田王。(四柱)又、當麻之倉首比呂が女、飯之子を娶して生みませる御子、當麻王、次に妹須賀志呂古郎女、此の天皇。(丁未年四月十五日崩りましぬ) 御陵は石寸掖上に在りしを。後に科長中陵に遷しまつりき。

弟長谷部若雀天皇坐倉椅柴垣宮。治天下四歲。壬子年十一月十三日崩也。御陵在倉椅崗也上(上一也)

長谷部若雀天皇、倉椅柴垣宮に坐しまして、肆歲天下治しめしき。(壬子年十一月十三日崩りましぬ) 御陵は倉椅崗上に在り。

妹豐御倉(食)炊(炊)屋比賣命坐小治田宮。治天下卅七歲。戊子年三月十五日癸丑日崩。御陵在犬野崗上。後遷科長大陵也。

豐御倉炊屋比賣命、小治田宮に坐しまして、卅七歲、天下治しめしき。(戊子年三月十五日癸丑日崩りましぬ) 御陵は大野崗上に在りしを、後に科長大陵に遷しまつりき。

古事記下 (終)

古事記下十七丁

執筆賢珍 俗老 廿九歲

本云、文永三年二月仲旬書寫早。

神祇權大副大中臣定世之

同六年九月廿九日於燈下一見畢 類
建治四年仲春廿七日 彼岸中日 又一見畢、宿執之至、猶在神事、爲之如何、 類
借請親皇朝臣、一本吉田大納言 定房卿 被三所望之間、依家若(君)御命書寫進畢、又一本書寫之止之。

平子鐸嶺氏曾て此書の補訂本を著し後叙して曰く。

大史以前、錄古傳者、雖有先代之舊辭、大族之裏記、率散佚不傳、其傳者有上宮法王帝説焉耳。帝説紀
事切實、文詞醇古、多取寧樂已往之記錄、足以補正史之闕者不尠也。被齋符谷先生、嘗得此書、致核搜
討、折衷群説、辨別正偽、遂成證註一卷、以爲後學之津逮焉、余每讀古史、未嘗不稱帝説之切實、證註
之精審、云々

平子鐸嶺氏曾て此書の補訂本を著し後叙して曰く。

大史以前、錄古傳者、雖有先代之舊辭、大族之裏記、率散佚不傳、其傳者有上宮法王帝説焉耳。帝説紀
事切實、文詞醇古、多取寧樂已往之記錄、足以補正史之闕者不尠也。被齋符谷先生、嘗得此書、致核搜
討、折衷群説、辨別正偽、遂成證註一卷、以爲後學之津逮焉、余每讀古史、未嘗不稱帝説之切實、證註
之精審、云々

法王帝説證註解題

平子鐸嶺氏曾て此書の補訂本を著し後叙して曰く。

大史以前、錄古傳者、雖有先代之舊辭、大族之裏記、率散佚不傳、其傳者有上宮法王帝説焉耳。帝説紀
事切實、文詞醇古、多取寧樂已往之記錄、足以補正史之闕者不尠也。被齋符谷先生、嘗得此書、致核搜
討、折衷群説、辨別正偽、遂成證註一卷、以爲後學之津逮焉、余每讀古史、未嘗不稱帝説之切實、證註
之精審、云々

と有る。簡單にして要を得て居る解説で有る。外に言を加ふべきでない。

法王帝説。正しくは上宮聖徳法王帝説は群書類從に採輯せられてから世間に多く流布した本で有るが、寫誤
が少くないやうで有る。被齋の證注も初稿本は是れに據られたと思はれて、本文が誤まられたる其のまゝに
原として論ぜられたる處が有る。後の稿では之れが訂正せられて有る。

被齋の證註は寫本で流布した。生前には版に成らなかつた。自然或は多少未定稿らしい點が有つたかも知れ
ない。明治に成つて長田氏が校訂して出版せられた。其後、平子鐸嶺氏の補校本が氏の遺稿として世に出で
た。之れには鐸嶺氏の考も加へられた好著で有る。今此兩本を比較して見ると、長田氏の據られた本と、平
子氏の據られた本とは、其奥書によれば同一系と見えるが、實際内容を檢するに異同が甚だしい。其異同を

法王帝説證註解題

一々調査して見るに長田氏本は初稿本、平子氏本はよほど訂正せられた本で有る。其訂正は第一に帝説の本
 文の異同から生じて居る。即ち長田氏本の方は全く群書類従本に據つて説が立てられて有るやうで有る。
 帝説原本は近く古典保存會から寫眞複製出版せられる事に成つて居るが、また之れまでは出版に成つて居ら
 めやうで有る。群書類従本にはかなり誤が有る。先輩春日政治君會で校訂法王帝説一卷を著はし流布本の異
 同を原本に就て一々明かになして謄寫版で出版せられて氏の知友に頒布せられた事が有る。私も一部を惠ま
 れた。就いて見るに誠に丁寧親切なる校訂本で有る。今此證注を出版するに當りて、同氏が頭註せられたる
 によつて、其事を頭註して參考に供する事にした。尙二三外に參考になる事を書き加へて置いた。
 證注文は多く平子本に據つて二三誤と見ゆる處を長田本に據つて訂した。猶此「帝注」を研究せんとせらる
 る人々は必ず平子氏の補注を參考せられん事を申し添へて置く。猶平子本の奥書は

予獨寫聖德法王帝説及補闕記以其古書有益於史學聊加傍注問者見或人證註稿本其考證甚當但塗抹增損使
 人難讀即課人臨寫一本其塗抹處記以——爾後就本文及註文引書類正誤脫聊加管見朱辭隨有加之要不混于
 本稿耳從來若得見定本者即爲幸也

天保元年十一月

信友

天保乙未年以伴信友藏本謄寫證註者校齋符谷望之所著也

丙午壬五月

周任肥

明治十七年八月頃黒川先生命我以訂正此書乃就家藏校齋翁自筆稿本一校了
 明治卅八年歲次乙巳六月以黒川眞道氏藏本謄寫一本訖

加藤直種識
 平子鐸嶺記

上宮聖德法王帝說

Faint vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

上宮聖德法王帝說

上宮聖德法王帝說

掖齋 狩谷望之證註

伊波禮池邊雙櫛宮治天下、橋豐日天皇、欽明天皇、娶我稻目宿禰女、支多斯比賣命所生。後靈

曰用明娶庶妹穴穗部間人王、欽明天皇、娶支多斯比賣命同母妹、乎阿尼命所生。欽明天皇紀、作聖部。穴穗部皇女（聖部當訓

波志毘登、即土師人之義。紀訓波世都加邊、又傍書。大后。即皇后也。古事記、萬葉集、

才部者並非。此書及用明天皇紀、作間人借字耳。非後世謂帝母、爲皇大后、及釋日本紀所引伊豫風土

記、皆謂適后爲天后、以別古稱妃夫人爲后。亦是也。本書大后皆同。生兒、厩戶

豐聰耳聖德法王、次久米王、用明天皇紀、作來自皇子。字異讀同。推古天

殖粟王、據姓氏錄、饒淵次茨田王。皇紀云、十二年二月、癸酉朔丙子、薨於筑紫。

以上、敘聖德法王同母弟。

又天皇、娶蘇我伊奈米宿禰大臣、姓氏錄云、武內宿禰五世孫。又云、蘇我石川

天皇紀。蓋是石川宿禰之子。之曾孫、韓女子、名伊志古那郎女。用明天皇紀、作

子（見難略天皇紀）之孫、高麗之子也。

上宮聖德法王帝說

妹穴穗部間
の五字缺
損。左傍に
後補あり。

伊志古の古
は原本支に
作る。古と
あるは寫誤
なり。

「以」原本
此四字
異筆後人
手編女王的
補字缺損後

女王也の下
補字後人
補入あり

響、其勝必矣。然但吾情、冀十年不殺百姓。以一身之故、豈煩勞萬民。又於後世、不欲
民言由吾之故、喪己父母。豈其戰勝之後、方言丈夫哉。夫損身固國、不亦丈夫者歟云々。
使三輪文屋君、謂軍將等曰、吾起兵伐入鹿者、其勝定之。然由一身之故、不欲傷殘
百姓。是以吾之一身賜於入鹿。終與子弟妃妾、一時自經俱死也。此云棄身命而愛入民者
謂之。次財王、次日置王、次片岡女王。以上四人。
又聖王、娶尾治王。敏達天皇、娶推古天皇。女子。位奈部橘王。生兒、
白髮部王、次手島女王。合聖王兒十四王子也。

以上、叙聖
德法王諸子。

山代大兄王、娶庶妹春米王。生兒、難波麻呂古王、次麻呂古

王。補闕記、作末呂次弓削王。補闕記、此下有佐保女王。傳曆同。按、下文、多米王

也。可。知次佐佐女王。補闕記、無女次三嶋女王、次甲可王、次尾治王。

聖王庶兄多米王、其父池邊天皇崩後、娶聖王母穴太都間人王。

生兒、佐富女王也。書紀、古事記、並不載多米王、

悉間人王之事。蓋史闕之也。

以上、叙聖德
法王諸甥姪。

斯貴嶋宮治天下、阿米久爾於志波留支廣庭天皇、聖王祖父也。

後證曰、欽明天皇。繼體天皇、娶仁賢天皇女、手白髮命所生。娶檜前天皇。諱建小廣國押楢命。後證曰、宣化天皇。

（此古事記之說。書紀云、尾張連草香女、目子耶女所生。）女子、伊斯比女命。娶仁賢天皇女、橋仲皇女所生。生兒、他田

宮治天下、怒那久良布刀多麻斯支天皇。後證曰、敏達天皇。聖王伯叔也。拾大

原衍天皇二字今刪。

又娶宗我稻目足尼大臣女子、支多斯比賣命。書紀作堅鹽、注此云三岐施志。生

兒、伊波禮池邊宮治天下、橘豐日天皇。後證曰、用聖王父也。

妹、小治田宮治天下、止余美氣加志支夜比賣天皇。後證曰、推古天皇。爲敏

達天皇皇后。崇峻天皇崩後踐祚。聖王姨母也。

又娶支多斯比賣同母弟、書紀同、古事記作岐多志比賣命之姪。乎阿尼命。書紀作小姊君、古事記作小兄比

上宮聖德法王帝說

五

庭の下原本
一字缺損
聖王祖父
父也の五字
刪注なり

治天下の
天皇の
二字あり

聖王伯叔也
の五字刪注

聖王父也
を刪注とす

小、原本少
に作る、下

同、王姨母
也、五字刪
注。

聖王伯叔也
五字應注

聖王母也の
四字附注

相以下附注

天下政、政
字を減し異
體、天四
本、アリテ
トアリテ
リニ反讀符
ア

賢一按、古事記小兒、當依是書及書紀、讀乎阿尼也。或謂、書紀小兒、應依古事記、讀乎衣者、非是。

生兒、倉橋宮治天下、

長谷部天皇。後諡曰崇聖王伯叔也。

下所載應張文釋以穴太部間人王爲姊、以長谷部生四男一女、其三曰聖部穴部皇

女、其五曰泊瀨部皇子。此恐誤。

右五天皇、無雜他人治天下也。但倉橋第四、少治田第五也。

以上、叙聖德
太子受命伯

少治田宮御宇天皇之世、上宮厩戶豐聰耳命、鳴大臣、

蘇我馬子也。見推

古天皇卅四年記、

共輔天下政、而興隆二寶、

推古天皇紀云、二年春二月、丙寅朔、詔皇太子及大臣、令興

隆二寶、是時諸臣連等、各爲君親之恩、競造佛舍、即是謂寺焉。起元興、崇峻天皇紀又云、用明天皇二年、蘇我大臣、亦年記云、原飛鳥衣縫造祖國葉之家、始作法興寺。此地名飛鳥、亦名飛鳥吉田。五年十月朔云、是月起大法興寺佛堂與步廊。推古紀云、元年正月、壬寅朔丙辰、以佛舍利、置法興寺刹柱礎中、丁巳建刹柱。四年十一月、法興寺造竟。則以大原男善德、拜寺司。是日惠慈願二僧、始住於法興寺。拾芥抄云、元興寺、飛鳥寺、本法興寺。按元興寺之名、始見推

小體二字缺
大信小
後人傍

古十四年紀、飛鳥寺之名、見天武紀、持統天皇紀。大和志云、飛鳥廢寺、在高市郡飛鳥村、一名元興寺。今安原院、其遺址也。又云、飛鳥村南、有地名吉田。續日本紀云、靈龜二年五月辛卯、始移元興寺、於左京六條四坊。又云、養老二年九月甲寅、遷法興寺、於新京。大和志云、在奈良元興寺町。四天王等寺。四天王原作天校。改。崇峻天皇紀云、用明天皇二年七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與羣臣、謀滅物部守屋大連。泊瀨部皇子竹田皇子、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與羣臣、謀滅物部守屋大臣比良夫、諸臣賀推夫、葛城臣、那羅俱利伽羅、大連連阿倍臣、平群臣、神手坂本臣、羅手春日臣、俱利伽羅、從志紀郡、至葛城河家。大連親率子弟與、築稻城、而戰。於是、大連昇衣、袴朴枝間、臨射如雨。其軍強盛、傾家益野。皇子等軍、與蘇我臣、怯弱恐怖、三迴却還。是時、蘇我馬子、東髮於額、而隨軍後、自料度曰、將無見敗、非願難成。乃斷取白膠木、疾作四天王像、置於頂髮、而發誓言、今若使我勝、敵必當奉爲護世四天王、起立寺塔。蘇我馬子大臣、又發誓言、凡諸天王、大神王等、助我於我、使獲利益。願當奉爲諸天、與大神王、起立寺塔、流通三寶。誓已、殿種種兵、而進討伐。爰有遊見首赤、射墮大連於枝下。而誅大連、并其子等。由是大連之軍、忽然自敗云々。平亂之後、於攝津國、造四天王寺云々。補闕記云、覆奏於玉造之東岸上、即以營四天王寺、始立垣基、者是也。續津志云、玉造岡在大坂上東南、推古天皇元年紀云、是歲始造四天王寺、於難波荒陵。補闕記云、四天王寺、後園荒廢村。攝津志云、四天王寺、在東生郡四天王寺村、山號荒陵。制爵十二級、大德、少德、大仁、少仁、大禮、少禮、大信、少信、大義、少義、少智、大智、少智。推古天皇紀云、十一年十二月、始行冠位、大德、少德、大仁、少仁、大禮、少禮、大信、少信、大義、少義、大智、少智、并十二階。并以當色、飾之、頂振提如、而著、緣焉。

上宮聖德法王帝說

唯元日著

產の下の生
字、右傍に
異筆後入。

池邊天后、穴太部間人王、出於厩戸之時、忽產生上宮王。

補闕記云、后巡宮中、至子廐下、不覺有產。傳曆云、妃巡第中。推古天皇紀云、皇

幼少、聰敏有智。至長大之時、一時聞八人之白言、而辨其

理。補闕記云、八人一時、共譯白事。太子一々能辨、各得精無復再訪。聰敏智、是以

云、天年生知十人所詔白之。又聞一知八、原知誤智今從稿本。補闕記云、高麗慧

狀、一言不瀆、能聞之別。問一知十、問十知百、不問而知、故号曰厩戸豐聰八耳命。

池邊天皇、其太子聖德王、甚愛念之、令住宮南上大殿、故

号上宮王也。按、大和國十市郡、有上宮村、呼二字間能美夜。

殿、故曰上宮皇也。按、大和國十市郡、有上宮村、呼二字間能美夜。

上宮王師、高麗慧慈法師。推古天皇紀云、三年五月、戊午朔丁卯、高麗僧慧慈歸化。則皇太子師之。王命能悟。

涅槃常住、涅槃經四相品云、涅槃名曰五種佛性之理。按、本之誤也、今改。實

覺有五種佛性、何等為五。謂聲聞乘佛性、緣覺乘佛性、如來乘佛性、不定佛性、無種性。明開法花三車、見法華經

智之趣。見法華經通達維摩不思議解脫之宗。難、此經亦名不可思議解

脫法門。一心放文云、常與高麗慧慈法師、講論妙義、自開法華權實之智、通維摩不二之宗。

且知經部薩婆多兩家之辨。按、薩婆多部者、佛涅槃後、三百年之初、自上座部分出。薩婆多、此云一切有。以三世實

有、法體恒有為宗。經部者、出自薩婆多。經部經文、以破一切有之執著為宗。具出

亦知三玄、武智麻呂公傳亦云、究百家之旨、闡三玄之實趣。女非所譯、異部宗輪論。

五經之旨、白虎通云、五經何、謂易尚書詩禮春秋也。太

引周弘正、釋三玄云、易判八卦陰陽吉凶、此約有明玄。老子虛融、此約無明玄。莊子自

然、此約有無明玄。自外枝派、源祖出此。清涼華嚴玄談演義抄云、此方備道玄妙、不越三

玄。周易為三玄、老子為二玄、莊子為一玄。五經之旨、初學記、引白虎通云、五經、易、

尚書、詩、禮、樂也。注云、古以三易、詩、禮、樂、春秋、為六經。至秦焚書、樂經亡。今以三易、

詩、書、禮、春秋、為五經。北堂書抄所引同。按、推古天皇元年紀云、學承典於博士覺、

釋日本紀云、禮書、樂書、論語、孝經。並照天文地理之道。照疑昭字之訛。推古天皇

十年紀云、冬十月、百濟

上宮聖德法王帝說

僧觀勸來之。仍貢曆本及天文地理之書、並通甲方術。即造法花等經疏七卷、

記云、太子生年、卅六己巳、四月八日、始製勝鬘經疏。卅八年未年、正月廿五日了。卅九年壬申年、正月十五日、始製維摩經疏。卅癸酉、九月十五日了。卅一甲戌年、正月八日、始製法華經疏。卅二乙亥年、四月十五日了。法隆寺資財帳云、法華經疏、各部各四卷。維摩經疏、各部三卷。勝鬘經疏、壹卷。右上官聖德法王御製者。按、勝鬘經疏一卷、維摩經疏五卷、法華經疏四卷、今論。号曰上官御製疏。補闕記云、皆存于世。

太子所問之義、師有所不通、太子夜夢見金人、來教不解

之義。太子寤後、即解之。乃以傳於師、師亦領解。如是之

事、非一二耳。補闕記云、製諸經疏、義備不遺、太子每夜夢見金人、來授不解之義。太子乃解之、以問於聖德法王、法師亦領悟、發不思議、歡未曾有。

太子起七寺。法隆寺伽藍緣起云、奉為池邊大宮御宇天皇、並在坐御世御世天皇、歲次丁卯、小治田大宮御宇天皇、並東宮上官聖德法王。法隆學問寺、並四天王寺、中宮尼寺、幡尼寺、幡尼寺、池後尼寺、葛城尼寺、敬造仕奉。與此所載同。補闕記、法隆寺作元興寺、云一說法隆寺。傳曆載西節文云、(太子臨薨、請意願之文。奉為天皇並御世御世天皇、營造七箇寺。法隆學問、四天王、法興、四天王寺、已詳見法起、妙安、善美、定林也。無餘丘寺、有定林寺、與此云異。

作皇今從。法隆寺、大和志云、法隆寺在平羣郡法隆寺村。舊名斑鳩寺。推古天皇九年、鳩校改。皇太子初興宮室于斑鳩。今東院即此。十四年、皇太子施入播磨國水田、於斑鳩寺。天平十年二月、施幡寺。食封二百戶。天平勝寶元年、詔捨法隆寺、鑿田地一百町。貞觀二年五月、傳體大法師位道詮奏言、法隆寺東院、是聖德太子所居。堂宇猶存、遺像寔在。中宮寺、傳曆云、中宮寺、此寺間人穴太部皇后之宮也。皇后崩後為寺。又云、皇良闕。舊在法隆寺東、一名斑鳩尼寺。(傳曆云、法興寺又名幡尼寺。四節文、亦載法興寺。蓋是中宮寺之別名、非飛鳥法興寺也。)按中宮寺遺址、在法隆寺東五町許。今稱御舊殿。

橋寺、傳曆云、推古天皇十四年、秋七月、天皇詔太子曰、諸佛所說諸經演竟、然勝鬘經竟、講竟之夜、蓮華零、花長三尺、而溢方三四丈之地。明且奏之。天皇甚奇、命車駕而覽之。即於其地、誓立寺塔。注是今橋樹寺也。又云、時人名善提寺。大和志云、善提寺在高市郡橋村、一名橋寺。寺前有石碑、題曰、上宮太子、勝鬘經講讀、千佛顯出雨蓮華。蜂丘寺、并彼宮、賜三川勝奏公。推古十一年十一月、己亥朔、皇太子謂諸大夫曰、我有三尊佛像、誰得是像以恭拜。時乘造河勝進曰、臣拜之、便受佛像。因以造蜂丘寺。廣隆寺資財帳云、右寺緣起、推古天皇治天下卅歲次壬午、大花上奏造河勝、奉為上宮太子、所建立也。山城志云、廣隆寺在葛野郡太秦村。池後寺、傳曆云、池後寺又名法起寺。大本邑、正堂一字、三級寶塔。傳云、山背大兄王建。按、諸書所載、池後寺亦太子所造。云山背大兄王建者恐誤。葛木寺。賜葛木臣。傳曆

原本賜葛木臣の四字削注。原本拜より奏公まで削注。上宮聖德法王帝說。一一

葛城寺又名妙安寺。大和志云、故葛城寺在葛上郡朝妻村。寶龜中宣讀云、葛木乃前在也即此。又云、廢葛城寺、在添上郡大安寺東、見東大寺記。寶龜十一年正月、災于京師、葛木寺塔、並命堂、皆燒盡焉。按、葛木寺、則在葛上郡、故名葛木寺。迨河上郡於平城、寺亦從移、後殘廢焉。又按、葛木寺、傳作葛木寺、蘇我葛木臣、釋日本紀、引伊豫風土記、載立湯圓傳文、云、法興六年十月、歲在丙辰、我法王大王、與惠慈法師、及葛城、原、遺、孟、夷、與、村、崇、獻、天、皇、紀、有、葛、城、臣、烏、那、羅、蓋、皆、其、人、也。

戊午年四月十五日、法隆寺流記同。詳見下文。戊午、推古天皇六年也。推古天皇紀云、十四年(丙寅)秋七月、補闕記云、丁丑年(廿五年)也。四月八日。皆傳聞之異。唯傳聞、以爲十四年七月講、二十五年四月八日重講。蓋以推古天皇紀爲十四年、補闕記爲廿五年、誤重爲三時也。少治田天皇、

戊、原本代
とあり。
云、傍に一傳
云、太子州
五、七、月
一、と、後、人
記、入、寸、

請上宮王、令講勝經。其儀如僧也。諸王公主、及臣連公民、信受無不嘉也。三箇日之内、講說訖也。天皇布施聖王、物播磨國揖保郡佐勢地、五十萬代。聖王即以此地、爲法隆寺地也。

稿本脫什地之地。法隆寺流記云、戊午年四月十五日、請上宮聖德法王、令講法隆寺地也。其儀如僧。諸王公主、及臣連公民、信受無不嘉也。講說訖、高座而坐、大御語止、爲而大臣、香爐、手拏而、誓願豆、事立、白、久、七、重、寶、非常也。人、採、毛、非常也。是以速須須、須、只、岐、御、地、手、布、施、奉、奉、久、御、世、御、世、不、朽、滅、可、有、物、非、常、也。攝摩國作西地、五十萬代布施奉。此地者、他人入口犯事、不在止白而、布施奉止白。是以聖德法王、受賜而、此物、私、可、用、物、非、有、爲、而、伊、河、智、我、本、寺、中、宮、尼、寺、片、岡、僧、寺、此、三

原本、今上
り町者まで
附注、

寺分爲而、入賜。補闕記亦云、以針間國佐勢田地五十萬代(恐五十萬代之誤)末代奉施、即領入法隆寺、中宮寺等。按、佐勢地未詳。今播磨國揖保郡有鶴村、村有法隆寺、疑此地也。又按、代者、古人量地之法。采女朝臣筑良卿登城碑云、片浦山地四千代者、亦是也。弘仁十三年、明法博士額田國造今足勘文云、二百五十步爲五十代、見政事要略。依此計之、五十萬代、二百五十萬步、今量得八千三百三十三段三畝九步。拾芥抄云、七十二步爲十代、依此計之五十萬代、三百六十萬步、即一萬町。未知以孰爲是。然三分之則所納法隆寺、應三四十町、而不過二百餘町。今在播磨、田三百餘町者。此蓋所賜五十萬代、分入于法隆寺之數也。法隆寺資財帳云、播磨國揖保郡、貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳步。右播磨田、小治田大宮御宇天皇、戊午年四月十五日、請上宮聖德法王、令講法隆寺勝經等經、而布施奉地、五十萬代、即納賜者之中、(十萬九千五百六十一東一把代)成町二百九十九町一段八十二步者是也。理報靈異記、大部屋稻能古連公傳云、十七年己巳(推古)春二月、皇太子詔連公、而遣播磨國、揖保郡內二百七十三町五段餘、水田之司者、亦是地。(與三本書裏書所引或說數合)傳曆云、施三百六十町。(與三本書裏書所引說數合)往生極樂記云、施三百町。皆傳說之異。然資財帳所載蓋得其實也。推古天皇紀云、施永田百町、者恐非是。

以上、錄聖德法王行狀。

慧慈法師、費土宮御製疏、還歸本國。推古天皇紀云、二十三年十一月癸卯、高麗僧惠慈歸于國、流

法興元卅一年、歲次辛巳十二月、鬼前太后崩。明年正月廿二日、上宮法王、見存銘文法王作法皇下枕病弗愈。尙書命云、王有疾弗

干食。干肝之省、肝食晚食也。昭二十年左傳云、誓聞員不來曰誓君大夫其肝食乎。王后、古者、謂貴人御妻、皆爲后。古事

法興元卅一年、原物世字、世にあら

著、原本清。

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

與國、原本

命。又云、坐、便后等。出雲風土記云、赤雲伊農意保須美比古佐和氣能命之后、天應津日女命。又云、阿遲須根高日子命之后、天御繩日女命。續日本後紀云、伊豆國賀茂郡阿波神、是三島大社本后也。神名式云、安房國安房郡安房坐神社、后神大比理刀咩命神社。續日本後紀謂之第一后神、皆是也。

仍以勞疾並著於床。病源候論、解散候云、腹困著床、千金方治痢略例云、一劑太重、竭其精液、因滯著床。又數麻子酒方云、治虛勞百病云々。手足夜痠著床、服之令入肥健、蓋謂病臥也。今俗亦有此語。

時王后王子等、及與國臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當造釋像尺寸王身。所謂等身像也。蒙此願力、轉病延壽、安往世間。若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙果。二月廿一日癸酉、王后即世、翌日法王登遐。癸未年推古天皇卅一年也。

月中、如願敬造釋迦尊像、并俠侍、及庄嚴具、竟乘斯微福、信道知識。謂結社人也。詳於現報靈異記放證辨之。現在安隱、即安穩。出生入死、隨奉三主、紹隆三寶、遂共彼堺。堺即岸字孛校。改岸作岸非。普遍六道、法界含識、得脫苦緣、同趣菩提。使司馬鞍首止利佛師造。鞍部村主、司馬達等之孫、多須奈之子也。見推古天皇十四年紀、及本書背裏書。

右法隆寺金堂坐、釋迦佛光後銘文如件。今私云、是正面中臺也。〔○十字平子本ナシ〕注文十字、亦係後人傍記也。按、法隆寺寶財錄云、金堂釋迦像壹具、右奉爲上宮聖德法王、癸未年二月、王后敬造而請坐者、是也。是像又今見存。

釋曰。法興元卅一年、此能不知也。但案帝記、云、少治田天皇之世、東宮厩戶豐聰耳命、大臣宗我馬子宿禰、共平章而建三寶、始興大寺。已見上文。故曰法興元卅世也。此即銘云、法興元卅一年也。後見人、若可疑年号、此不然也。日

原、原本、今私云、云々、異筆、字之、作

原、原本、今私云、云々、異筆、字之、作

太原本大。

神前也の前
字原本なし

壬午の午の
字は異筆傍
書にて下に
数字有り。

本紀引伊豫國風土記、載立陽岡碑文。云、法興六年十月、然則言一年字、

其在丙辰、與此十支不合、是法興、不與法興元年同也。

其意難見。然所見者、聖王母穴太都王薨逝辛巳年者、即少

治田天皇御世二十九年也。故、即指其年。故云一年、其无異趣。

鬼前太后者、即聖王母穴太都間人王也。云鬼前者、此神

前也。何故言神前皇后者、此皇后同母弟長谷部天皇、石

寸神前宮治天下。石寸、石村之省、古事記屬葉集並用石村字。而、古事記用明

藤同。新年祭月次祭祝詞、三代實錄廿、並作石寸。(天武天皇紀、姓村主省作寸主、與

此同。此開古書、或用省字、健作、健作支之類是也。皆與此同。又按、石村神前宮、

書傳不載。崇峻天皇御是宮、亦無所效。若疑其姊穴太都王、即其宮坐故、稱神前

皇后也。言明年者、即壬午年也。三十二月廿一日癸酉、王后即世者、

此即聖王妻、膳大刀自也。膳部善岐、美部女見上文。按、書紀、夫人訓於保登之。二月廿一日

者、壬午年二月也。翌日法王登遐者、即上宮聖王也。即世

登遐者、是即死之異名也。韓非子亡微篇云、太子未定、而主即世者可亡也。禮記曲禮云、告喪曰、文王登遐。鄭玄曰、登上也。

遐已也、上巳者若傷去云耳。故今依此銘文、應言壬午年正月廿二日、聖王

枕病也。應據之破補闕記、無病而薨之說也。即同時、膳大刀自、得勞也。大刀

自者、二月廿一日卒也。聖王、廿二日薨也。是以明知膳

夫人先日卒也、聖王後日薨也。則證歌曰。

伊我留我乃、止美能井乃美豆、伊加奈久爾、多義豆麻之

母乃、止美乃井能美豆。乃井下、稿本衍乃井二字、非。

是歌者、膳夫人臥病、而將臨沒時乞水。然聖王不許、遂

夫人卒也。即聖王誄而詠是歌。原誄誤。即其證也。應據此破。似曆、太子與

如同夕臨之說也。但銘文意、顯夫人卒日也。不注聖王薨年月也。然

原本乃井の
下、乃井の
衍字なし。

壬午年原本
錯誤。壬午
午とありて
午字の右傍
に反禮符あ
り。

王。原本玉。

己巳原本
混同せり。
今假字源流
考によりて
己巳とに假
に書き分け
置けり。

諸記文、分明云、壬午年二月廿二日、甲戌夜半、上宮聖王薨
逝也。下文載法隆寺講帳文云、歲在辛巳、十二月廿一日、癸酉日
入、孔部間人母王崩。明年二月廿二日、甲戌夜半、太子崩。
出生入死者、若其往反所生之辭也。二主者、若疑神
前太后、上宮聖王、搗本作天膳夫人、合此三所也。

斯歸斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃
彌己等、娶巷奇大臣、名伊奈米足尼女、名吉多斯比彌乃彌己
等、爲太后。生名多至波奈等已比乃彌己等、妹名等已彌居加
斯支移比彌乃彌己等。居讀爲氣移讀爲夜飲明紀彌移居國即三
宅國神功紀余波移私記云青野並與此同。

復娶太后、搗本后弟、名乎阿尼乃彌己等爲后。謂後世所稱、妃夫人
之等也。反正紀、皇夫
人、又夫人。敏達紀、夫人皆訓讀左岐。
新撰字鏡云、總妃也、支佐支、皆可證也。生名孔部間人公主。孔下似脫太子、然
禮帳文中、皆無有
今依書
不極增。

多字原本あ
り。彌己等の彌
の下の乃字あ
りて、墨減ム
符あり。

廿一日、
古雜帖、
除ク、
か、
假字源
考に細し。

斯歸斯麻天皇之子、名薙奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等。搗本
多。娶庶妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌己等爲太后。坐乎
沙多宮治天下、生名尾治王。

多至波奈等已比乃彌己等、娶庶妹名孔部間人公主爲太后。
坐瀆邊宮治天下、生名等已刀彌々乃彌己等。娶尾治大王
之女、名多至波奈大女郎爲后。女郎似倒、然下文亦作大女郎。萬
葉集亦郎女或作女郎、今不輒改。

歲在辛巳、十二月廿一日、癸酉日入、孔部間人母王崩。松下
所傳禮帳文作母孔部間人王崩、即文成尾云。右曼隨
羅在法隆寺寶藏。文永十一年平野神主兼輔奉勅讀。明年二月廿二日、甲戌夜
半、太子崩。

于時多至波奈大女郎、悲哀嘆息白畏天。中宮寺本、及松下氏本、天
下有皇前日啓四字。按、中
宮寺寶藏、禮帳殘片、亦存此四字。當依以補正。然下文解義之條、無此四字。作是書
者、所見本、偶脫之歟。或傳寫脫四字、後人刪、解讀餘字、以就之亦未可知也。之雖

天壽國之
開闢之
開闢之
開闢之
開闢之
開闢之
開闢之
開闢之
開闢之
開闢之

之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本
之云、原本

恐、懷心難止使。我大王與母王、如期從遊、痛酷无比。我
大王所告、世間虛假、唯佛是真。玩味其法、謂我大王、應
生於天壽國之中。而彼國之形、眼所運看。憐因圖像、欲
觀、大王往生之狀。往生、中宮寺本、松
有一我子、所啓誠以爲然。原本作狀二字、今依中宮寺本、及松
宋女等、造繡帳二張。畫者、東漢末賢、高麗加西溢、又漢
奴加己利。令者、椋部秦久麻。椋部曰、說文云、麻之圓謂之圓、方謂之
別之也。爾雅云、
椋即來、非此義。

右在法隆寺藏繡帳二張。縫着龜背上文字者也。更更不
知者之云。按、是帳殘片、今藏在中宮寺、稱天壽國曼陀羅。觀跡幽考、載中宮寺
藏天壽國曼陀羅、莊嚴微妙周回者、額甲文一百許、各縫四字者、即此
余嘗讀中宮寺、獲拜觀之、懼脫殆盡、銘文僅存十二字耳。法隆寺藏財帳云、通分繡
帳二張、其帶廿二條、餘三百九十三、右納賜淨御原宮御宇天皇者、與此異、恐別物。實

財帳又有二種、八部、縷、長七尺、
廣五尺者、亦未詳此所言之物否。

巷奇、蘇我也。蘇巷奇、爲蘇我、不知何義。按、欽明紀十五年、有筑
或當三寶音也。日本紀所引上宮記、
或作比寶、或作比寶。已字、或當余音也。讀曰、余。至

字、或當知音也。編體紀七年、有斯羅汶得至者、至讀爲、遲。欽明天皇
紀十五年、河內直、或作加不至費直、內臣或作有至臣。白畏

天之者、天即少治田天皇也。太子崩者、即聖王也。從遊者、死也。

天壽國者、猶云天耳。謂往生是國者、其壽與天無異也。
猶言無量壽國、即所謂極樂國也。天皇聞之

者、又少治田天皇也。令者、猶監也。

以上、事古
文爲證。

上宮薨時、巨勢三杖大夫歌。原脫、調字、今從稿校增。
按巨勢三杖史傳不見尤考。

伊加留我乃、止美能乎何波乃、多叡婆許曾、和何於保支美

乃、彌奈和須良叡米。補闕記、(作御名忘也米)傳曆、(作御名者忘目)一
心被文、往生極樂記、(並作彌奈和須良叡米)拾遺集、

調字原な
し。調字原な
許の上の波
字、原本の婆
に作る。

(作ニイカルカヤ、作ミナワスレメ)今昔物語、(作ニイカルカヤ、作ミナハワスレメ)帝王編年記、(作)御名乎忘禮女(歌)句各小異。唯政事要略、及乾元抄本傳曆裏書、與此書所載全同。而以上諸書、以此歌皆爲片岡饒人奉對太子所詠。斯那提留云々之歌、現報靈異記、爲片岡村路側乞丐人、死後自作、立寫戶之歌。(歌)句與編年記同。然書紀萬葉集(爲)太子見龍田山死人所詠、歌句亦少異。載斯那提留歌、不及伊加留我乃歌、則蓋諸書爲倭人所詠傳會爲誤耳、應以此書爲正。

美加彌乎須、多婆佐美夜麻乃、阿遲加氣爾、比止乃麻乎之志、和何於保支美波母。
伊加留我乃、己能加支夜麻乃、佐可留木乃、蘇良奈留許等乎、支美爾麻乎佐奈。

以上錄神聖德法王編年之歌。

丁未年 用明天皇 六七月、書紀云 蘇我馬子宿禰大臣、伐物部守屋大連。時大臣軍士、不尅而退故、則上宮王舉四王像、建軍士前。誓云、若得亡此大連、奉爲四王、造寺尊重供養

守字、原本
聖字、原本
守字、原本

戊、原本代
の形となれ

百濟の濟字
原本の濟字
聖元就の作
聖元就の作
聖元就の作
聖元就の作
聖元就の作
聖元就の作
聖元就の作
聖元就の作

者。即軍士得勝、取大連訖。依此即造難波四天王寺也。

已詳上文。按、取輪殺也。古事記景行段云、西方有龍會建二人、是不伏無禮人等。故取其人而遣。又云、取伊服岐能山之神幸行。安康天皇段云、人取天皇、履仲段云、思江中王欲取天皇、以火著大殿。萬葉集贈藤原宇合卿、任西海道節刀使。歌云、千萬乃、軍奈利友、言擊不爲、取而可來、勇常會念、皆是也。聖王生十四年也。補闕記同。傳曆謂太子以敏達天皇元年生。故以此爲三十六歲時之事。

支癸島天皇御世、戊午年十月十二日、顯戒論載弘仁十年大僧都護命等表云、志貴島宮御宇天皇、歲次戊午、

百濟王奉佛法。最澄禪云、天皇即位元年庚申、御宇正經三十二歲。諸案歲次、曆都無戊午年。元興寺緣起、取戊午歲、已乖實錄。按最澄之言、與書紀合。然書紀紀年多可疑者、不能據之遽棄古傳說也。又按、書紀、以百濟國聖明王、原濟作齊。今從此爲二十三年十月之事。按十三年、歲次壬申也。按校改。原聖作主、草書字體、相近而誤也。今依欽明紀改。按、東國通鑑、武皇帝之子、聖王明禮也。始奉度佛像經教、并僧等。敕

授蘇我稻目宿禰大臣、令興隆也。欽明紀云、十三年十月、百濟聖明王、(更名聖王)遣西部姬氏達卒怒喇斯致

契等、獻佛迦佛金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷云々。是日天皇聞已、歡喜踊躍、詔使者云、朕從昔來、未曾得如是微妙之法、然朕不自決、乃歷問羣臣曰、西番獻佛、相貌端

嚴、全未嘗有、可禮哉不。蘇我大臣額日宿禰奏曰、西番諸國、一皆禮之、豐秋日本、豈獨背也。物部大連尾與、中臣連鎌子、同奏曰、我國家之王天下者、恒以天地社稷、百八十神、春夏秋多、祭拜爲事。方今改拜三神、恐致國神之怒。天皇曰、宜付情詞人、額日宿禰、試令禮拜。大臣跪受而忻悅、安置小墾田家、懸備出世業爲因、淨捨向原家爲寺。

庚寅年、飲明天皇。燒滅佛殿、佛像流却於難波堀江。飲明紀文上文云、於後國行

疫氣、民致天殘、久而愈多、不能治療。物部大連尾與、中臣連鎌子、同奏曰、昔日不知臣計、致二所病死、今不遠而復、必當有慶、宜早投棄佛像、懇求後福。天皇曰、依奏。有司乃以佛像、流棄難波堀江、復縱火於伽藍、燒燬更無餘。於是天無風雲、忽又天殿、按、敏達天皇紀云、十四年二月云々、是時國行疫疾、民死者衆。三月丁巳朔、物部弓削守屋大連、與中臣勝海大夫奏曰、何故不肯用臣言、自考天皇、及於陛下、疫疾流行、國民可絕、豈非專由蘇我臣之興行佛法歟。詔曰、灼然宜斷佛法。丙戌、物部弓削守屋大連、自詣於寺、踞坐胡床、研削其塔、縱火燒之、并燒佛像與佛殿。既而取所燒餘佛像、令乘難波堀江、是日無雲風雨。是與飲明天皇紀所言事甚相似。蓋以二事、誤爲三時之事也。

少治田天皇御世、乙丑年十三五月、聖德王與嶋大臣共謀、

建立佛法、更興三寶。曰見上文、推古紀以爲二年即准五行、定爵位也。上

制爵十二級者即此。然其名以三德與五常此原條誤、今從竊按

云准五行者恐誤。推古紀云、十一年十二月。七月、立十七條法也。

改。推古紀云、十二年四月、丙寅朔戊辰、皇太子親筆作憲法十七條。一心戒文云、十年十二月、太子始製憲法十七條。年月皆不同。

以上、再錄前文所遺之事。

飛鳥天皇御世、癸卯年二年十月十四日、補闕記云、十一月十一日丙戌。蘇

我豐浦毛人大臣兒、入鹿臣□□林太郎、皇極天皇二年紀云、林臣。分注云、林臣入鹿也。謂入鹿爲太子

郎見同坐於伊加留加宮、山代大兄、及其昆弟等、合十五王子

等、悉滅之也。皇極紀云、二年十月、丁未朔戊午、(十二日)蘇我臣入鹿、獨謀將廢

小德巨勢德大臣、大仁土師婆婆連、掩山背大兄王等、於班鳩宮云々。山背大兄、仍取馬骨、

投置內殿、遂率其妃并子弟等、得間逃出、隱隱駒山。巨勢德大臣等、燒班鳩宮、灰中見骨、

誤謂王死、解圍退出。由是山背大兄王等、四五日間、掩留於山云々。於是山背大兄王等、

自山還入班鳩寺。軍將等、即以兵圍寺。於是山背大兄王、使三輪文屋君、謂軍將等曰、

君起、兵伐入鹿者、其勝定之。然由一身之故、不欲傷殘百姓、是以君之一身、賜於入鹿、

終與子弟妃妾、一時自經俱死也。補闕記云、太子子孫、男女廿三王、無罪被書。(補闕記、此下載廿五王名、十五上悉脫二字)

飛鳥天皇の原本皇の眞條傍書と

等の下數字は後人の補記なり

三日崩。書紀云、十一月癸卯朔乙巳、(三日也)馬子宿禰、古事記云、御陵倉橋岡在也。許於羣臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇。陵在三倉橋岡
上也。書紀云、十一月、癸卯朔乙巳云々、是日葬天皇于倉橋岡陵、諸陵式云、倉橋岡陵、倉
橋宮御宇崇峻天皇。在大和國十市郡、無陵地并陟戶。大和志云、倉橋村東、今日赤坂、陵野
有三家
六

少治田天皇、治天下卅六年。書紀同。(壬子年十二月、壬申朔己卯、皇后即

拾漆(自即)戊子年三月崩。古事記云、戊子歲、三月十五日癸丑崩。(是月丁未朔、十五

也)書紀云三月丁未朔癸丑、(七日也)天皇崩之。陵大野岡也。書紀云、天皇遺體於羣臣曰、此年五穀不登、百姓

志奈我山田寸。古事記云、後漢科長大陵也。(書紀不載改葬、蓋史之闕文也)諸陵式

町、南北二町、陟戶一畑、守戶
四畑、河內志云、在南山田村、
以上、錄所關、係聖德法王、之五代
帝王、治世年歷、崩御年月、及山陵。

小。上皆少
に作る。

上宮聖德法王、又云法主王。用明甲午年産、敏達天壬午年二

月廿二日薨逝也。詳見生胤九年補闕小治田宮爲三東宮也。推古天皇紀

月、庚午朔己卯、立陟戶豐聰耳皇子、爲皇太子。仍錄攝政、以高機爲攝政。墓川內志奈我岡也。又云、二十九年二月云々、

陵、諸陵式云、磯長墓、橋豐日天皇之皇太子、名云聖德。在河內國石川郡、兆域、東西三町、
南北二町、守戶三畑。河內志云、數福寺山、號科長、又呼御墓山、因有陟戶太子墓也。墓
上建小堂、
總以三石柩。

以上、錄聖德法王、
崩御享年、及墳墓。

傳得僧相慶之。是疑此書人之題名、
未詳相慶是何人也。

卷子表發後
の肥人なる
人記和島法
隆寺勸學院
文庫とあり

云云。原本

體、相似而誤、今改。又本云、二百六十丁云云。詳見上文。
有本云、誓願造寺、恭敬三寶。十二年辛丑、舒明天皇十三年也。春三月十五日、始淨土寺。淨土寺名、見天武天皇十四年八月紀。

注云、辛丑年即十年始平地、癸卯年皇德天皇二年立金堂云云。戊

申孝德天皇大化四年始僧住。己酉年大化五年三月廿五日、大臣遇害。孝德天皇大化五年三月、乙巳朔戊辰、(廿四日)蘇我臣日向、(原注云、日向字身刺)請倉山田大

臣、於皇太子云々。己巳(廿五日)大臣仍陳、設於山田寺。衆僧及長子興志、與數十人曰、夫爲入臣者、安得逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者、元非自身放造、奉爲天皇、誓作。今我見體身刺、而不恐殞誅。聊望黃泉、尙懷忠退。所以來寺、使易終時。言畢、開佛殿之戶、仰發誓曰、願我生々世々、不怨君王。誓訖、自經而死。妻子殉死者八人。癸亥天智天皇二年構塔。癸酉年

十二月十六日、建塔心柱。和名類聚抄、引西隱字苑云、佛塔中心柱也。俗云、心乃波之良。其

柱礎中作圓穴、刻淨土寺。其中置有蓋大鏡一口。鏡即鏡字別號。

盛、原本最
同し。下
珠原本殊。
下同し。
純原本純に
作る。

廿五日の日
字今本手入
の爲之れを
失ふ。

曾我前行
一私云の
二字あり。
但し「私」
字缺損。

續日本紀、大安寺資財條、尾張本現報靈異記、字體集、皆以鏡。爲鏡塔本誤作鏡。內盛種々珠玉。其中有塗金壺、

壺內亦盛種々珠玉。其中有銀壺、壺中內壺中之中、

有純金壺。其內有青玉玉瓶。按、玉玉蓋琉璃省字。猶饒峽省其內納舍

利八粒。古時納舍利於塔丙子年天武天皇五年四月八日、上露盤。戊

寅年天武天皇七年十一月四日、鑄丈六佛像。乙酉年天武天皇十四年三月廿

五日、點佛眼。山田寺是也。大和志云、山田寺、在十市郡。一名華嚴寺。按、山田寺之名、見孝德天皇五年紀。大和志

以爲是年建者非是。施封三百戶、見文德天皇三年紀。注、承曆二年戊午、南一房寫之。眞曜之本云々、

曾我日向子臣、字無耶志臣、蘇我臣日向、字身刺、倉山田大臣之異母弟、見

其弟武藏。皇德天皇紀云、(三)難波長柄豐碯宮御宇天皇之世、任筑紫大

宰帥也。孝德天皇紀云、大化五年、三月戊辰、蘇我臣日向、請倉山田大臣於皇太子云

上宮聖德法王帝說

三五



右法王帝說一卷、不知作者名氏。翫味其書文詞、頗類釋日本紀所引上宮記者。要之似未見古事記日本紀者之所作、其爲古記可知也。如證太子薨逝、以法隆寺釋迦像銘、可謂精而且核也。至富小川之歌、爲巨勢三杖之作、可以糾千古之謬。又富井水之詠、及多米王娶間人女王、生佐富女王、皆可以補史之闕。則雖僅々乎小冊子、實史學家必讀之奇策也。余喜是書之最古而傳實。然傳本多訛謬、今悉依法隆寺所藏古本。至其別體字、亦皆存舊。不敢改易。○以上長田本ナシ。忘己譾劣、爲之證注。非曰敢能之、願學焉。又依本書作系表、以附于後。希令童蒙之士易視。大方君子訂余疎謬、所企而望也。文政四年二月狩谷望之書。

定せられた。是等は勿論漢文を以て記載せられた成文法であり、殊に憲法十七條は「弘仁格」の序に「國家制法、自茲始焉」と云つてあるものである。太子が是れだけの思想と文才とを備へられると共に、是れを讀んで理解し得る官人の有つた事は、太子以前の幾世紀かに亘り、一部の貴族官人の間に蓄積せられた文學教養の時代の有つた事を想ふべきである。「弘仁格」の序に云ふ所は、成文法が太子に始まつた意味で無く、殆末なる成文法は古くより有つたが、堂堂たる國家の憲法として内容形式の完備した成文法が茲に初めて制定せられたと云ふ意味に解すべきであらう。但し太子の憲法とて、今日より見れば、近藤芳樹（二八〇）「享和元年」——一八八〇「明治十三年」が「十七條憲法は上宮太子の佛教を弘むきて制り給へる書のままなれば、國家の憲法とは云ひ難くやあらん」と述べた如く、法律と云ふよりは、今一段高く偉大なる教誡の書にして、明治天皇の「教育勅語」の聖訓と同系に屬するものである。また近藤芳樹は「皇朝にて律令の出來たる始は何れの御代の事にかあらん、今にして詳に知られ難し。延喜式なる大藏詞の中に、天罪、國罪を擧げて、是れを戒へ清むべき法を定め給へるを思へば、此の藏詞を律令の始には有りける」と云つたが、太子の十七條憲法を教誡の書とするならば、大藏詞は祭祀の文であつて、共に法文を以ては論じ難い。されば成文法の起原を問ふこと無く、唯だ國家の法制たる體裁を備へたる成文法にして、明かに存在した事の知られるものを擧ぐれば（一）孝德天皇の大化元年（六四五）の新政府時に公にせられた諸法文を初め、次いで天智天皇の元年（六六二）に藤原、藤足（——六六九）天

智天皇八年（——）等に勅して撰定せしめられた「新律令」を第一に數ふべきである。孝德天皇時代の諸法文は「日本書記」に有る諸詔以外を傳へないが、天智天皇の法文を「新律令」と「日本書記」に書き、また藤足の事蹟を記したる「大藏冠傳」に「帝令大臣撰禮義、刊定律令、作朝廷之訓、大臣與賢人撰益禮章、略爲三條例」と有るから、此の以前に「舊章」の成文法が存在して居た事は明白であり、其の「舊章」に對して「新律令」と稱せられたのである。抑も大化の革新は、天智天皇の皇太子時代に、藤足と共に孝德天皇を輔佐して企畫せられた破天荒の新政府であり、其れは在來の政治も三韓及び漢土の政治を參酌せられたであらうが、此度は特に當時の新しき支那、即ち唐の文物制度を移植せられた所の多き事は、さながら我々の他國に奉つた明治天皇が明治維新の英斷に由つて歐洲の文物制度を採用し給うた如きであつた。茲に漢土の古代法制に就いて略叙すれば、「律」、「令」、「格」、「式」の四種に分れてゐる。此中の「律」は、もと「法」と稱し、早く魏の李悝が「法經」六篇を制したが、秦の商鞅が改めて「律」と稱した。漢の「律」は全文を傳へないが、律の名である上計律、大樂律、田律、賊律、誹謗律、其他を諸書に存してゐる。唐に至つて律十二卷、凡そ五百條が有る。其目錄は一名例、二衛禁、三職制、四戶婚、五厩庫、六擅興、七賊盜、八圖訟、九詐僞、十雜律、十一捕亡、十二斷獄等である。「律」の外に「令」が漢以來生じた。漢の「令」もまた傳はらないが、其名、令甲、令乙、令丙、金布令、功令、秩祿令、田令、祀令、宮衛令、其他を諸書に存してゐる。唐の令は三十卷、二十七令あり、其目錄は、一官品

(分爲上下二)、二三師、三公、臺省、職員、三寺監職、四衛府職員、五東宮王府職員、六州縣、鎮戍、岳瀆、關津職員、七内外命婦職員、八詞、九戸、十選舉、十一考課、十二宮衛、十三軍防、十四衣服、十五儀制、十六鹵簿(分爲上下二)、十七公式(分爲上下二)、十八田、十九賦役、廿倉庫、廿一賑牧、廿二關市、廿三醫疾、廿四獄官、廿五齋講、廿六表裏、廿七雜令である。然るに唐に至つて別に「式」廿卷、「格」七百條が太宗の時に制定せられ、以上を合せて「律、令、格、式」と稱した。此中の「格」は唐の武后の時に「垂拱格」、玄宗の時に「開元格」、文宗の時に「大和格」が新定せられ、何れも年號を冠して呼んだ。「大學衍義補」に「唐、刑書有四、曰律、令、格、式。令、者尊卑貴賤之等數、國家之制度也。格、者百官有司之所常行之事也。式、者其所常守之法也。凡邦國之政、必從事於此三者、其有所違、及人之爲惡、而人于罪戾者、一斷之以律、」と有り、また「文詔等、與法司增損、隋、降、大辟、爲流、者九十二、流、爲徒、者七十一、以爲律。定、令一千五百四十六條、以爲令。又刪武德以來、勅三千餘條、爲七百條、以爲格。又取尚書省、列曹、及諸寺監、十六衛、計帳、以爲式」と有る。唐の「律」が隋の舊制を參酌して作られたると共に、「令」、「格」、「式」それぞれ成立と意義とは是等に由つて知られるが、龜伊藤長胤(東瀛、一六七〇「寛文十年」——一七三六「元文元年」)は其著「制度通」に於て「律令格式と同じやうなる事を四つ立てられたるわけは、令と云ふは天下へ一通りの授にて、萬事の上に就いて斯くの如くせよ、斯くの如くする勿れと號令を定め置き

たるものなり。律と云ふは、天下の人、罪ある時、斯くの如き罪は流罪に處し、斯くの如き時は徒罪にする」と云ふ差を顯はしたるものなり。杜預の律の序に曰く、律、以正罪名、令、以存事制、杜氏通典に云ふ、違令有罪則入律也と、是れなり。格と云ふは代代天子の命令、或は律令と少し異りたる事もあり、また律令を丁度せらるる事もありて、臨時の御布令なり。大明律の内に條例と有るの類なり。本朝の三代格等の體を見るに、中國(漢土)の格も其通りなるべし。式は百官の官府にて行ふ次第、作法、官に由りて類したるものなり。今の延喜式の體、即ち是れなり」と解説してゐる。さて天智天皇の「新律令」は唐の法制に倣はれたのであるが、「律」と「令」とだけ有つて未だ「格」と「式」とは定められなかつた。此中の「令」は近江朝廷に成つたと云ふ理由で後人が「近江令」と稱するものである。(二)次いで十年の後、天武天皇の朝に至り、前朝の律令を一層完成する爲め、天皇が親しく諸臣と共に之に當り給うた。「日本書紀」の天武天皇十年(六八二)二月甲子の條に「天皇、皇后、居于太極殿、喚親王、諸王、詔之曰、朕今更欲定律令、改法式、故俱修此事、然願就是務、公事有闕、分人應行。是日立草壁、皇子、尊令以攝萬機」と有り、天皇は律令制定の餘暇を得給ふ爲めに草壁皇子をして政治を攝せしめ給ふのであつた。「日本書紀」明年八月の條に「造法令」と有るから、天武天皇の「新律令」は其時に成つたのであらうが、公布せられたのは六年後の持統天皇の三年(六八九)六月であり、「日本書紀」同日の條に「班賜諸司令一部二十二卷」と有る。「令」の記事が有つて「律」

の記事が無いのは未だ其時まで制定せられなかつたのか、或は天智天皇の「律」を襲跡して多く増減する所の無かつた爲めに、特に記載しなかつたかであらう。其れより更に(三)天武天皇の四年(七〇〇)六月に至り、刑部親王、藤原不比等、栗田真人等が勅を奉じて律令を修正し、聖大寶元年(七〇一)八月に至り、令十一卷、律六卷を完成した。是れは大寶二年に公布し、明法博士を諸國に遣はして講述せしめられた。謂ゆる「大寶令」、「大寶律」である。「續日本書紀」の大寶元年八月の條に、此度の律令改正に就いて「大略以淨御原朝廷爲准正」と記載してあるから、淨御原の朝廷即ち天武天皇朝の律令に多少の増減改修を加へたものに過ぎなかつたであらう。(此の續日本書紀の記述に據つて、天武天皇が律令を併せて制定せられた事が明かに推定せられる。)(四)次いでまた元正天皇の養老二年(七一八)に藤原不比等が再び勅を奉じて律令を修正した。之を在來の律令に對して「新律令」、または「養老律令」と稱するのである。如此く天智天皇の御代以來、僅かなる歲月の間に屢律令の改定を見たのは、時勢の進歩が之を必要としたのであらう。併し此の最後の養老の律令は大寶の律令に僅少の削補をしたに過ぎなかつたから、世人は猶是れをも「大寶律」、「大寶令」と稱して分つ所が無かつた。さうして天智、天武、文武三朝の律令の原文は傳はらないが、此の養老の律令の大部分は大寶の律令の稱を以て現存してゐる。此「令」の目録は一官位、二職員、三後宮職員、四東宮職員、五家令職員、六神祇、七僧尼、八戸、九田、十賦役、十一學、十二選叙、十三禮制、十四考課、十五職、十六宮衛、十七軍防、十八儀制、十九衣服、

廿營繕、廿一公式、廿二倉庫、廿三醫政、廿四醫疾、廿五假寧、廿六表裏、廿七關市、廿八捕亡、廿九獄、三十雜であるが、現存の本文は倉庫、醫疾の二令を缺いてゐる。また此「律」の目録は一名例、二衛禁、三職制、四戸婚、五厩庫、六禮典、七賦役、八關訟、九詐偽、十雜、十一捕亡、十二斷獄であるが、是等の本文は大抵散佚して、今は僅かに名例、衛禁、職制、賦役の四律を存するのみである。猶是等の律令の外、「格」もまた唐制に擬して編撰せられる意圖は有りながら、其事は大に後れて、平安朝に入つて實現せられるのであつた。(五)即ち平城天皇の思召に由り、左大臣藤原内麻呂、參議菅野眞道等が「格」の編撰に着手したが、天皇の崩御に由つて果さず、次の嵯峨天皇は先帝の遺志を繼いで、大納言藤原緒嗣等をして、奈良朝の大寶元年(七一)より現代の弘仁十年(八一)に至るまでの詔勅官符の中、律令の足らざる所を補ふべきものを編撰せしめ給うた。是れが「弘仁格」十卷である。(六)後また清和天皇の朝に、大納言藤原氏宗等が勅を奉じて、弘仁十一年より現代の貞觀十年(八六八)に至るまでの公文書を十二卷に編撰した。是れが「貞觀格」である。(七)更にまた醍醐天皇の延喜八年(九〇八)に至り、左大臣藤原時平等が勅を奉じて、貞觀十一年より現代の延喜七年(九〇七)に至るまでの詔勅官符を十二卷に編撰し、是れを「延喜格」と稱した。是等を世に「三代格」と稱するのであるが、何れも久しく其原文の半を失つてゐる。(八)また唐制に擬したる「式」は、天武天皇の朝に制定せられた「格式」九十二條を始め、「法式」及び「別式」の稱が大寶以來の律令及び國史の中に屢記載されてゐるが、何れ

も其の全文は傳はらない。然るに平安朝に入つて「格」の編撰と共に、また「式」の制定が行れ、(九) 即ち醍醐天皇の朝に「弘仁式」四十卷、(十) 清和天皇の朝に「貞觀式」廿卷が制定せられ、(十一) 最後に醍醐天皇の朝に至つて、此の「延喜式」五十卷が制定せられた。是等を合せて世に「三代式」と稱するのである。さうして朝廷に於ける法制の編纂は平安初期の此の「延喜式」を以て終り、後の鎌倉時代に入つて北條泰時等の「貞永式目」に武家政治の法制を見るのである。

「延喜式」は左大臣藤原忠平(八八〇)「元慶四年」(八九九)「天曆三年」外四人が醍醐天皇の勅を奉じて、延喜五年に着手し、延長五年(九二七)十一月に功成つて撰進したものである。「三代式」の中、他の二式は佚亡したのに、此「延喜式」のみが五十卷を殆ど闕くる所無く今日に傳へ得たのは幸ひである。藤原時平の序に「凡起弘仁舊式、至延喜新定、前後綴叙、筆削甫訖。總篇五十卷、號曰延喜式。庶使百川之流、皆歸於海、萬目之紀、俱理於綱」と述べた如く、弘仁、貞觀の二式の文をも悉く此中に括めてゐるのであるから、二式の方は自然に不用として疎略に取扱はれ、終に佚亡したつたのであらう。また「延喜式」も完全に五十卷が揃つて傳はつたのでは無く、徳川時代の學者が各所に缺損して遺存したものを取り集めて漸く五十卷を揃へ得たのである。其れにしても卷十三の中宮殿の卷首の文、今檢閲してゐる。

「延喜式」の中、大政官式、内匠式、大膳式上巻、勅解由式等の諸巻に「弘」、「貞」、「延」など有るは

「弘仁式」、「貞觀式」、「延喜式」等の略標、「弘貞」、「弘延」、「貞延」等に兩式づつの略標である。是等は「制度通」の著者が早く考へた如く、後の明法家などが注記の文字にて、「弘」または「貞」とあるは「弘仁式」又は「貞觀式」の條文を其儀襲用したるもの、「延」とあるは延喜に至りて初めて條文を制せるもの、「弘貞」は弘仁貞觀兩式の文を合せて一條としたもの、「弘延」、「貞延」及び「弘貞延」とあるは弘貞兩式にある條文を延喜に至りて聊か改削修補したるもの意であらう。

「延喜式」の古寫本として名を知られたるものは「九條公府家本」と「一條公府家本」とである。兩寫本に就いて文學博士宮地直一先生は次の如く述べられてゐる。

古寫本「延喜式」の今に傳はるものとなると、眞に寥寥として、曠天の星も宵ならぬ思を抱かしむるので、最近吾人の目に觸れた所では、一條公府家の文庫に藏せらるるものがある。總かに卷一から五までの五卷を残すに過ぎないが、抄書の端巖な筆つきで、各卷それぞれ筆蹟を異にするも、恐らくは同時に成り、立派な清書本と思はる。其れで、卷一の奥書に有る阿刀宿禰忠行等五人の名乘が、行書體の自署を忠實に模寫したものと認めらるる所からすると、原本若しくはその模寫から轉寫せられたものでないかと推測せられ、それと本文の字體とから推すと、少なくとも王朝の末期を下らない頃の筆寫と考へらるる。

一條家本に並び貴重なのが九條公府本で、何れも卷子本になり、現に左の卷卷を存して居る。

卷一(四時祭上) 卷二(同下) 卷四(大神宮) 卷六(齋院司) 卷七(錢幣大嘗祭) 卷八(祝詞) 卷九(神名帳上) 卷十(同下) 卷十一(太政官) 卷十二(中務省) 卷十三(中宮職) 卷十五(内藏寮) 卷十六(陰陽寮) 卷二十(大學寮) 卷廿一(治部省) 卷廿二(民部上) 卷廿六(主税寮上) 卷廿七(同下) 卷廿八(兵部省) 卷廿九(刑部省) 卷三十(大藏省) 卷卅一(宮内省) 卷卅二(大膳職上) 卷卅六(主殿寮) 卷卅八(掃部寮) 卷卅九(正親司、内膳司) 卷四二(左右京職)

此中で卷七は二本あるから、すべて二十八巻となり、全部五十巻の中、二十七巻の重要な過半数が尙蔵せられて居るのである。

その年代は今遽かに定め難いが、古寫本や公私の文書の裏面を利用して書寫せられたもので、筆蹟も無論同一でない。而して現に紙背とせらるる所には、律、弘仁主税式、後漢書の斷簡を始めて、村上天皇の天曆、康保以下永延、正曆、寛弘、治安、萬壽、長元、永承、天喜等各年代を経て、白河天皇の承曆に至る文書が收められて居る。此等の點から推し、又その筆蹟や紙質に徴すると、最後の承曆を隔たること餘り遠くない時期、即ち大體に於て矢張院政時代に出來たものとするを總當と考へる。その中で卷一の奥に、本文とは別筆で、

文永九年八月 日見了

とある。なほ全體を通じ、他本との校合や書入や振假名を附けた箇所が散見するので、時時手入の行は

れた事が解かる。(九條家延喜式解題)

一、右の博士の解説に由つて、「一條家本」と「九條家本」との事は明かである。此中の「九條家本」は八、九、十の三巻が原寸玻璃版を用ひて大正年間に複製せられてゐる。猶此外にも寫本として傳はつてゐる幾本かがある。昨年全國神職會と國學院大學とが聯合して東京に催した「延喜式撰上一千年記念展覽會」に陳列された古寫本には、右の二本の外、「三條西家本、古抄本、卷五十、伯爵三條西實義氏藏」、「三條西家本、三條西實隆手抄、卷十一より卷四十六まで、同氏藏」、「三條西家本、卷四十二、四十三、同氏藏」、「近衛家本、五十巻全部、京都帝國大學圖書館藏」、「藤波家本、四十九巻(卷十を闕く)宮内省圖書寮藏」、「壬生本、卷九より卷十三まで、卷十五より卷五十までの間種福、廿一冊、同上藏」、「和學講談所本、五十巻、同上藏」、「井上頼樹本、五十巻、無窮會藏」等を見受けた。

一、「延喜式」の版本の最も古いものは「明曆版」五十巻である。其の底本となつたものは徳川幕府に傳はつて居た古寫本であつた。近藤正實の「右文故事」に據ると、其の「幕府本」は四十八巻あつて、十三、廿四の兩巻を闕いて居たが、中原孝庵(職忠)が廿四巻を補つたと有る。また十三巻は、尾張の藩主徳川氏が前記の「九條家本」を寫して置いたのを、林道春(羅山、一五八三「天正十一年」——一六五七「明曆三年」)が乞うて補寫し、茲に「延喜式」五十巻が完本となり、道春自身に書いた「書新羅延喜式後」と云ふ跋文と共に、「明曆三(一六五七)丁酉吉且、書坊、林和泉樓板行、松柏堂(額に時元と刻したる

押印あり」と云ふ刊記を添へて版行せられた。同じ本の一本に刊記の「林和泉録」の肩に「洛陽今出川」と書いたものをも見受ける。猶跋文の末に「慶安元年戊子、戸部法印道春」と書かれてゐるから、慶安元年（一六四八）より版刻に着手し、明暦三年（一六五七）に至つて發行したのであらう。

一、次には「享保版」五十巻が有る。右の「明暦版」を享保八年（一七二三）に改訂して京都の同じ書肆から刊行したもので、「明暦版」の版木を用ひてゐるが、所所に埋め木をして文字の不揃ひに成つてゐる所が改訂を加へた跡であらう。刊記には「享保八年、出雲寺和泉樓刊」と有る。是れが最も多く世間に流布した版本である。次いでに云ふ。此の「享保版」の表紙裏に「明暦丁酉秋、鑲梓於弊堂、寛文丁未年松下氏再治、烏馬歸正」と記載されてゐるのは、寛文七年（一六六七）に「明暦版」の中の八、九、十の三巻を、松下見林（一六三七—寛永十四年—一七〇三「元禄十六年」）が改訂し、「神名記」と題して同じ書肆から發行したものを云ふので、見林が「延喜式」全部を訂正して出版したのでは無い。

一、第三に「出雲版」六十一冊が有る。是れは出雲の藩主松平齊恒が京本、貞享本、林本、明暦本、古寫本等参照して校訂し、本文五十巻の外に、考異七巻八冊、附録三巻（發音、序表、詳考）を添へて、文政十一年（一八二八）に松平氏自ら刊行したものである。「雲州本」とも云はれる。但し校訂に用ひられた「貞享本」とは何を稱するのであるか明かでない。

一、第四に「國史大系本」が有る。是れは明治卅四年（一九〇二）十月に、「國史大系」第十三巻に收めて、

東京の經濟雜誌社から刊行したものである。此本の校訂には「出雲版」、「井上頼園翁所藏本」、「同所引、古寫本」、「稻葉通邦校本」等を用ひてゐる。

一、第五に出づる版本は、茲に我々の校訂した「日本古典全集本」である。是れは前記の「享保版」を底本とし、「雲州本」即ち「出雲版」及び「國史大系本」を参照して校訂した。因は「雲州本」、因は「國史大系本」の記號である。また頭注として、「雲州本」の考異を原文の儘全部を掲げ、其中の「京本」は圓、「貞享本」は圓、「林本」は圓、「明暦本」は圓、「享保本」は圓の記號を以て示した。また「國史大系本」に有る頭書をも參照して頭注とし、また東京帝國大學圖書館に藏せられる一本の伴信友（一七七三—安永二年）——一八四六「弘化三年」の書入をも頭注に加へて圓の記號を附した。猶讀者の注意を乞うて置く事は、「雲州本」の考異に於て、「享保本」に對して云ふ言葉と、「雲州本」自らに對して云ふ言葉とが此の「日本古典全集本」から云へば相違する譯であるが、すべて「雲州本」其儘の言葉と承知して置かれたい。また考異の中で「京本」と有る所は便宜上圓として「本」の字を略し、「林、明暦一本」などと有る所も圓として「二本」の字を略した。また「國史大系本」の頭書に有る「稻葉本」は圓、「井上本」は圓とした。猶また「九條公府家本」も既に出版せられた巻だけを參照し圓の記號を用ひて頭注に加へた。

一、傍訓を全部に亘つて保存する事は植字上甚だ困難な事であり、諸本を對照する細心の校訂校注と共に發行を遅延せしめる事でもあつたが、發行の時の遅速に於て已むを得ず約に背くとも、善書を提供する事に

由つて永き歳月に亘り讀者の信頼に酬い得べき事を想ひ、我我は發行者と譲り、敢て十二分の努力を之に用ひた。即ち片假名を用ひたものは底本とした「享保本」の傍訓、平假名を用ひたものは「雲州本」の傍訓、(一)此の記號の中に入れたのは「九條家本」の傍訓である。外に「國史大系本」の傍訓と、編者等が極めて稀れに施した傍訓とは「」此の記號の中に挿んで置いた。また音の變化の無い傍訓の假名遣は歴史假名遣に由つて訂正したが、音を知る上に必要と認めたものは原本の儘を保存した。

一、中に「祝詞式」は「九條家本」の傍訓をも併せて多く保存したいと思つた爲めに、普通の傍訓を附する餘地が無くなつた。其れで普通の讀み下し文を別に添へる事にした。此の祝詞は昔から最も多く讀まれ、神道家、國學者の注解書も多く出てゐるものであるが、今後も廣く國民の間に必ず一讀して欲しいと思ふからである。

一、伴信友の書入本を寫して頭注に加へ得たのは、我我を助けて法學士高柳眞三氏が法制研究の餘力に爲された事である。氏に對して茲に我我の感謝を表して置く。また此書の校訂に就いても、廣宮内省圖書寮の田邊勝哉先生から示教を受けた事を拜謝する。

一、本集は浩瀚な國書の中より普遍性多きものを以て一貫せる歴史的大系を形ちづくるのが目的の一であるから、「延喜式」に於ても此の卷第八の二卷を示して其全豹を窺はしむる便宜の輯録をせしものである。

延喜式

卷第八

祝詞

延喜式

卷第八

延喜式 卷第八 神祇八

祝詞。凡祭祀祝詞者。御殿。御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭。中臣氏祝詞。

凡四時諸祭。不云祝詞者。神部皆依常例宣之。其臨時祭祝詞。所司隨事脩撰。前祭進官經處分。然後行之。

祈年祭

集侍 神主祝部等諸聞食登宣。神主祝部等共稱。唯餘宣准此。

高天原 神留坐皇睦神漏伎命。神漏彌命。以天社國社稱辭奉皇神等能前。白久今年二月 爾御年初將賜登爲而皇御孫命。宇豆幣帛朝日能豐逆登爾稱。

御年皇神等能前白久皇神等能依志奉奧津御年手眩爾水未畫垂向股爾泥盡。

延喜式 卷八 神祇八 祝詞

內此一祭當參考賀茂真淵祝詞考。

因江家次第祈年祭祝師申祝。如式十段。每度稱唯。祈。諸本作初。國作。

白久皇神等國國作。

白久。久字。有。無。困。圍。

因村。原作。寸。據。雲。本。改。即。餘。也。校。用。ナリ。改。ムル。ニ。及。ズ。同。音。借。用。ナル。ベシ。村。主。ヲ。

皇太御神能寄奉波前者皇太御神能太前爾如二横山一打積置氏殘乎平開看又皇御孫命御世乎手長御世登磐爾常磐齋比奉茂御世爾幸開奉故皇吾睦。神漏伎。神漏彌命登事物頸根衝拔氏皇御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣。御縣爾坐皇神等前爾白〔久因〕高市。葛木。十市。志貴〔ウ〕山邊曾布登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜羊菜持奈來氏皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故皇御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣。山口坐皇神等能前爾白久飛鳥。石寸。忍坂。長谷。畝火耳無登御名者白氏遠山。近山爾生立留大木。小木木末切打氏持奈來氏皇御孫命能瑞能御合仕奉氏天御蔭。日御陰登坐〔オ〕氏四方國乎安國登平久知食須我故皇御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣。水分子坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者白氏辭竟奉者皇神等能寄

寸主ト書キタル天武紀ニアリ

春日祭

志奉率與郡御年乎八東穗能伊加志穗爾寄志奉者皇神等爾初穗波爾汁爾區間高知。應腹滿雙氏稱辭竟奉氏遣乎皇御孫命能朝御食。夕御食能加牟加比爾長御食能遠御食登赤〔ウ〕丹穗爾聞食故皇御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久諸聞食至宣。辭別已部能爾爾爾太多須支取掛氏持由麻波利仕奉爾幣帛乎神主。祝部等受賜氏事不遇捧持奉登宣。春日祭。天皇我大命爾坐世恐鹿鳴坐健御賀豆爾命。香取坐伊波比主命。枚岡坐天之子八根命。〔オ〕比爾神四柱能皇神等能廣前仁白久大神等能乞賜比爾春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立。高天原爾千木高知氏天乃御陰。日乃御陰止定奉氏貢流神寶者御鏡御橫刀。御弓。御杵。御馬爾備奉理御服波明多問。照多問。和。問。荒多問爾仕奉氏四方國能賦爾御前取並氏青海原乃物者波多能廣物。波多能狹物。奧藻菜。邊藻菜。山野物者甘菜。辛〔ウ〕菜爾至麻

御酒者饗上高知。饗腹滿並氏雜物乎如三横山積置氏神主爾某官位姓名乎定
 氏獻流字豆乃大幣帛安幣帛乃足幣帛登平久安久間食者登皇太御神等乎稱辭竟奉
 久白如此仕奉爾依氏今母去前天皇我朝廷乎平久安久足御世乃茂御世爾齋奉利
 登白石爾堅石福閑奉預而仕奉處處家家王等卿等乎平久天皇我朝廷爾伊
 常石爾堅石福閑奉預而仕奉處處家家王等卿等乎平久天皇我朝廷爾伊
 加志夜久波7オ 假能如久仕奉利佐加穀志米賜稱辭竟奉良久白大原野校岡等祝詞准此
 校云。茂因イワシと傍調ス。江見氏云。ヲのハたること明確なれど、茂御世。等。普通にイカシと訓むべき場合、カに當る假名に、同じくヲと書けり。是はイハシと訓めるにや。又この場合のヲは、可の略體にて、イカシと訓むべきか、不明なれど字體に於ては兩者毫も相違無ければ疑を存して後考を俟つ。

廣瀬 大忌 祭

廣瀬大忌祭。廣瀬能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須若字加能賣能命登御名者白氏
 此皇神御前爾辭竟奉久皇御孫命能字豆能幣帛乎令捧持王臣等乎爲使氏
 稱辭竟奉乎神主。祝部等諸聞食宣7ウ
 奉流字豆乃幣帛者御眼。明妙。照妙。和妙。荒妙。五色物楯。戈。御馬。
 乃因因小書

御酒者。應能、向知。應能腹滿雙氏和稻。荒稻爾山爾住物者毛能。和支物毛能荒
 支物大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者諸能廣支物。諸能狹支物。奥津藻
 菜。邊津藻菜爾至萬置足氏奉久皇神前。白賜部止宣。如此奉字豆乃幣帛安幣帛
 能足幣帛止皇神御心平久安久間食氏皇御孫命能長御膳能遠御膳乃赤丹能穗爾
 間食〔牟〕皇神能御刀代乎始氏親王等王臣等天下公民能取作奥都御歲者手
 肱爾水沫畫垂。向服爾泥。畫寄氏取將作奥都御歲乎八東穗爾皇神能成幸賜
 者初穗者汁爾頭爾千稻。八十稻爾引居氏如三横山打積置氏秋祭爾奉皇神前爾
 白賜登宣

因本居官長云。自皇御孫命至王臣等三十六字悉行。
 因八千。原作一八十一。及變本改。

倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾皇御8ウ孫命能字豆乃幣帛明妙。照妙。和
 妙。荒妙。五色物楯。戈至万奉如此奉者皇神等敷坐須山山乃自口狹久那多
 利爾下賜水乎甘水登受而天下乃公民取作留奥都御歲乎惡風。荒水爾不相賜
 汝命乃成幸爾賜者初穗者汁爾頭爾應乃閑高知。應腹滿雙氏如三横山打積置氏

校云。情因
同じ。因種
ニ作ル。
官。祝詞考
云。此下脱
大字一號。

平野
祭

笠下。一本
有爾字。
照多間。因
脱。因國有。

公民能作作物惡風。荒水爾不相賜皇神乃成幸開賜者。初穂者感能開高知。[11]
願腹滿雙氏汁爾爾八百稻千稻引居置氏秋祭爾奉止王卿等百官能人等倭
國六縣能刀爾。男女爾至万氏今年四月七月者云諸奈集氏皇神能前爾宇事物類
根築拔氏今日能朝日能豐榮登爾稱辭竟奉皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎神主祝部等
被賜氏情事無奉禮登宣命乎諸聞食止宣
平野祭。[12]
天皇 我御命爾坐[世因]今木利仕奉來。皇太御神能廣前爾白給久皇太御神

乃乞志給乃爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立氏高天乃原爾千木高知氏天能御陰
日能御陰登奉氏神主爾神祇某官位姓名定氏進流神財波御弓。御太刀。御鏡。
鈴。衣笠。御馬乎引並氏御衣明多[照多間因因]和多荒爾備奉利四方國能進
禮御調能荷前乎取並氏御酒。應戶高知。願腹滿並[12]氏山野物波甘菜辛菜。
流御調能荷前乎取並氏御酒。應戶高知。願腹滿並[12]氏山野物波甘菜辛菜。
因无

磐。圖作
石。久度古
關圖作磐。

因又申云
云。祝詞考
連書。

久度
古關

開。圖(京保
再刻。圖作
關。因作
開。世支)
國(阿支)校
云。因開。
因爾。雲本
无。校云。
因無シ。

青海原乃物波多能廣物。波多能狹物。與都毛邊津毛波爾至氏雜物乎如積
山置高成氏獻流字豆乃大幣帛乎久所開。天皇我御世乎堅石爾常石爾齋奉利伊
賀志御世爾幸開奉氏万世爾御坐合在米給登爾稱辭竟奉久申
又申久參[集因]氏仕奉親王等。王等。臣等。百官人等乎夜守日守爾守給
氏天皇朝廷爾伊夜高[13]才爾伊夜廣爾伊賀志夜具波江[乃因]如久立榮之米令仕奉
給登爾稱辭竟奉久申
久度古關(因同)。

天皇我御命爾坐世久度。古關二所能爾之供奉來皇御神能廣前爾白給久皇
御神能乞比給之任爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立。高天能原爾千木高知氏天
能御陰。日能御陰止定奉氏神主。某官位姓名定氏進流神[13]財波御弓。御太刀。
御鏡。鈴。衣笠御馬乎引並氏御衣明多照多和多荒爾備奉氏四方國乃進

奧。園作。息。園作。

王等。園。園無。

六月 月次

因月次。祝詞考。次下。有。此下有。波字。

御調乃荷前乎取並氏御酒波。乃高知。能腹滿並氏山野物波。甘菜。辛菜。青海原乃物波。乃廣物。乃狹物。奧都毛邊都波。至末雜物。如橫山。置高成氏。獻流字豆乃大幣帛乎平久所聞。氏天皇我御世乎。堅石爾常石爾。齋奉利伊賀志御世。爾幸開奉氏万世爾御。令坐米給。登稱辭竟奉久申。又申久參集氏仕奉親王等。王等。臣等。百官人等乎。夜守。日守。爾守給。氏天皇我朝廷。爾彌高爾。彌廣仁伊賀志夜具波江。能如久立榮。令仕奉給。登稱辭竟奉。良久申。因。

六月月次。十二月准此。集侍神主。祝部等諸開食。登宣。高天原。爾神留坐皇睦神漏伎命。神漏彌命。以天社。國社。登稱辭竟奉皇神等前。爾白久今年。乃六月月次幣帛。十二月月次幣帛。明妙。照妙。和妙。荒妙。備奉。氏。

神魂。魂上。園有。御字。園。園無。校云。因。無。因祝詞考。同當。因。當。作波。

朝日乃豐榮登。爾皇御孫命。能字豆乃幣帛。稱辭竟奉久宣。大御。能辭竟奉。皇神等能前。爾白久神御魂。高御魂。生魂。足魂。玉留魂。大宮。御膳部神。辭代主。御名者白。氏辭竟奉者。皇御孫命。乃御世乎。手長御世。堅磐。常磐。齋比奉。茂御。世。爾幸開奉。故皇昔睦神漏伎命。神漏彌命。皇御孫命。乃字豆。乃幣帛。稱辭竟奉久宣。座摩。乃御。能辭竟奉。皇神等。乃前。爾白久生井。榮井。津長井。阿須波婆比伎。登御名者白。氏辭竟奉者。皇神。能敷坐。下都磐根。爾宮柱太知立。高天原。爾千木高知。氏皇御孫命。瑞乃御合仕奉。氏天御蔭。日御蔭。登隱坐。氏四方國。平安國。登平久知食。須故。皇御孫命。乃字豆。乃幣帛。稱辭竟奉久宣。御門。乃御。能辭竟奉。皇神。能前。爾白久。爾磐間門命。豐磐間門命。御名者白。氏辭竟奉者。四方能。御門。爾湯都磐村。能如久塞。坐。朝者。御門。開奉。夕者。御門。開奉。氏。疎留物。乃自下往者。下守。自。上往者。上守。夜。乃守。日。乃守。爾守奉。故皇御孫。

限下。國有
利字。兩國
無。天雲
本削之。似
是。
因檢。祝詞
考作。較。

命乃字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣16才
生鳴乃御巫能辭竟奉。皇神等乃前爾白久生國。足國登御名者白氏辭竟奉者。皇
神乃敷坐鳴乃八十鳴者谷蟻能狹度極。鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮國者平久。島
乃八十鳴。隨事無久皇神等寄志奉故皇御孫命乃字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣
辭別伊勢爾坐天照太御神乃太前爾白久皇神乃見霧志坐四方國者天乃壁立極。國
乃退立限。青雲能鷲極。白雲乃向伏限。青海原者。棹枚不干。舟艫乃至
留極。大海原爾舟滿都都氣氏自陸往道者。荷緒結堅氏磐根。木根履佐久彌氏
馬爪至留限。長道無間久立都都氣氏狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打掛
氏引寄如事皇太御神寄志奉荷前者。皇太御神乃前爾如積山打積置氏殘乎平
間看。又皇御孫命御世乎長御世登磐常磐齋比才奉。茂御世爾幸附奉故
皇吾陸神漏伎命。神漏彌命登鷲自物頭根衝拔氏皇御孫命乃字豆乃幣帛乎稱辭
竟奉久宣

因能祝詞考
无。

御縣爾坐皇神等乃前爾白久高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布登御名者白氏
此六御縣爾生出甘菜干菜。乎持奈來氏皇御孫命乃長御膳乃遠御膳聞食故皇
御孫命能字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久宣17ウ
山能口坐皇神等乃前爾白久飛鳥。石寸。忍坂。長谷。畝火。耳無登御名者白
氏遠山。近山爾生立流大木。小木乎本末打切氏持奈來氏皇御孫命乃瑞乃御舍仕
奉氏天御陰。日御陰登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須我故皇御孫命乃字豆乃
幣帛乎稱辭竟奉久宣
水分坐皇神等乃前爾白久吉野。宇陀。都那葛木登御名者白氏辭竟奉者。皇神等
依志奉18才都御年乎八束穗乃伊加志穗爾依志奉者皇神等爾初穗者
顯爾汁爾應爾高知。應腹滿雙氏稱辭竟奉氏遺波皇御孫命乃朝御食。夕御食乃加
牟加比爾長御食乃遠御食登赤丹穗爾開食故皇御孫命乃字豆乃幣帛乎稱辭竟奉久諸
聞食止宣
辭別忌部弱肩太極取掛氏持由麻波利仕奉留幣帛乎神主。祝部等受賜氏事

大殿祭

因靈鏡。祝詞考作鏡。

木乃立。木下。有根字。因。及下文尤。無シ。

地。祝詞考此下補二波字。

不過。捧¹⁸持奉^登宣大殿祭。

高天原^{高天原}爾^爾神留^{神留}坐^坐須^須皇親神魯企^{皇親神魯企}。神魯美之命以^以氏皇御孫之命^{氏皇御孫之命}乎^乎天津高御座^{天津高御座}爾^爾坐^坐氏天津^{天津}乃^乃劍鏡^{劍鏡}乎^乎捧持賜^{捧持賜}天言壽^{天言壽}古語云^{古語云}許止保企^{許止保企}言^言宣^宣志^志久^久皇^皇我^我宇都御子^{宇都御子}。皇御

孫之命此^此乃^乃天津高御座^{天津高御座}爾^爾坐^坐氏天津日嗣^{天津日嗣}乎^乎萬千秋^{萬千秋}乃^乃長秋^{長秋}爾^爾大八洲豐葦原瑞穗之國^{大八洲豐葦原瑞穗之國}乎

安國^{安國}止^止平^平氣^氣所知^{所知}食^食志^志古語云^{古語云}言寄奉^{言寄奉}賜^賜比^比以^以天津御量^{天津御量}氏事問^{氏事問}之^之磐根^{磐根}。木

乃立^{乃立}草^草能^能可岐葉^{可岐葉}乎^乎言止^{言止}天降^{天降}利^利賜^賜比^比食國^{食國}天下^{天下}登^登天津日嗣^{天津日嗣}所知^{所知}食^食須^須皇御

孫之命^{孫之命}乃^乃御殿^{御殿}乎^乎今^今奧山^{奧山}乃^乃大峽^{大峽}。小峽^{小峽}爾^爾立^立留^留木^木乎^乎齊部^{齊部}齊斧^{齊斧}乎^乎以^以伐^伐操^操氏^氏本末^{本末}乎^乎山神

爾^爾祭^祭氏^氏中間^{中間}乎^乎持出來^{持出來}齋^齋以^以豆^豆爾^爾齋柱立^{齋柱立}氏^氏皇御孫之命^{皇御孫之命}乃^乃天之御騎^{天之御騎}。日^日之

御騎^{御騎}止^止造^造奉^奉仕^仕流瑞^{流瑞}之^之御殿^{御殿}古語云^{古語云}汝尾船^{汝尾船}命^命爾^爾天津奇護^{天津奇護}言^言古^古伊波^{伊波}比^比許^許登^登以^以氏

言壽^{言壽}鎮^鎮白^白久^久乃^乃敷坐^{敷坐}大宮地^{大宮地}底津磐根^{底津磐根}乃^乃極^極美^美下津網根^{下津網根}古語番^{古語番}之^之類^類波^波府虫^{府虫}能^能禍^禍

乃堅一本。無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

無久高天原波青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅多留柱桁梁戶闢乃錯

校云。進米
進。因進進
米トス。

御門
祭

常。備。上
文。倒。置。

大祓

膳。夕乃御膳供奉。比禮懸伴緒。櫻懸伴緒乎手蹟。足蹟古語云不令爲氏親
王。諸王。諸臣。百官人等乎已乖乖不令在。邪意。穢心無久宮進米爾因
進。宮勤勤之米各過在波見直志聞直坐氏平良氣安久令仕奉坐爾依氏大
宮賣命止御名乎稱辭竟奉久白

御門祭

備磐屬豐磐屬命登御名乎申事波四方内外御門爾如湯津磐村久塞坐氏四
四角與疎備荒備來武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾古語麻相麻日許利相
口會賜事無久自上去波上護利自下往波下護利待防掃劫排坐氏朝波開門
夕波開門氏奈入罷出人名乎問所知答過在波神直備大直備見直。聞直坐氏平
良氣安久令奉仕賜故爾豐磐屬命。備磐屬命御名乎稱辭竟奉久白
六月晦大祓十二月准之

集侍親王。諸王。諸臣。百官人等。諸聞食止宣。天皇朝廷爾仕奉爾比禮
挂伴男。手檝挂伴男。靱二百伴男。劍佩伴男。能八十伴男。乎始氏官官爾
仕奉留人等乃過犯家雜雜罪乎今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止
宣

高天原爾神留坐皇親神漏岐。神漏美乃命以氏八百萬神等乎神集集賜比神議議賜
氏我皇御孫之命波豐葦原乃水穗之國乎安國止平久知所食止事依志因奉如此
依志奉志國中爾荒振神等乎神問爾志賜。神掃掃賜比語問志磐根。樹立草
之垣葉毛乎語止氏天之磐座放。天之八重雲伊頭乃千別千別天降依左奉支如
此久依志奉志四方之國中登大倭。日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱。
太敷立。高天原爾千木高知氏皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏天之御陰。日之御
陰止隱坐氏安國止平氣所知食武國中爾成出武天之益人等我過犯家雜雜罪事波天津

乃美。祝詞。考改。胡ノ。久麗。新。羅。高麗。也。檢スルニ。白。人。古久。麗。トセリ。又。ハ。胡久。美。抄ニ。古久。美。誤字ニ。アラ。ズ。○犯。祝。詞。考。依。大。嘗。祭。卷。改。○宮。祝。詞。考。改。官。國。本。無。○。因。納。補。祝。詞。考。此。下。各。有。○。字。高。山。之。末。短。

罪^オ止^ハ呼放溝埋。種放。類毒串刺。生剝。逆剝屎戶。許許大久乃罪。天津罪^{太因}止^ハ法別氣國津罪^八止^ハ生斷。死斷。白人胡久美。己母犯罪。己子犯罪。母與子犯罪。子與母犯罪。畜犯罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津鳥災。畜什盡物爲罪。許許大久乃罪出武如此出波天津宮事以氏大中臣天津金木本打切。末打斷氏千座置座^{太因}置足^氏天津管本刈斷。末刈切氏八針取辟氏天津祝^ウ詞乃太祝詞事平宣禮如此久乃良波天津神被天磐門^乎捋披氏天之八重雲伊頭乃千別爾千別氏所聞食武國津神波高山之末。短山之末^爾上坐氏高山之伊總理。短山之伊總理^乎檢別^氏所聞食武如此所聞食^波皇御孫之命^乃朝廷^乎始^氏天下四方國爾罪^{惠因}止^ハ云布罪波不在止^ハ科戶之風乃天之八重雲吹放事之如久朝之御霧。夕之御霧朝風。夕風乃吹掃。事^オ之如^{久因}大津邊^爾居大船^乎軸解放^波氏大海原^爾兩押故事之如久彼方之繁木本^下燒^乃倣^以氏打掃事之如久遣罪^波不在止^ハ給^比清給事^乎高山末。短山之末^理佐久那太理^爾落^多支^{川因}連川^能瀬坐^須無

山之末。國。作高山短。山之末。二。字。可。哥。因。可。ル。從。フ。ベ。シ。○。因。祝。詞。考。根。下。有。之。字。下。同。○。毛。字。國。尤。有。○。校。云。因。无。○。因。按。宮。内。式。御。麻。禰。條。亦。无。○。因。大。川。道。因。作。大。川。邊。

織津比咩止云神。大海原爾持出奈武如此持出往荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須速開都^{比因}咩止云神持哥吞^氏如此^久哥吞^波氣吹戶^ウ坐須氣吹戶^主止云神^爾根國底之國^{爾因}氣吹放^氏如此^久氣吹放^波根國底之國^爾坐速佐須良比咩云神持佐須良比失^牟如此^久失^波天皇我朝廷爾仕奉^留官官人等^乎始^氏天下四方爾自今日始^氏罪^止云布罪^波不在^止高天原爾耳振立聞物^止馬牽立^氏今年六月晦日夕日之降^乃大祓^爾祓給^比清給事^乎諸聞食^止宣四毛^因國卜部等。大川道爾持退出^祓才^却止^宣東文忌寸部獸橫刀^時咒^西文部准^此謹請皇天上帝三極大君。日月。星辰。八方諸神。司命司籙。左東王父。右西王母。五方五帝。四時。四氣。捧以祿人請除禍災。捧以金刀請延希祚。咒日東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國精治。萬歲萬歲萬歲。鎮火祭。

祝詞考以
鑽火祭例
道變次云
據神祇并
古本

元集引此
祝詞作夜
七夜祝詞
考向

高天原爾神留坐皇親神漏義。神漏美能命持ウ氏皇御孫命波豐葦原乃水穗國乎
安國止平久所知食止天下所寄奉志能イ事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐
奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱一緣繼給氏國能八十國嶋能八十嶋乎生給比八百
万神等生給比比麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏夜七日畫七日
吾乎見給比會吾奈妹乃命止申給比此七日爾不足氏隱坐事奇止見16所行須時
火乎生給氏御保止乎所燒坐如是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎
乎見阿波多志給止比津申給氏吾名妹能命波上津國乎所知食保之因吾波下津國乎所知
牟申氏石隱給氏與美津枚坂爾至坐氏所思食久吾名妹命能所知食上津國爾心惡子
乎生置氏來奴宣氏返坐氏更生子。水神匏川菜。埴山姫四種物乎生給氏此能
心惡子乃心荒波水神匏。埴山姫。川菜乎持氏鎮奉止事教悟給支依此氏
稱辭竟奉者皇御孫能朝廷爾御心一速比給止波為氏進物波明妙。照妙。和妙。荒

稱字。困无。
爾固有。

道變祭

因狹。此上
祝詞考有
乃字。

妙。五色物乎備奉氏青海原爾住物者。鱒廣物。鱒狹物。奧津海菜。邊津海菜
爾至萬氏御酒者爾邊高知。爾腹滿雙氏和稻荒稻爾至萬氏如橫山置高成氏天津
祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久申才
道變祭。
高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯津磐村之如久寒坐皇神等之
前爾申久八衢比古。八衢比買。久那斗止御名者申氏辭竟奉久根國。底國與龜
備疎備來物爾相率。相口會事無氏下行者。下乎守理上往者上乎守理夜之守。
日之守爾守奉齋奉止進幣帛者。明妙。照妙。和妙。荒妙爾。備奉御酒
者。爾邊高ウ知。爾腹滿雙氏汗爾爾山野爾住物者。毛能和物。毛能荒物
青海原爾住物者。鱒乃廣物。鱒狹物與津海菜。邊津海菜爾至萬氏橫山之如久置
所足氏進字豆乃幣帛乎平氣聞食氏八衢爾湯津磐村之如久寒坐氏皇御孫命乎堅
磐爾常磐爾齋奉。茂御世爾幸開奉給止申。又親王等。王等。臣等。百
官人等。天下公民爾至萬氏平久齋給止神官天津祝詞乃太祝詞事乎以氏稱辭竟

大嘗祭

奉止申^才 大嘗祭。 集侍神主。祝部等諸聞食。登宣。 高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社。國社。敷坐皇神等前。爾白久今年十一月。中卯日。爾天都御食。乃長御食。能遠御食。皇御孫命。乃大嘗聞食。奉為故。爾皇神等。相字豆乃比奉。氏堅磐。常磐。齋。比奉。利。茂御世爾幸。奉。奉。依。志。千。秋。五。百。秋。爾。平。久。安。久。間。食。氏。豐。明。明。坐。皇。御。孫。命。能。字。豆。乃。幣。帛。乎。明。妙。照。妙。

刃字豆乃比。應云。孝讓紀大坐神地坐祇乃相字豆。祭比云。稱德紀天地字倍祭比由流之天云云。

豐月祭

高天之原。爾神留坐。須皇親神漏伎神漏美。命。以。氏。皇。御。孫。之。命。豐。葦。原。鼓。匠。落捧持。氏。奉。登。宣。 中宮。春宮。豐月。祭。亦。同。 爾御魂齋戶祭。 高天之原。爾神留坐。須皇親神漏伎神漏美。命。以。氏。皇。御。孫。之。命。豐。葦。原。鼓。匠。

因之。祝詞

考无

太神宮

因。應云。通邦。曰。是。使臣。詞。○。神下。爾。國。有。宮。字。國。无。

能水穗國乎安國。止定奉。氏下津磐根。爾宮柱太敷立高天之原。爾千木高知。氏天之御。隆。日之御隆。止稱辭竟奉。氏奉御衣。上下備奉。字豆。乃幣帛。明妙。照妙。和妙。荒妙。五色物。御酒。應邊高知。應腹滿雙。氏山野物。波。甘菜。辛菜。青海原物。波。鱒廣物。鱒狹物。奧津海菜。邊津海菜。至。雜物。乎。如橫山。置高成。氏獸。留。字豆。乃幣帛。乎安幣。帛。能足幣帛。平。久。間。食。氏皇。良。朝廷。乎。常。磐。爾。堅。磐。齋。奉。茂。御。世。爾。幸。奉。給。氏。自。此。十二。月。始。來。十二。月。至。萬。氏。平。久。御。坐。所。令。御。坐。給。止。今年。十二。月。某。日。齋。比。鎮。奉。止。申。伊勢太神宮。 二月。祈。年。六月。十二。月。月。次。祭。 天皇。我。御。命。以。氏。度。會。乃。宇。治。乃。五十。鈴。川。上。乃。下。津。石。根。爾。稱。辭。竟。奉。流。皇。太。神。能。太。前。爾。申。久。常。毛。進。流。二月。祈。年。月。次。祭。唯。以。六月。大。幣。帛。乎。某。官。位。姓。名。乎。爲。使。令。捧。持。氏。進。給。布。御。命。乎。申。給。久。止。申。

皇神前。政
事略。乃太
皇太后。持
前。有。取上
和。有。取上
要。略。无。本
及。

同神
嘗祭

天皇我御命以氏度會能山田原爾稱辭竟奉皇神前爾申給久常毛進留九月之神嘗
能³²ウ大幣帛其官米位某王中臣。其官某位某姓名乎爲使氏忌部爾爾爾太極取
懸取持齋波令捧持氏進給布御命乎申給久申
因取无

度會乃字治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天
照坐皇太神乃太前爾申進留天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣爾宣
等共³³才
稱唯³³才

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐。堅磐爾伊賀志御世爾
幸倍給比阿禮坐皇子等乎惠給比百官人等。天下四方國乃百姓爾至万長平久護。
惠美幸比給止三國國。處處。寄奉留神戶人等能常毛進留由紀能御酒。御
贊。懸稅千稅余五百稅乎如橫山久置足成天大中臣太玉串爾爾侍天今年九月十
七日朝日豐榮登爾天津祝詞乃太祝詞³³ウ辭乎稱甲事乎神主部。物忌等諸聞食止

實王
奉入

宣³³爾³³內荒祭宮。月讀宮爾如此久申進止宣³³神主部
齊內親王奉入時。

進神嘗幣詞申畢次即申云辭別氏申給久今進齋內親王依恒例³³氏三年³³波
四齋比清麻波御杖代止氏進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾³³常磐³³堅
磐爾平氣安久御座坐志米武止御³⁴才杖代止進給布御命乎大中臣及侍中取持氏恐美
恐美申給久申

參入。參。諸
本作奉。案
神嘗祭條
云。但爾王
初參入之
時。設御座
於太極殿。
又齋宮式。
神嘗使。尋
常之例。十
一日參入。
而當齋王
參入之時。
即陪從參
入。又案符
宣抄載。齋
王參入太
長宮。符大
通。此今改作

遷却
崇神

遷却崇神「祭ウ」。

延喜式 卷八 神祇入 祝詞

遷却崇神「祭ウ」。他參誤作奉者不少。○勅云。稱詔語使臣之詞。○皇御孫命。命字。謄本无。據例補。
皇御孫「命」能御命乎以氏皇太御神能太前爾申給久常乃例爾依氏廿年爾一
遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十四種。神寶廿一種乎儲備天祓酒贊持忌
波理預供奉。辨官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給久申³⁴ウ

校云。因氏
を支トス從
フベシ。マ
ヲサズキト
訓ムベシ。
萬葉十一。
不_レ思寸ト
アリ。○天
神和給
氏。祝詞考
无。

高天之原 爾神留坐 氏事始給 志神漏伎神漏美 能以 天之高市 爾八百万神等 乎神
集 集給 比神議 議給 氏我皇御孫之尊 波豐原 能水穗之國 乎安國 止平氣所知食 止
天之磐座放 氏天之八重雲 伊頭之千別 支千別 氏天降所寄奉 志爾誰神乎先遣 波
水球國 荒振神等 乎神撰 撰平止 神議 議給時 爾諸 志神等 皆量申 久天穗日
之命 乎遣而平 止氣武申 支是以天降遣時 爾此神 波返言不申 氏次遣 志健三熊之命 毛
隨父事 氏返言不申。又遣 天石彦 毛返言不申 氏高津鳥 殃爾依 氏立處 氏身亡 支
是以天津神 能御言 以氏更量給 氏經津主命 健雷命 二柱神等 乎天降 降因 給比 荒振
神等 乎神撰 撰給 比神和給 氏語問 志磐根樹立。草之片葉 毛語止 氏皇御孫之尊 乎
天降所 寄奉 支如此 久天降所寄奉 志四方之國中 止大倭日高見之國 乎安國 止
定奉 氏下津磐根 爾宮柱太敷立。高天之原 爾千木高知 氏天之御蔭。日之御蔭 止仕
奉 氏安國 止平氣所知食 武皇御孫之尊 乃天御舍之内 仁坐 須皇神等 波荒備給 比健備
給 比無 无 久 志 神奈我良 毛所知食 氏神直日。大直日 爾直 志
崇因

因地。祝詞
考无。

遣唐
奉幣

使。祝詞考
云。此下恐
脫者字。

因嘉。祝詞
考作喜。

給比自此地 波四方 乎見露山川 能清 地 爾邊出坐 氏吾地 止宇須波伎坐 止世進
幣帛有明妙。照妙。和妙。荒妙 爾備奉 氏見明物 止鏡。翫物 止玉。射放物 止弓
矢。打斷物 止大刀。馳出物 止御馬。御酒者 應戶高知。應 展滿 斐米 爾山
〔爾因〕住物者。毛乃和物。毛能荒物。大野原 爾生物者。甘菜 干菜。青海原 爾住
物者 鱈廣物。鱈狹物 與津海菜。邊津海菜 爾至 萬氏 橫山之如 久八物 爾置所足 氏
奉 留 宇豆之幣帛 乎皇神等 乃御心 毛明 爾安幣帛 乃足幣帛 止平久 聞食 氏崇給 比
健備給事無 之山川 乃廣 久清地 爾邊出坐 氏神奈我良 鎮坐 止稱辭竟奉 止申
遣唐使時 奉幣
皇御孫尊 乃御命 以 氏住吉 爾辭竟奉 留皇神等 乃前 爾申賜 久大唐 爾使 遣佐 平 爲 爾
依 船居無 氏攝磨國 與船乘 止爲 氏使者遣佐 平 所念行間 爾皇神命 以 氏船居 波吾佐
止教悟給 比 支教悟給 比 那我良。船居作給 波 悅 備 志 禮代 乃幣帛 乎 官位 姓
名 爾令 捧 賣 氏進奉 久 止申